

- を發す。○將軍秀忠、江戸を發す。○二九、櫻井合戦。
- 三六 道明寺若江合戦。○七、茶臼山岡山附近合戦。
- 三八 大坂城陥り豊臣氏滅ぶ。
- 三九 淡路を阿波徳島城主蜂須賀至鎮に與ふ。○一三 一國一城の制を布く。
- 七 武家法度十三條を頒つ。○一〇、豊國廟を廢す。○一七、禁中、公家諸法度を定む。○二四、家康、諸宗本山本寺の諸法度を定む。
- 八四 秀忠、江戸に著す。○二三、家康、駿府に著す。
- 二 群書治要を印刷せしむ。
- 七六 越後松平忠輝の封を没す。
- 八八 耶蘇教を禁ず、明國商船を除き外國商船の長崎平戸の外寄港するを禁ず。○二〇、英吉利、交趾商船に係る令を出す。
- 九三 秀忠、二子國松丸に甲斐を與ふ。○一六、家康に東照大権現の號を勅賜す。
- 一〇三 煙草の栽培及び賣買を禁ず。○一四、武家諸法度を改書せしむ。
- 一一 傳馬人足の質を定む。
- 三 幕府、吉原遊廓を開く。
- 四 家康を久能山より日光山に改葬す。
- 六 秀忠上洛す。
- 六九 池田光政を鳥取城に徙す。
- 七四 本多忠政を姫路に移す。○二一、幕府諸寺の法度を頒つ。

- 八六 幕府、和蘭人に朱印を與ふ。○二六、後陽成上皇崩御。○朝鮮信使來朝、秀忠、伏見城に延見す。
- 九一 幕府、鳥津家久に松平の稱號を授く。
- 是歲 伏見城番一年交代の制を定む。○安藤直次、遠江掛川城主となる。
- 二 向井將監を相模三崎の守衛となし船舶を検査せしむ。
- 三 高田城主酒井忠勝を信濃松代城に徙す。○是月、松代城主松平忠昌を越後高田城に徙す。
- 四 紅葉山東照宮正遷宮。○是月、越後本庄城主村上義明の封を没す。
- 七 伯耆黒坂城主關一政の封を没す。
- 八 長崎平戸の兩港を英吉利貿易港となし、耶蘇教を禁ず。
- 五 秀忠上洛す。
- 五二 安藝備後國主福島正則の封を没す。
- 六二 和歌山城主淺野長晟を安藝に、駿府城主頼宣を和歌山城に徙す。○是月、伏見城番を罷め、大坂城代を置き、尋で伏見城を毀つ。
- 八二 耶蘇教徒六十餘人を京都七條磔に火刑す。
- 九二 金地院崇傳、僧録司となる。○一八、萬里小路從房等公卿十人を罰す。○是月、上總大多喜城主阿部正次を小田原城に徙す。
- 一〇三 奥平忠昌を古河城に、本多正純を宇都宮城に、安藤重信を高崎城に徙す。
- 六 秀忠の女和子入内。○二七、萬里小路從房等の

- 罪を赦す。
- 八六 伊達政宗の遣使支倉常長歸朝す。
- 二七 立花宗茂、筑後柳河城主となる。
- 八六 暹羅國使、江戸に入る。
- 九二 阿瑪港人、上書して通商を乞ふ。
- 九二 丹羽長重、陸奥棚倉城主となる。
- 六一 里見忠義、伯耆の配所に卒し家絶ゆ。
- 八二 出羽山形城主最上義俊の封を没す。
- 九二 鳥居忠政、山形城主となり、内藤政長、磐城平城主となる。
- 一〇 宇都宮城主本多正純の封を没す、奥平忠昌、宇都宮城主となる。
- 二七 永井直勝、下總古河城主となる。
- 正八 大元帥法及び後七日法を復興す。
- 二 越前松平忠直を豊後に謫し、其子光長をして舊封を襲がしむ。
- 六八 秀忠上洛す。○二五、秀忠參内す。
- 七七 秀忠、將軍職を家光に讓る。
- 閏八 暹羅國使、二條城に到りて秀忠に謁す。
- 一〇九 武藏岩槻城主青山忠俊を上總大多喜に貶す。
- 是春 西班牙國使、薩摩に到る。
- 四二 松平忠昌を越前北庄に徙し、仙千代を越後に徙す。
- 七 小田原城主阿部正次を岩槻に徙す。○徳川忠長に駿河遠江二國を加へて駿府城に居らしむ。
- 二六 女御徳川和子を中宮と爲す。

- 三二 朝鮮使節、江戸に到り、是日家光に謁す。
- 是歲 江戸靈岸島を築く。○大僧正天海に江戸忍岡を與へて寺を建てしむ、東叡山寛永寺と稱す。
- 二 徳川忠長の老臣朝倉宣正、掛川城主となる。
- 三 幕府、安南國に劍を送り交誼を修む。
- 四 始めて二條城番を置く。
- 七 家光日光社參、忠長、之に従ふ。
- 是歲 明國福建都督、書を幕府に致し寇民鎮撫を請ふ。○津田又左衛門、暹羅より歸る。
- 四 松平忠輝をその配所飛騨より信濃に遷す。
- 四 人身賣買を禁ず。
- 閏三七 明人陳元贊、家光に謁す。
- 五 秀忠上洛、二條城に入る。
- 六二 秀忠參朝す。○二七、大坂城番の制を定む。
- 七二 家光上洛、二條城に入る。○一八、家光參朝す。
- 九六 二條城に行幸、駐蹕五日。
- 一〇 金地院崇傳に圓照本光國師の號を賜ふ。○是月、老中酒井忠世等、暹羅國主に返書を贈る。
- 四 會津城主蒲生忠郷卒し、其封を除かる。
- 二〇 蒲生忠郷の弟忠知、伊豫松山城主となり、加藤嘉明、會津城主となり、子明利、三春城主となり、松下重綱、二本松城主となり、丹羽長重、白河城主となる。
- 七 僧侶出世の法を定む。
- 八三 幕府、高野山學侶行人の訟を聴く。○是月、東埔塞國互市を請ふ。

- 九一七 和蘭國王、書を呈す。○上野忍岡東照宮遷宮。
- 九一八 タカサゴ人來朝し物を幕府に獻す。○八、安南國王、書を呈す。
- 是歲 内藤重次を諸國金銀奉行となす。
- 二六 美濃高須城主徳永昌重、丹波綾部邑主別所吉治の封を没す。
- 四 是より先、幕府、大徳妙心二寺の出世を停む、是に至り日光祭期に會するを以て妙心寺の出世を宥す。
- 五 長崎の耶穌教徒を罰す。
- 是歲 長崎代官末次平藏、船長濱田彌兵衛、蘭領總督ノイツを臺灣に捕へて歸る。
- 六 對馬宗義成、使を朝鮮に遣す。
- 五三 勅使江戸城に臨み皇女一宮への讓位の内旨を傳ふ。
- 六三 江戸府下に辻番所を置く。○是月、大徳寺澤庵、玉室等を出羽、陸奥に流す。
- 七 長崎奉行竹中重義、耶穌教徒を捕へて、温泉岳の熱湯に投ず。
- 九六 武家諸法度を改定す。○一九、暹羅國使、將軍に謁す、山田長政、國使に付して書及び物を上る。
- 一〇 家光乳母齋藤氏上洛し、天皇に謁し、盃を賜はる。
- 明正
- 二八 俄に位を皇女興子内親王に讓らる。
- 三三 林道春、法印に敍せらる。
- 七四 不受不施僧日興、日樹等を流す。
- 九三 即位。○一五、武家傳奏中院通村を罷め日野表勝を以て之に替ふ。
- 是冬 林道春、忍岡に學寮を建つ。
- 是歲 幕府、耶穌教に關する書籍の舶載を禁す。
- 八六 幕府、外國へ航する商船に朱印の外奉書を長崎奉行に下すことを定む。
- 是秋 暹羅國、書を酒井忠世に遣り、山田長政の病死を告ぐ。
- 四二〇 幕府、禁令を京中に頒ち耶穌教徒及び浪人を匿し、且私に寺院を建つるを禁す。
- 九二 肥後國主加藤忠廣の封を没す。
- 六八 池田光仲を因幡伯耆に、光政を備前に轉封せしむ。
- 四二〇 幕府、大徳寺澤庵玉室等を召還す。
- 一〇二 徳川忠長の封を没し上野高崎に關す。
- 二三 稻葉正勝、小田原城主となる。
- 二七 始て大目付四人を置く。
- 是歲 徳川義直、先聖殿を林信勝の忍岡別墅に建つ。
- 二六 諸國巡檢使を派遣す。
- 二六 幕府、奉書船の外海外渡航を禁じ、海外渡航者の歸國を禁す。
- 三三 六人衆を置く。
- 九二〇 出雲松江城主堀尾忠晴卒す、嗣子なく國除かる。
- 二六 徳川忠長、高崎に自殺す。○二〇、書物奉行を

- 二二 和蘭人及び阿瑪港人土宜を幕府に獻す。○二二 豊後府内城主竹中重義に切腹を命じ其の封を没す。
- 三三 老中等に命じ課を分ちて諸政を管當せしむ。
- 五二 邦人の外國往來及び耶穌教を禁じ、尋で長崎に出島を築きて外國人を移す。
- 六〇 家光、江戸を出發して上洛す。
- 七八 家光參内す。
- 四七 酒井忠勝、若狭小濱城主となり、京極忠高、松江城主となる。○二六、家光、大坂、堺、奈良の地子錢を免す。
- 八五 家光、京都を發して江戸に歸る。○一八、松山城主蒲生忠知卒す、嗣なきを以て封を除かる。
- 二七 池田家の舊臣渡邊數馬、河合又五郎を伊賀上野に殺し其讐を復す。
- 三二 家光、對馬宗義成と柳川調興との訴を聽決す。
- 四四 幕府、宗義成に命じ、朝鮮國書の式を改めて日本國大君と書せしむ。
- 五〇 幕府、長崎を互市場となし外船の他港に入るを禁す。
- 六二 家光、新造船安宅丸を觀る。○二一、武家法度を改定す。○三〇、參勤交代の制を定む。
- 二九 始めて寺社奉行を置く。○一〇、評定所寄合の日及び諸有司分課を定む。
- 三二 評定所條規を定む。

- 三三 林道春、和漢荒政恤民法制を撰進す。
- 四一〇 日光東照宮正遷宮。
- 七七 出羽山形城主鳥居忠恒卒す、嗣なきを以て封を除く。○二一、保科正之、山形城主となる。
- 八二 箱根關令を定む。
- 三三 朝鮮信使を引見す。
- 七三 高取城主本多利長卒す、嗣なきを以て除封す。
- 八五 江戸城主主殿成る。
- 二〇 肥前島原松倉勝家の封内耶穌教徒蜂起す。
- 二九 島原教徒蜂起の報江戸に達す、幕府、板倉重昌、目付石谷貞清を遣して之を討たしむ。○二七、松平信綱、戸田氏鐵を島原に遣す。
- 三三 島原亂徒の首領益田時貞、原城址に據る。
- 二一 板倉重昌戦死す。
- 二二 松本城主松平直政を松江城に徙す。○二八、原城陥る。
- 四四 島原城主松倉勝家の封を没し肥前唐津城主寺澤堅高の封を削る。○八、老中武藏川越城主堀田正盛を松本城に移し、尋常文書の連署を止め、特に大議に參せしむ。○一三、高力忠房に肥前島原城を與へ山崎家治に肥後天草を與ふ。
- 五三 松平信綱凱旋し、家光に征討始末を復命す。
- 七九 島原城主松倉勝家を斬に處す。
- 九二〇 耶穌教を嚴禁す。
- 一〇 藥園を品川、牛込に開く。
- 七四 幕府、太田資宗を長崎に遣し、葡萄牙人を放逐

- 二五 和蘭船平戸に来る。○是月、葡萄牙船三隻長崎に来る、幕府、諭して之を還す。
- 二六 葡萄牙人六十一人を長崎に斬る。
- 二七 播磨山崎領主池田輝澄の封を没す。○讃岐高松城主生駒高俊の封を没す。
- 二八 江戸大火。
- 二九 林道春を總裁として諸家系圖を編ましむ。○八、外船來航の虞あるを以て福岡城主黒田忠之等の江戸參勤を止め、之に備へしむ。
- 三〇 譜代大名小笠原忠貞等七十人の江戸在勤の期を定む。
- 三一 譜代大名青山行成等二十三人の江戸在勤の期を定む。
- 三二 田畑永代賣買の罰則等を定む。
- 三三 會津城主加藤明成の封及び弟二本松領主明利の遺封を没す。
- 三四 幕府、南部領に漂著せる和蘭人を推問し其五人を留めて火技醫術の師とす。
- 三五 山形城主保科正之を會津に移し、陸奥白河城主丹羽光重を同二本松に移す。
- 三六 諸大名參賀の順序を定む。
- 三七 寛永諸家系圖傳成る。
- 三八 皇弟紹仁親王に御讓位。
- 三九 即位。
- 四〇 唐糸彌賦の制を定め京都、江戸、堺、大坂、長

- 四一 崎に頒つ。
- 四二 幕府、琉球使を引見す。
- 四三 林道春、本朝編年録若干卷を幕府に上る。
- 四四 幕府、諸國に令し郷村高帳及び國郡諸城の圖を製せしむ。
- 四五 播磨赤穂城主池田輝興の封を没す。
- 四六 大小刀の寸法及び頭髪髭毛の制を定む。○二、幕府、石川利政をして伊豆、相模、安房の海關を巡視せしむ。
- 四七 幕府、高野山學侶行人の訟を斷ず。
- 四八 家光の請によりて日光例幣使を發遣す。
- 四九 徳川義直、東照宮年譜を撰進す。
- 五〇 幕府、明人鄭芝龍の請授を却く。
- 五一 幕府、長崎に來り通商を乞ふ、九州の諸侯、兵を集めて之に備ふ。
- 五二 幕府、葡萄牙船を諭して歸航せしむ。
- 五三 皇弟守澄法親王、輪王寺門跡となり江戸に下る。
- 五四 唐津城主寺澤堅高、發狂自殺す、幕府、其封を收む。
- 五五 大僧正天海に慈眼大師と諡す。○一八、天海版一切經成る、是日之を日光山に轉讀す。
- 五六 石見濱田城主古田重恒卒す、嗣なきを以て封を没す。
- 五七 福知山城主稻葉紀通自殺す、封を没す。
- 五八 幕府、武總兩國の地圖を調製せしむ。
- 五九 幕府、勸農規程三十一條を頒つ。

後光明

正保元

- 一 諸大名に節儉を命ず。
- 二 江戸大地震。
- 三 家光、琉球使を引見す。
- 四 幕府、和蘭使を引見し、是日之を還す。
- 五 將軍世子家綱、西丸に徙る。
- 六 家光薨す、下總佐倉城主堀田正盛、岩槻城主阿部重次、下總小見川領主内田正信殉死す。
- 七 後水尾上皇落飾。○家光を日光山に葬る。○一、勅使前内大臣西園寺實晴、日光山に就て贈正一位太政大臣大猷院殿の追號を賜ふ。○二、幕府、故將軍奉仕の女員に金を賜ひ悉く家に歸らしむ。
- 八 三河刈屋城主松平定政、定知父子、東叡山に出家し、書を幕府老臣に呈す。○一八、定政を伊豫松山に禁錮し、刈屋城を收む。○二〇、大奥女員の衣服の制を定む。○二四、江戸浪人丸橋忠彌捕へらる。○二六、由井正雪、駿府に自殺す。
- 九 家綱、將軍宣下の禮を始めて江戸に行ふ。
- 一〇 幕府、浪人を置くを禁ず。
- 一一 大名旗本士年五十以内の者に末期養子を許す。
- 一二 幕府、歌舞妓者を追捕せしむ。
- 一三 佐渡奉行伊丹勝長、その下役人辻藤右衛門等の亂を平ぐ。
- 一四 林鴛峯編する所の王代一覽成る。
- 一五 幕府、若衆歌舞妓を禁ず。

承應元

重要事項 後光明 後西 (慶安—明暦)

- 一 浪人戸次庄左衛門、林戸右衛門等、亂を作さんとして捕へらる。
- 二 浪人改に付きて令あり。
- 三 江戸の市民庄右衛門等に、玉川上水の工事を許す。○一五、和蘭人、幕府に貢見す。
- 四 内裏炎上。
- 五 幕府、東三十三國は守隨彦太郎稱、西三十三國は神谷善四郎稱を用ひしむ。○二六、祭主藤波友忠、違勅によりて佐渡に流さる。
- 六 家綱、琉球使を引見す。
- 七 新番頭北條氏長を遣し、皇居造營の事を議せしむ。
- 八 幕府、内裏造營の役を諸侯に課す。
- 九 玉川上水竣功。
- 一〇 明國の僧隱元、長崎に來る。
- 一一 幕府、從僕的美服着用を禁ず。
- 一二 幕府、新錢賣買の制を定む。
- 一三 朝鮮使、幕府に入謁す。
- 一四 新造内裏に遷御す。
- 一五 江戸神田橋邊に金錢相場の高札を建つ。
- 一六 幕府、長崎絲割符の法を改定す。○會津城主保科正之、社會法をその領内に行ふ。
- 一七 即位。○所司代令して京都市中に年寄を置く。
- 一八 暹羅國船、長崎に來る、幕府、之を諭して歸す。
- 一九 大老小濱城主酒井忠勝隱居。

後西 明暦元

一〇三 幕府、鑄錢座を江戸淺草に置く。
 一〇四 關東諸國の盜賊を追捕せしむ。
 一〇五 江戸大火、翌日に亘り、本丸火く。
 一〇六 水戸光圀、史局を江戸邸内に設く。○二九、幕府、大火焚死者の塚を築く、尋で回向院を建つ。
 一〇七 新吉原の遊廓を建つ。
 一〇八 旗本水野十郎左衛門成之、町奴幡隨院長兵衛を殺す。
 一〇九 鄭成功の使者、長崎に來り援兵を乞ふ、幕府許さず。
 一一〇 長崎奉行、大村耶蘇教徒を處刑し、是日之を報ず。
 一一一 凶作により今年酒造を制限す。
 一一二 幕府、僧隱元に山城宇治の地を賜ふ、尋で萬福寺を創む。
 一一三 長崎町人の新錢を鑄て外國貿易に供すること許す。
 一一四 江戸城造替成る、天主閣を廢す。
 一一五 是歲 明人朱之瑜歸化す。
 一一六 仙臺城主伊達綱宗致仕、綱村襲封。
 一一七 堀田正信、封事を幕府に上る、尋で幕府、正信の封を奪ひ禁錮を命ず。
 一一八 皇居炎上、天皇は昭高院に、後水尾法皇は修學院に幸す。
 一一九 天皇、近衛基熙の第に遷御し假皇居とせらる。
 一二〇 幕府、大目付に命じて江戸圖を改正せしむ。

〇二九、耶蘇教徒を美濃に捕へしむ。
 一〇九 關船、鄭成功に逐はれて、臺灣より長崎に到る。
 一〇八 幕府、關所通行女手形の制を定む。
 一〇七 幕府、若衆歌舞妓の取締を令す。
 一〇六 畿内、東海、東山、北陸、山陰、西海諸國大地震、京都最も甚し。○一九、小笠原忠貞をして長崎外船事務を司らしむ。○二九、幕府、狩野探幽守信を遣して新皇居繪畫の事を奉ぜしむ。
 一〇五 即位。
 一〇四 武家法度を頒つ、武家公家婚姻、耶蘇教禁止、不孝者處罰追加せらる、是日令して殉死を禁ず、又幕府諸臣の貨財を以て人の養子となるを禁ず。
 一〇三 智仁親王王子忠幸を清華に列し氏を廣幡と曰ふ。
 一〇二 幕府、林春齋の家塾に弘文院の號を與ふ。
 一〇一 幕府、小普請水野成之父子に死を賜ふ。○二九、老中連署の制を改む。
 一〇〇 幕府、永井尚庸をして本朝編年録續補の事を總管せしむ、尋で書名を本朝通鑑と改む。
 九九 幕府、國史館を忍岡に置き林春齋をして本朝通鑑を續修せしむ。○二五、諸大名に令して耶蘇教徒を搜捕せしむ。
 九八 雷大坂城に震し、天主閣燒く。○二九、幕府、供膳の魚鳥蔬菜の時候を定む。

一〇三 幕府、金銀賣買を禁ず。
 一〇四 幕府、諸侯の人質を止む。○是月、水戸光圀、朱子瑜を聘す。
 一〇五 幕府、萩原員從の請によりて豊國廟を再興せしむ。
 一〇六 丹後宮津城主京極高國の封を沒す。○二一、伊勢山口祭。○神宮造替を内外宮祭主の所掌とし慶光院には別に朱印を與ふ。
 一〇七 水戸光圀、封内の新寺を毀ち古刹廢寺を修復す。
 一〇八 浪人山鹿素行を赤穂に配す。
 一〇九 遠江今切新居關の制を定む。
 一一〇 幕府、神道家吉川惟足を引見す。
 一一一 江戸大火。○二七、島原城主高力高長の封を沒す。
 一一二 幕府、輸出入品を制限す。
 一一三 宇都宮城主奥平昌能、殉死の禁を犯すを以て之を山形に移す。
 一一四 一十七歳以下の養子願は許さざることと定む。
 一一五 蝦夷松前泰廣をして蝦夷の亂を平げしむ、三ヶ月にして平ぐ。
 一一六 徳川頼宣、渾天儀略を幕府に獻す。
 一一七 續本朝通鑑成る、尋で永井尚庸、林春齋春勝、子春常信篤、坂井伯元政朝、林春東勝澄、人見友元宜卿等の編纂の功を賞す。
 一一八 大老酒井忠勝役宅に、仙臺城主伊達綱村の臣伊

連安藤宗重と族宗勝の黨原田甲斐宗輔等と對決す、宗輔、語窮して宗重を斬り將に大老老中等に逼らんとし、町奉行島田忠政に殺さる。
 一〇九 伊達宗勝を土佐に配す。
 一〇八 幕府、阿部忠秋を致仕せしめ、緊要の件は其邸について議せしむ。
 一〇七 大番頭水野忠増を免じ閉門を命ず。
 一〇六 奥平源八、傳藏、夏目外記を大島に流す。
 一〇五 京都大火、天皇上御靈社に遷御あらせられ、尋で右大臣近衛基熙の第に遷御す。
 一〇四 英吉利船、長崎に來りて通商を乞ふ。
 一〇三 幕府、長崎奉行をして英吉利船を論し還らしむ。
 一〇二 琉球船貨物の損害賠償銀を東寧に徴して琉球に給す。
 一〇一 伏見奉行仙石久邦を皇居造替の總奉行とし、池田綱政をして之を助けしむ。
 一〇〇 是歲 吳三桂、鄭經、耿精忠等、明帝の遺子を奉じ清朝に對し兵を擧ぐるの報至る。
 九九 幕府、山鹿素行等の配流を赦す。
 九八 京都大火、假皇居炎上により、吉田兼連の第に幸す。○二七、新造の土御門内裏に還幸。
 九七 長崎代官末次平藏父子、密貿易によりて隠岐に流さる。
 九六 法皇御所火を失し、女院御所に延燒す。
 九五 舊佐倉城主堀田正信、其幽閉の地小濱を出で、

潜かに石清水八幡宮に詣す、是日、正信を徳島城主峰須賀綱通の封地に飼し、尋で、幕府、小濱城主酒井忠直を閉門に處す。

九〇 法皇御所造營竣工。

一〇五 東海、南海、西海、大風雨海嘯。

是歲 明僧心越、慧雲等歸化す。

六七七 清國の平南親王尙之信等、手簡を長崎奉行に贈る。

二一七 幕府、甲府綱豊の家老新見正信を蟄居せしむ。是歲 幕府、切支丹嚴禁の令を頒つ。

七〇九 松平光長の臣永見大藏、荻田主馬等罰せらる。

八四二 徳川光圀、一代要記、公卿補任補闕、扶桑拾葉集を幕府に獻す。

五 家綱、館林宰相綱吉を以て嗣となす。

閏八 東海、西海諸國大風雨洪水海嘯。

九二 將軍、林春常、人見友元と經書を討論す。

二七 上野碓氷八幡宮別當、寺僧亮賢に高田藥園の地を與へて大聖護國寺を建てしむ。〇九、遠江掛塚領主加々爪直清の封を沒す。〇二五、堀田正俊を下總古河に移す。〇二七、酒井忠清隱居。三 町奉行島田忠政を閉門に處す。

三二 將軍、自ら松平光長の家臣の訟を裁決す。〇二二、光長の妹婿小栗美作、大六父子に自殺を命じ、御爲方永見大藏、荻田主馬を八丈島に流す。〇二六、光長の封を沒す。〇二七、大目付渡邊綱貞を八丈島に流す。

一〇三 皇子寛清親王の事により權大納言小倉實起及び其子公連季伴の官を免じ佐渡に流す。

二二〇 駿河田中城主酒井忠能の封を沒す。〇一三、伊勢内宮炎上。

二 元 小納戸柳澤保明をして大學を講ぜしむ、後以て例と爲す。

二二 陸奥福島城主本多忠國を姫路に徙し、常陸土浦城主土屋政直を駿河田中に移す。〇一五、戸田忠昌を武藏岩槻の城主となす。

四二 綱吉、琉球王子を引見す。

五 高札を諸國に建て忠孝を勵まし、奢侈、毒藥賣買、耶蘇教等を禁す。

七六 幕府、木下順庵を召して儒者と爲す。

八七 幕府、朝鮮使を引見す。

九八 幕府、舟手頭向井正盛をして安宅丸を毀たしむ。

三 二九 朝仁親王、皇太子にならせらる。

三〇 皇大神宮臨時遷宮。

六三 幕府、川村瑞軒に命じて淀河水路を巡察せしむ。

七五 將軍綱吉、武家法度十五ヶ條を諸大名に示す。

九二 側用人牧野成貞、下總關宿城主となる。

二二 阿部正武、堀田正伸を總裁とし林春常、人見友元、木下順庵をして三河記を校正せしむ。

三三 三河記校正に付、諸家をして書上をなさせしむ。二〇 是より先、堀田正伸、總裁となり、林春常をし

て服忌令を考定せしむ 是日之を頒つ。

七三 岩槻城主土方雄隆の封を收む。〇三〇、筑後松崎城主有馬豊祐の封を沒す。

八六 若年寄稻葉正休、大老古河城主堀田正俊を江戸城中に刺し、老中大久保忠朝、戸田忠昌等に殺さる。

二〇 上總佐貫城主松平重治の封を沒す。〇二八、保井算哲春海、新曆を撰進す。

三一 保井算哲、天文方となる。

三六 大奥女中山崎を追放す。〇二六、住吉具慶繪師となる。

六二 阿媽港船、我漂民を護送して長崎に至る、幕府、漂民を受け復來ること勿らしむ。〇一〇、幕府林奉行四人を置く。〇二二、故大老正俊の子古河城主堀田正伸を山形に徙す。

是歲 幕府、長崎貿易の額を定む。〇奈良大佛殿造營開始せらる。

三二 老中大久保忠朝、小田原城主となる。〇老中戸田忠昌、佐倉城主となる。〇側用人松平忠周、岩槻城主となる。

二六 幕府、奥醫師瀨尾昌琢をして參府の蘭人に醫術を學ばしむ。

閏三 福井城主松平綱昌の封を收めて養父昌親に與ふ。

四三 幕府、服忌令を補正す。

七三 山形城主堀田正伸を陸奥福島に徙す。

八 幕府、對馬宗義眞に命じて朝鮮互市の金額を一萬八千兩に限りしむ。

九二 大小神祇組を追捕す。〇七、三河記の校正成り武德大成記と名く。

三三 薩摩島津光久に命じて琉球互市の金額を金二千兩に限りしむ。

二七 幕府、生類憐みの令を發す。

二四 幕府、臺所の井に猫落て死するによりて臺所頭天野正勝を流す。〇一一、林春常法印に敘せらる。〇二一、江戸市中に令して飼犬紛失せば尋出さしめ飼主なき犬も畜養せしむ。〇二七、幕府、食料の魚鳥を飼ふことを禁す。

四九 幕府、病馬を棄てたるものを流刑す。尋で犬を斬りたるものを流刑す。〇二八、即位。〇三〇、幕府、鳩に小石を投じたるものを罰す。

六六 幕府、吹矢にて燕を射たるものを流刑す。

七三 不受不施の僧日庭、日弘を佐渡に流す。

二〇 幕府、高野山學侶行人の訴論により條目を改定して之を頒布す。

二六 後柏原天皇以來百三十年間廢れたる大嘗會を復す。

是歲 熊澤伯繼、古河に禁錮せらる。

四三 綱吉、側用人牧野成貞の第に臨む、臣下の邸に臨むこと茲に初まる。

二〇 幕府、服忌令を追加す。〇三〇、幕府、鳩、鳥

- 七三 武藏山口村に狼出て人を害す、幕府、之を撃たしむ。
- 八七 幕府、門外に在る犬を養はざりしものを追放す。
- 二二 南部直政、柳澤保明、側用人となる。〇二二、綱吉、林春常の忍岡邸内の孔子廟に詣す。
- 三六 幕府、知足院隆光に扶持を與ふ。
- 是歲 清國商船の長崎渡來の數を七十艘に限定す。〇大坂堂島の市街を開く、後遂に諸穀雜糧場と成る。〇長崎に唐人屋敷を設く。
- 二二 綱吉、又孔子廟に詣す。〇二七、幕府、病馬を棄てしものを遠流に處す。
- 六六 幕府、田島を害する猪鹿を殺すとも食すること勿らしむ。
- 七八 大河内春龍良責儒員となる。〇二七、幕府、車にて犬を轢殺したるものを斬る。
- 八九 加賀前田綱紀を三家に准す。〇一〇、故信濃高遠城主鳥居忠則を追責し其の封を沒す。
- 一〇六 奥右筆表右筆の組頭を置く。
- 三三 幕府、歌人北村季吟及び其子湖春を召す。
- 三三 綱吉、孔子廟に詣す。
- 七九 林春常の忍岡邸の孔子廟を神田に移さしめ側衆松平輝貞を奉行とす。
- 七八 儒生和田春堅、幕府に召さる。〇二二、綱吉、自ら四書を講ず。

- 九二 綱吉、林春常を召し論語を講ぜしむ。〇二三、町醫舟橋長庵、喜多村慶庵、伴道與、數原通玄、外科醫牧野升朝、淺井休益、野間安節、幕府に召さる。
- 一〇四 徳川光圀隠居、兄高松城主松平頼重の子馬條副に召さる。
- 二二 綱吉、大成殿の扁額を書して孔子廟に掲げしむ。〇是月、小普請金徴收の制を申令す。
- 三三 神田昌平坂孔子廟成る。〇二六、紀伊根來大傳法院譽鑑に興教大師の號を勅證せらる。
- 是歲 獨逸人ケンベル來朝す。
- 四三 林春常に著髮せしめ大學頭に任ず、是より儒者皆著髮す。〇二五、綱吉、知足院に詣す。
- 二二 相生橋を昌平橋と改む。〇七、忍岡の孔子像を大成殿に遷す。〇一一、綱吉、大成殿に詣す。
- 〇二八、僻地の瘦犬を養はしめ闘犬を制す。
- 三三 綱吉、側用人柳澤保明の第に臨む、此後屢臨む。
- 四六 幕府、日蓮宗の悲田派を禁ず。
- 七三 幕府、悲田派僧侶を流す。
- 八七 儒者安見元道、幕府に召さる。
- 八七 儒者林春益、伊庭豊祥著髮す。
- 八六 儒者林春益、伊庭豊祥著髮す。
- 五二 綱吉、大成殿の釋奠に臨む。〇二三、下野壬生城主三浦明敬、日向延岡城主となり、松平輝貞、壬生城主となる。
- 三八 東大寺大佛殿再建開眼供養。
- 七二 陸奥白河城主松平忠弘の封を沒す。〇二五、幕

- 府、高野山學侶行人の争訟を裁斷し行人六百二十七人を幽す、尋で之を流刑に處す。〇二七、出羽山形城主松平直矩、白河城主となる。〇二八、飛騨高山城主金森頼旨、出羽上ノ山に遷る。松平忠弘、山形城主となる。〇是月、徳川光圀、捕子之碑を淡川に建つ。
- 九三 綱吉、柳澤保明に親製の觀用教戒を與ふ。
- 一一 幕府、鳥を伊豆大島に放つ。
- 一一 京都大火。〇三、町醫川村玄東、栗本俊行召さる。
- 六二 綱吉、大成殿の釋奠に臨む。〇二二、綱吉、諸大名を召して中庸を講ず。
- 四二 綱吉、周易を講ず。
- 五二 朝鮮人竹島に來り漁するを以て、因幡鳥取城主池田綱清、之を捕へて幕府に報ず、是日之を送還し再び竹島に來る勿らしむ。
- 六三 陸奥岩瀨領主本多政利、其婢を殺したるによりて封を沒す。
- 八六 綱吉、大成殿の釋奠に臨む。〇七、江戸淺草川に新大橋を架す。〇一六、釣舟を禁ず。
- 二九 諸大名旗下等の遊女町に遊ぶことを戒む。〇二五、下總古河城主松平忠之の封を收め弟信通を備中庭瀬に徙す。
- 二二 幕府、木下順庵を著髮せしむ。〇二二、幕府、服忌令を改正す。
- 七五 武藏川越城主松平信綱、下總古河に移り、側用

- 人柳澤保明、川越城主となる。〇是月、幕府、無稽の書を作り版行せし市人を刑す。
- 三二 幕府、筑紫國右衛門を刑す。
- 八二 市谷月桂院を月柱寺と改め關東十刹に加ふ。
- 二九 儒生中村房喬、松浦成之、幕府に召さる。〇幕府、醫生中村兼照等七人を召して醫官とす。〇二三、徳川光圀、其臣藤井紋大夫を斬る。
- 二八 側用人柳澤保明、老中に准ぜらる。
- 二八 江戸火く。〇一一、前田綱紀をして飛騨高山城を毀たしむ。
- 三三 越前丸岡城主本多重益の封を沒す。
- 四八 賀茂祭を再興す。
- 八二 勘定吟味役萩原重秀の議を容れて金銀貨を改鑄せしむ、老中阿部正武、若年寄加藤明英を奉行とし重秀をして其事を掌らしむ。
- 九八 知足院を護持院と改め僧隆光を大僧正とす。
- 二二 江戸の犬を中野犬小屋に畜ふ。〇二九、側用人下總關宿城主牧野成貞隠居。
- 九二 我邦人の竹島に到り漁するを禁ず、尋で朝鮮漁民の訴訟を却け、本國に歸らしむ。
- 六九 幕府、金銀貨買の制を定む。
- 七〇 新舊金銀貨幣交換及び舊貨通用停止の令を頒つ。〇三〇、儒生近藤玄壽、桂山義樹、幕府に召さる。
- 二二 三奉行に命じて全國輿地圖を校正せしむ。
- 二八 淨土宗開祖源空に圓光大師の諡號を賜ふ。

- 二 丹後宮津城主阿部正邦を下野宇都宮に、宇都宮城主奥平昌成を宮津に徙す。
- 四六 儒者人見元沂、坂井伯隆、著髮す。○二五、東大寺大佛殿立柱。○二六、舊金銀貨幣を悉く新鑄貨幣に交換せしむ。
- 六三 美作津山城主森長成卒し、嗣子失心せるを以て其封を收む。
- 七一 柳澤保明を總奉行として江戸東叡山根本中堂を建てしめ島津綱貴をして役を助けしむ。○九、護國寺護持院の新堂上棟の式を行ふ。○二六、勘定奉行萩原重秀の議を用ゐる旗本五百俵以上に淺草の塵祿を給することを停めて土地を與ふ。○二八、綱吉、浪人河村瑞軒を引見す。
- 八三 幕府、歴代御陵の修理を奏す。
- 一〇二 關東大地震。○一七、江戸火く。
- 一〇四 松平長矩、美作津山城主となる。
- 二九 東叡山根本中堂立柱。
- 三九 河村瑞軒を旗下に列す。
- 四六 河村瑞軒が開墾せし淀河の支流を安治川と稱し、堀江を埋めたる處を堀江町と稱せしむ。
- 六三 幕府、服忌令を追加す。
- 七二 柳澤保明、老中の首席となる。○二九、豊前中津城主小笠原長胤の封を没し、更に弟長圓に與ふ。
- 八二 東叡山根本中堂功竣る。
- 九三 綱吉、東叡山根本中堂供養の勸會に臨む。○

- 六、瑠璃殿の勸額を根本中堂に掲ぐ。○江戸大火、勸額火事と云ふ。
- 二二 江戸碑文谷法華寺日附、谷中感應寺日邊等、悲田派不受不施の禁を犯すを以て流刑に處す。
- 三三 幕府、永小作及び田地賣買に關する令を頒つ。七十八山陵修築成る。
- 四九 旗本七千六百九十人を賑恤す。
- 一〇三 大奥に儉約を命ず。
- 一〇四 出羽山形城主松平忠雅を備後福山城に、陸奥福島城主堀田正虎を山形城に徙す。
- 八六 始て日光奉行を置く。
- 二二 綱吉、易經講筵竟宴を行ふ。
- 三二 年頭勅使を襲す。○赤穂城主淺野長矩、高家吉良義央を幕府に傷く。○一五、赤穂城を收め長矩の弟長廣を閉門に處す。○二六、吉良義央罷免。
- 二六 柳澤保明に松平の稱號及び偏名を與ふ。
- 二二 幕府、窮民賑救の法を議せしむ。
- 六三 美濃岩村城主丹羽氏晋の封を削る。
- 七六 淺野長廣の閉門を免じ、廣島城主淺野綱長に依らしむ。
- 八二 伊勢長島城主松平忠充、心疾に依り封を除か
- 一〇三 幕府、犬を殺したる馬醫に切腹を命ず。
- 二六 堺奉行を復す。
- 三二 淺野長矩の遺臣大石良雄等、吉良義央の本所第を襲ひて義央を殺す。○一九、國繪圖成る。

寶永元

- 二四 幕府、赤穂四十六士に切腹を命ず。○九、幕府、下婢を殺したるものに切腹を命ず。
- 八〇 幕府、曹洞宗統復古の條規を定む。○二一、出羽米澤城主上杉綱憲(吉良義央の子)隱居。
- 一〇二 大和川を修めしむ。
- 一一 關東大地震。○二九、江戸大火。
- 二二 越後村上城主榊原政邦、播磨姫路城主となり、姫路城主本多忠孝、村上城主となる。
- 七六 閉門、遠慮の制を定む。
- 二五 綱吉、甲府中納言綱豊を養嗣とす。○九、綱豊、家宣と改名。○二一、柳澤吉保、甲府城主となる。
- 二二 幕府、供御の料一萬石を増獻す。
- 三三 本庄道章に封を加へて大名に班す。
- 四九 諸國人民、伊勢神宮に群參す。
- 八九 諸藩に命じ封内紙幣發行額を録上せしむ。
- 二八 但馬出石城主松平忠周、信濃上田に、赤穂城主永井直教、信濃飯山に、飯山城主松平忠喬、遠江掛川に、上田の仙石政明、但馬出石に、備中西江原森長直、播磨赤穂に轉封す。
- 三四 前關白近衛基熙、江戸に來る、是日綱吉に謁す。
- 六六 寶字銀を鑄る。
- 三九 日蓮宗僧三鳥の説を禁じ其の徒を捕ふ。
- 二二 松平(越智)清武、上野館林城主となる。○
- 一八、醍醐寺開祖聖寶に理源大師の諡號を賜ふ。

- 二二 雜說流言落書捨文を禁じ、又牛馬の重荷、鳥獸の販賣を禁ず。
- 一〇四 諸國大地震。
- 二二 富士山噴火、山腹に寶永山を生ず。
- 五〇 京都錢座大錢新鑄成る。
- 三八 内裏炎上、天皇下賀茂に幸し、尋で近衛家照の第に幸す。
- 六九 松平清武、館林に、小笠原信辰、越前勝山に城く。
- 二〇 綱吉、麻疹にて薨す。○一七、幕府、大錢の通用を停む。○二〇、幕府、殺生の禁を解く。○
- 二一、綱吉夫人鷹司氏、麻疹にかゝる。
- 二二 家宣、前代の近臣等を罷む。○中村房高、伊庭清長、和田長重、安見元道、木下寅亮、萩生觀、近藤玄壽、儒者となる。
- 三一 御内證上物、音物、祝儀物、作り重、贈り物等を戒む。○二、酒税を廢す。○二一、東大寺供養。
- 四二 林春常講書。○一五、側用人間部詮房に一萬石を加増す。
- 六一 一家宣將軍宣下。
- 六三 甲府城主松平(柳澤)吉保隱居、子吉里嗣ぐ。
- 六七 幕府、鳶の者の濫妨狼藉を禁ず。
- 八四 幕府、前護持院隆光を黜く。
- 二六 天皇、新皇居に遷御。○二一、新井白石をして耶蘇教徒を小石川切支丹屋敷に鞠問せしむ。
- 二六 志摩鳥羽城主松平乘邑を伊勢龜山に、龜山城主

板倉重治を鳥羽に徙す。
 二五 深見玄岱、儒者となる。
 三一 幕府、諸國巡見使を派す。○家宣、和蘭人を引見す。
 四三 老中秋元喬知、大目付横田由松、勘定奉行萩原重秀等に金銀改鑄を命ず。○一五、武家法度を頒つ。○新令句解を頒つ。○二五、萩原重秀を罰す。
 五三 側用人間部詮房を上野高崎城主となし、松平輝貞を越後村上に、本多忠良を三河刈屋に、阿部正徳を上總佐貫に徙す。
 八二 皇弟直仁親王を立て、閑院宮とす。○二一、徳川綱條、禮儀類典を幕府に獻す。○是月、奉公人受宿の制を定む。
 八五 松平忠雅を伊勢桑名に、松平定重を越後高田に、阿部正邦を備後福山に、戸田忠貞を下野宇都宮に徙す。
 九六 幕府、新井白石を上洛せしむ。
 一二 即位。○一八、將軍、琉球使を引見す。
 二二 松平忠喬を攝津尼崎に、小笠原長照を遠江掛川に、永井直敬を武藏岩槻に、青山幸秀を信濃飯山に徙す。○一三、井伊直該を大老となす。○一五、松平光熙を山城淀に、安藤信友を美濃加納に、石川總慶を備中松山に徙す。
 三三 幕府、三宅觀瀾、室鳩巢を召す。
 七七 禁裏、仙洞御料の境標、御所御用の看板等を改

めしむ。
 二〇 新井白石被仰して筑後守と稱す。
 二一 新井白石、朝鮮使趙泰徳、任守幹、李邦彦を幕府に辯折す。
 二六 鳥居忠英を下野壬生に、加藤嘉矩を近江水口に徙す。
 三七 幕府、道中人馬の制を定む。○一二、禁裏への返詞を勅答と稱せしを御返答と改む。
 四三 幕府、參勤諸侯扈從の人員を制す。○二八、諸國郡名の誤を正す。
 七一 勘定吟味役を置く。○一二、本多忠良を下總古河に、松平信祝を三河吉田に、牧野成央を日向延岡に、三浦明敬を三河刈屋に徙す。○二一、安房北條領主屋代忠位の封を没す。
 八二 沿海廻船に付き令あり。
 九二 勘定奉行萩原重秀を罷む。○二三、新銀鑄造を止め古銀、元祿銀、寶永以後の銀錢を混用せしむ。
 一〇 佐渡奉行二人を復す。○一八、金銀改鑄に就き家宣遺命を傳ふ。○二〇、家宣を増上寺に葬る。
 二九 新銀の鑄造を停む。
 三二 新金改鑄を命ず。○一八、旗下の奢侈を誡む。
 四二 家總將軍宣下。
 五八 桐間番等を廢す。○一九、女装の華奢を禁ず。
 六九 諸國銅山の銅を大坂に送り、長崎に廻送して外國貿易に資せしむ。

正徳元

七三 金地院僧、國師日記、異國日記を幕府に獻す。
 八六 靈元上皇御落飾。
 二 外國船との海上密賣買を禁ず。
 三 老女繪島等を流し兄弟、留守居、奥醫師、木挽町芝居座元、俳優、女中等を死刑、流刑、追放、改易等に處す。○一五、故萩原重秀を追罰す。○二〇、社寺境内の芝居、門前の遊女、芝居小屋の建築、興行時間等につきて取締あり。
 五三 新金鑄造を停め萩原重秀と結托せしものを罰す。○一五、新古金兩替の法を定む。
 七九 通貨の買収を禁ず。
 九三 江戸根津權現寶永祭。
 二二 家總、琉球使を引見す。
 正二 長崎貿易の制限に關する新例を定む。
 四三 新金引替に就きて令す。○是月、江戸辻番の制を定む。
 九三 みかさ附と稱する博奕を禁ず。○二三、法皇、皇女八十宮の家繼に降嫁するを許し給ふ。
 五一 紀伊徳川吉宗、宗家を嗣ぐ。○一六、幕府、御用方右筆を奥右筆とす。
 六九 幕府、五位の狩衣を廢し、四位は狩衣、五位は大紋とす。
 七三 幕府、儒員に命じ元祿の舊に仍りて經筵を開かしむ。○一八、吉宗將軍宣下。
 八三 幕府、鷹匠頭を再置す。
 九六 幕府、鳥見を再置す。

二〇 小笠原長興を諸侯に列す。○二四、淺草銅吹座を廢す。
 二一 花鳥奉行を廢す。○二八、幕府大典を戒飭す。
 三 幕府、柳澤吉保をして其所撰常憲院實紀を呈せしむ。
 是歲 林春常、玉音抄を獻す。
 二四 興福寺火く。○二二、江戸大火。
 二九 護持院火く。○一一、越後村上城主松平輝貞を上野高崎に、高崎城主間部詮房を村上に、丹後宮津城主奥平昌成を豐前中津に、信濃飯山城主青山幸秀を宮津に、越後糸魚川城主本多助芳を飯山に徙す。
 三二 幕府、武家法度を領ち天和の舊に復す。○一四、護國寺を護持院と改め觀音堂を護國寺と稱せしむ。
 四三 幕府、福岡、萩二藩に命じ筑紫の海上に清國の密貿易船を攘はしむ。○幕府、小倉藩に命じ福岡、萩二藩と共に清國姦商を追捕せしむ。
 七六 幕府、宗義方に令し朝鮮聘禮を天和の舊に復せしむ。○是月、幕府、昌平饗に士庶の聽講を許す。
 八三 三年を期して乾字金の通用を停む。
 一〇 幕府、提灯奉行を置く。
 二一 山城淀城主松平光慈を志摩鳥羽に、伊勢龜山城主松平乘邑を淀に、鳥羽城主板倉重治を龜山に徙す。

享保元

- 二二三 幕府、目付渡邊永倫を長崎に遣して清船掃攘を監せしむ。○二八、小普請奉行を置く。
- 三 小倉、萩、福岡三藩の兵、筑前白鳥の清國商船を撃退す。○是月、西川忠英、幕府に仕ふ。
- 六二九 幕府、密貿易を厳禁す。
- 九三 幕府、儒者林春益、人見行充、木下菊潭、萩生北溪等をして交々昌平學に出講せしむ。
- 三〇、幕府、銀座の外慶銀の賣買を禁ず。
- 閏二〇六 幕府、新金銀交換の法を定む。
- 二二三 吉宗、琉球使を引見す。○一九、幕府、疑獄に舊例を援引して上申することを禁ず。○二八、幕府、密貿易者を糾察せしむ。
- 二二五 儒者桂山義樹、徳力良顯等評定所に出仕す。
- 四二五 幕府、蝦夷松前矩廣を萬石の列に准ず。
- 三 鹿兒島城主島津吉貴、清國制度風俗及び治否の狀を條記して之を幕府に呈す。
- 四三 幕府、本所奉行を廢す。○一四、幕府、町奉行一員を減じ二員と爲す。
- 六二三 幕府、西南諸侯を戒飭して姦商を檢せしむ。○二五、幕府、新に小普請組支配を置く、尋で小普請の食邑三千石以上を寄合と爲す。
- 九二 金澤城主前田綱紀、稻葉若水撰する所の庶物類纂を幕府に獻す。
- 一〇一 吉宗、朝鮮使を引見す。
- 五三〇 元祿銀、寶永銀、中銀、三寶銀、四寶銀の通用期限を定む。○二七、江戸大火、東叡山大猷院

- 靈屋焚く。
- 五 幕府、醫師丹羽貞機の請を允して、諸山の藥草を探索せしむ。
- 六七 小倉藩士、筑前の藍島に清國の姦商を捕ふ、尋で福岡藩兵、其一舟を燒く。
- 九三 越後村上城主間部詮言を越前鯖江に徙す。○一九、駿河田中城主内藤式信を村上に徙す。○二七、道奉行を廢す。○是月、櫻樹を江戸飛鳥山に栽す。
- 一〇三 幕府、再び道奉行を置く。○二九、水戸城主徳川宗堯、大日本史を幕府に獻す。
- 三三五 伊豆下田奉行所を相模浦賀に移す。
- 是歲 幕府、新に和蘭貿易の價額を定め又禁書の令を弛む。
- 六二四 幕府、儒員木下菊潭、室鳩巢等を召して論語を講せしむ。
- 二六 幕府、蘭人をして本國所獻の燧石銃を試みしむ。○是月、幕府、代官をして郷村、農民の組合納租等に係る條規を頒たしむ。
- 三三 江戸大火、翌日又大火。
- 四一 幕府、農商の徒の死罪に子の連坐を停む。○四、吉宗、三奉行の裁判を聽く。○是月、幕府の後房及び諸侯の婦女を戒む。
- 五三五 大坂醫士古林見宜を召して醫書を講せしむ。
- 六二 幕府、諸國の戸口田畝を録進せしむ。
- 七二四 幕府天文方澁川敬尹、猪飼久一に命じて曆を作

- らしめ儒者林信如に命じて令集解を校訂せしむ。○是月、長崎奉行清國朱一貴の亂を報す。
- 閏七 幕府、通志堂經解康熙字典を獻上す。○一三、室鳩巢をして六論行義を譯せしむ。
- 八二 幕府、始めて目安箱を評定所門前に置く。○一七、江戸小石川の邸址を樂園と爲す。
- 九二 幕府、萩生徂徠をして六論行義を譯さしむ。
- 二二 幕府、處士山下幸内の書を目安箱に投じて時事を論ずるを賞す。○是月、幕府、廊上の女塔を撤して松を栽す。
- 七六三 幕府、新刊六論行義大意を市内の習字師に與ふ。
- 七三 幕府、諸侯に上米を課し參勤の期を緩くす。
- 一〇二 鳥津繼豐、靖泰實錄を幕府に獻す。
- 一一 幕府、手習師匠をして法令及び五人組帳を模本に用ゐしむ。
- 二四 幕府、養生所を小石川藥園に置く。○七、心中讀賣を禁ず。○一六、幕府、出版條例を定む。
- 八二七 室鳩巢、養子の制に就きて幕府に上書す。
- 二 幕府、情死者の死骸取捨の處置を定め、未遂者を非人手下と爲すの制を定む。
- 三 長崎奉行、清國商船の私商を糾明す。○晦、幕府、諸國に令して戸口を録進せしむ。
- 四一〇 成島道筑、奥坊主より組頭に轉じて書籍を掌る。○是月、出羽の百姓一揆起る。
- 五一 山城淀城主松下乘邑を下總佐倉に、佐倉城主稻

- 葉正知を淀に轉封す。
- 六八 幕府、足高の制を定む。○是月、幕府、醫今大路道三に命じて醫書を校訂せしむ。
- 九四 幕府、室鳩巢に五常和解、五倫和解を撰せしむ。
- 二二五 江戸の處士菅野直養、私學會輔堂を創む、是日幕府、本所に地を與ふ。○二二、幕府、奥右筆下田師古を書物奉行とす。
- 是歲 蘭人及び清商、馬を幕府に貢す。
- 九三二 甲府城主柳澤吉里を大和郡山に徙す。○二一、大坂大火。○是月、長崎の港税を定め一萬五千兩とす。
- 五二九 細井廣澤、幕府に仕ふ。
- 六三三 幕府、儉約を令す。
- 一〇二九 下野鹿沼邑主内田正偏の封を削る。○是月、清商察馬、方書を幕府に獻す。
- 三三四 大判改鑄を命ず。
- 四 肥前平戸藩の哨船、朝鮮に赴かんとする姦商を捕ふ。
- 七八 萩生徂徠に命じて清人所獻の樂書を校閱せしむ。○二八、信濃松本城主水野忠恒、江戸城中に長門府中世子毛利師就を傷く。
- 八三七 水野忠恒の封を收む。
- 一〇六 元祿金の通用期限を定め十二月朔より新大判を用ゐしむ。○一八、若年寄大久保常春を下野鳥山城主となし、志摩鳥羽城主松平光慈を信濃松本に、鳥山城主稻垣昭賢を鳥羽に徙す。○

- 二二 室鳩巢、西域奥儒者となる。〇二七、幕府、儒員萩生北溪の唐律疏議校正及び淺井奉政の和事纂編輯の勞を褒す。
- 二二 幕府、有馬氏倫、加納久通を大名に列す。
- 二六 幕府、伊勢山田奉行一員を減す。
- 三一 吉宗、蘭人の馬術を觀る。
- 六二 幕府、諸國の戸口を調査す。〇是月、幕府、大坂の處士三宅石菴、中井梵庵の請を容れて地を尼崎に賜ひ懷德書院を建立せしむ。
- 七 清商遼東、人參乾根葉參實百餘種及び採參紀略一冊を幕府に上る。
- 九 萩藩兵、清國商船を長門須佐浦に燒く。〇一、幕府、鹿兒島以下十五藩に令して清國商船の漂泊する者を撃たしむ。〇一二、幕府、藩主天死して弟ある者は原封の半を給與するの制を定む。
- 三三 幕府、建部賢弘、中根支圭をして曆算全書を翻譯せしむ。
- 六三 水戸徳川宗堯、常山文集を朝廷、幕府に獻す。
- 七六 東埔寨の貢船、長崎に來り通商信牌を乞ふ。
- 九 幕府、目安箱を大坂町奉行所外に置く。
- 是歲 幕府、鹿兒島藩士落合孫右衛門をして甘蔗を演御殿に植ゑしむ。
- 四一七 吉宗日光社參。
- 五二五 對島藩、朝鮮國の亂を幕府に報す。

- 九二 關東諸國大風雨、江戸最も甚し。〇二二、陸奥棚倉城主太田資晴を上野館林に、館林城主松平武元を棚倉に徙す。
- 二五 幕府、始めて弓場始を行ふ。
- 二五 三河吉田城主松平信祝を遠江濱松に、濱松城主松平資訓を吉田に徙す。
- 四三 幕府、修驗者天一坊改行を誅す。
- 四三 陸奥信夫伊達二郡の百姓一揆起る。
- 是歲 幕府、東宮に米千俵、八十宮に金二百兩を増進す。
- 二六 幕府、普救類方を刊行す。
- 四一五 明年より諸大名の上米を停め參勤交代の制を復す。
- 五二 幕府、廣島城主淺野吉長の請を許し、其弟長賢に三萬石を分與して支封となす。
- 六三〇 京都大火。
- 七六 上野沼田城主本多正矩を駿河田中に封す。
- 一一〇 吉宗次子宗武に田安門内の邸を賜ふ。
- 四一五 江戸大火。
- 七七 幕府、金十五萬兩を金澤藩に借る。〇是月、幕府、大坂の藥商源左衛門をして鐵山を巡視せしむ。
- 二二 日光東照宮正遷宮。
- 三一 幕府、伊勢神戸邑主石川總茂を常陸下館城に、下館城主黒田直邦を上野沼田に徙す。
- 四一 幕府、河内西代邑主本多忠統を神戸に徙す。〇

- 是月、幕府、植村政勝を伊勢美濃に遣して探藥せしむ。
- 是夏 伊勢近江以西の諸國及び駿河伊豆安房陸奥出羽等蝗虫の害あり。
- 九二 吉宗、草鹿騎射の儀を興す。
- 三二 幕府、京都に質物改會所を設く。
- 是歲 米價騰貴延いて翌年に及ぶ、餓死するもの夥からず、中國四國九州等最も甚し、幕府、倉廩を開きて配給し奥羽北陸の米を輸送して急を救ふ。
- 一八 江戸に米一揆起る。
- 正三 幕府、度量考を版行す。
- 六三 幕府、新鑄の大砲を鎌倉に試放す。
- 七五 幕府、和蘭の貿易額を減じ録千百貫目と爲す。
- 九 幕府、和蘭の貿易額を減じ録千百貫目と爲す。
- 一〇 水戸徳川宗翰、禮儀類典を幕府に獻す。
- 是歲 吉宗、甘薯を小石川園中及び吹上の園中に試植す。
- 三六 幕府、唐人參座を江戸に設く。
- 八六 幕府、諸大名の遊里に入るを戒飭す。
- 二二 即位。
- 正 幕府、仁風一覽を刊行す。
- 三六 幕府、書物奉行に命じ類聚國史を校訂せしむ。
- 四 幕府、勘定奉行代官等を戒諭す。
- 五 幕府、文字金銀を鑄る。
- 六五 幕府、書物奉行に命じ關太曆、日本御紀纂を校訂せしむ。〇是月、幕府、長崎入港の唐船四艘

- を減じ廿五艘と爲す。
- 八二 大岡忠相を大名に列す。
- 一〇三 幕府、女御二條氏に粧田を進獻す。
- 二 幕府、書物奉行に命じ日本紀類を校訂せしむ。
- 是歲 幕府、錢を諸國に鑄るを許可す。
- 五三 寬永寺火く。
- 三一 吉宗、蘭人の馬術を吹上に覽る。
- 四 幕府、銅座を大坂に設く。
- 四 幕府、和藥改所を廢す。
- 七八 幕府、西丸奥右筆組頭を新設す。
- 一〇八 幕府、大筒役を新設す。
- 二一九 大嘗會を再興す。
- 一 但馬生野の百姓等騷擾す。〇一二、幕府、名古屋城主徳川宗春に蟄居を命ず。
- 三 青木昆陽、幕府に仕ふ。
- 六八 魯西亞船三艘陸奥安房に出没するを以て、沿海の諸藩を戒諭す。〇一八、清商長崎に關騷す。
- 正三 吉書奏を再興す。
- 九一〇 幕府、羽倉在滿の大嘗會便蒙を著はし禁中の秘密を洩らすを責めて閉門に處す、尋で其須賣を禁す。
- 二二三 西川正休、幕府に仕ふ。〇二四、新嘗祭を再興す。
- 正 木村高教、武德編年集成を幕府に獻す。
- 三一五 幕府、青木昆陽をして古文書を武藏多摩、秩父に搜索せしむ。

- 六 幕府、青木昆陽を信濃に遣り文書遺典を搜索せしむ。
- 一〇三 姫路城主榊原正峯に隠居蟄居を命ず。
- 一一 陸奥白河城主松平明矩を播磨姫路に、越後高田城主松平定賢を白河に、姫路城主榊原政永を高田に徙す。〇二五、吉宗、徳川宗尹に一橋門内の邸を與ふ。
- 是歳 幕府、鐵錢を鑄る。
- 二 吉宗、徳川宗武に自製の式内染織を與ふ。
- 四 幕府、青木昆陽をして古文書を武、相、豆、遠、參諸國に搜索せしむ。
- 七六 京畿大風洪水。〇駿河田中城主土岐頼稔を上野沼田に、沼田城主黒田直澄を上總久留里に徙す。
- 八一 關東及び江戸風雨洪水。
- 一一 幕府、銅の輸出額を限る。
- 六一 幕府、諸藩の留守を戒飭す。
- 一〇 幕府、林信光をして大坂記を撰定せしむ。
- 二九 幕府、戸口を檢閲す。
- 三一 備中松山城主石川總慶を伊勢龜山に、龜山城主板倉勝澄を松山に徙す。〇二九、幕府、諸家社寺等をして其所藏せる日記記録の目錄を呈進せしむ。
- 二九 吉宗、職を子家重に讓る。
- 一〇九 幕府、老中松平乗邑を罷め翌日其封を削る。
- 三三 幕府、出羽山形城主堀田正亮を下總佐倉に、佐

桃園

- 倉城主松平乗佑を山形に徙す。
- 三 幕府、蘭人を戒飭す。
- 九 幕府、徳川宗武、同宗尹に各十萬石を給す。〇二五、陸奥瀨倉城主松平武元を上野館林に、館林城主太田資俊を遠江掛川に、掛川城主小笠原長泰を榊倉に、上野安中邑主板倉勝清を遠近相良に、相良邑主本多忠如を泉に徙す。
- 四 幕府、天文方澁川則休、西川正休をして貞享曆を改正せしむ。
- 二 三河刈屋城主三浦義理を同西尾に、西尾城主土井利信を刈屋に徙す。
- 三 日向延岡城主牧野直通を常陸笠間に、笠間城主井上正經を陸奥平に、平城主内藤正樹を延岡に徙す。
- 八 寄合板倉勝該、熊本城主細川宗孝を江戸城中に殺害す、尋で幕府、勝該に命じて自盡せしむ。
- 九 朝鮮使節、將軍に謁す。
- 六一 丹波佐山城主松平信峯を龜山に、同龜山城主青山忠朝を佐山に徙す。
- 二 幕府、遠江相良邑主板倉勝清の封を加へて城主格と爲す。〇一七、大警會。
- 二 琉球使節、將軍に謁す。
- 二 上野厩橋城主酒井忠恭を播磨姫路に、姫路城主松平朝矩を厩橋に徙す。〇是月、江戸市中鳥類

寛延元

- 二 其官を停めて永蟄居に處す、勘解由小路資望等十三人また連坐して蟄居遠慮を命ぜらる。
- 九 幕府、田沼意次を大名に列す。
- 二 美濃郡上城主金森頼錦の封を没す。〇二七、所司代井上利容を遠江に、濱松城主松平資昌を丹後宮津に、宮津城主青山幸道を郡上に徙す。
- 九 石見濱田城主松平康福を下總古河に、古河城主本多忠敬を濱田に徙す。
- 五 幕府、竹内式部を重追放に處す。
- 二 江戸大火。
- 四 正親町公續等七人に落飾を命ず。
- 五 家重、職を子家治に讓る。
- 二 幕府、大坂米商の空切手及び兩替商の印金賣買を禁ず。
- 三 幕府、清水重好に十萬石を給す。
- 九 下總古河城主松平康福を三河岡崎に、岡崎城主水野忠任を肥前唐津に、唐津城主土井利里を古河に徙す。
- 三 本草家田村元雄、幕府に仕ふ。
- 六 即位。〇是月、韓種人參座を江戸に設く。
- 二 船載の圖書集成一萬卷江戸に達す、是日幕府、之を府庫に藏す。〇二〇、江戸火。〇二七、朝鮮使節、將軍に謁す。
- 四 對馬の通辭鈴木傳藏、朝鮮都訓導崔天悰を大坂に殺す、是日幕府、之を檢査せしむ。

寶曆元

- 間屋十四軒を定め其專賣を許す。
- 二 遠江相良邑主板倉勝清を上野安中に移して城主と爲し、三河舉母邑主本多忠次を相良に、安中城主内藤政苗を舉母に移し各城を築かしむ。
- 七 下野宇都宮城主戸田忠盈を肥前島原に、島原城主松平忠祇を宇都宮に徙す。
- 一〇 三河吉田城主松平資訓を遠江濱松に、濱松城主松平信復を吉田に徙す。
- 三 幕府、諸國の人口を調査す。
- 一〇 幕府、青崎門院の供御料千石を増進し智子内親王に三百石を上る。
- 一〇 幕府、上總勝浦邑主植村恒朝の封を奪ふ。
- 二 幕府、側衆大岡忠光を大名に列す。
- 二 琉球使節、將軍に謁す。
- 二 貞享曆を廢して寶曆曆を用ひしむ。
- 二 美濃加納城主安藤信尹、子信成をして家を繼がしむ。
- 九 是より先、足利學校火あり、幕府、金五百兩を寄す。
- 一〇 幕府、女御湯沐料二千石を上る。
- 二 大坂川口渡深の爲出入船舶に石錢を課す。
- 五 若年寄大岡忠光を側用人に補し武藏岩槻城主と爲し、岩槻城主永井直陳を美濃加納に、加納城主安藤信成を陸奥平に徙す。
- 八 幕府、竹内式部を拘す。〇二四、正親町三條公積等、垂加流の神道を講じ朝慶を亂るの故を以

後櫻町

- 九 幕府、清水重好に十萬石を給す。
- 三 幕府、大坂米商の空切手及び兩替商の印金賣買を禁ず。
- 二 幕府、大坂米商の空切手及び兩替商の印金賣買を禁ず。
- 三 幕府、清水重好に十萬石を給す。
- 九 下總古河城主松平康福を三河岡崎に、岡崎城主水野忠任を肥前唐津に、唐津城主土井利里を古河に徙す。
- 三 本草家田村元雄、幕府に仕ふ。
- 六 即位。〇是月、韓種人參座を江戸に設く。
- 二 船載の圖書集成一萬卷江戸に達す、是日幕府、之を府庫に藏す。〇二〇、江戸火。〇二七、朝鮮使節、將軍に謁す。
- 四 對馬の通辭鈴木傳藏、朝鮮都訓導崔天悰を大坂に殺す、是日幕府、之を檢査せしむ。

- 六三 出羽山形城主松平乗佑を三河西尾に、西尾城主三浦明次を美作勝山に移す。
- 二八 大嘗會。〇一一、豊明節會を行ひ大歌を再興す。〇一二、琉球使節、將軍に謁す。
- 閏三三四 幕府、八參座を神田紺屋町に設置す。〇是月、武蔵秩父郡に百姓一揆起る。
- 二五九 幕府、奥醫師多紀安元に神田佐久間町の地を貸して醫學館を建てしむ。
- 七三 町醫日向陶庵元秀、其著本草綱目考異を幕府に獻す。
- 二一七 内侍所臨時御神樂、地下祕曲を再興す。
- 二二六 幕府、檢校、勾當、座頭等貸附金の高利を禁ず。
- 三三九 幕府、御藏門徒を捕ふ。
- 四七一 側衆田沼意次、側用人となり城を遠江相良に築く。〇八、是より先、科條類典の編纂成る、是日其賞を行ふ。
- 八三二 幕府、山縣大貳、藤井右門を刑し、上野小幡城主織田信邦に蟄居隱居を命じて其封を出羽北島に徙し、竹内式部を遠島に處す。
- 閏九三三 上野前橋城主松平朝矩を武蔵川越に、川越城主秋元涼朝を出羽山形に徙す。〇二八、上野里見邑主松平忠恒を同小幡に徙す。
- 一〇〇 幕府、淺草米廩出納の制を定む。
- 五三三 大坂の民蜂起して貸借證文與印請負人の家を毀つ。
- 四 幕府、水戸及び仙臺領の鑄錢を許す。

後桃園

- 五 幕府、眞鍮錢を鑄る。
- 六三 幕府、長崎に龍驤座を設置す。
- 八 佐渡に一揆起る。
- 二二五 水野忠友を大名に列す。
- 三三 幕府、朝鮮の請によりて銅二十萬斤を輸出す。
- 是歲 讃岐の陶工屋島焼を報む。
- 六〇三 阿波徳島城主蜂須賀重善に隱居謹慎を命ず。
- 二一八 三河岡崎城主松平康福を石見濱田に、濱田城主本多忠肅を岡崎に徙す。
- 二二七 天文方佐々木秀長、曆書を撰進す。
- 七五 諸國大旱八月に及ぶ。
- 八三三 仙洞御所造營成り上皇移徙し給ふ。
- 四二六 即位。
- 二二九 大嘗會。
- 是歲 伊勢御蔭參り流行。
- 二二九 江戸大火。
- 四九 幕府、密貿易を申禁す。〇一一、幕府、甲州街道の内藤新宿を再興す。
- 八二 東海道奥羽地方大風雨洪水、江戸殊に甚し。
- 一〇六 幕府、女院御料千石を増進す。
- 二二 畿殿寮を再興す。
- 七一 出羽米澤城主上杉治憲、家老須田滿主等を誅す。
- 二一八 飛騨に百姓一揆起る。
- 三六八 肥前島原城主戸田忠寛を下野宇都宮に、宇都宮

- 城主松平忠恕を島原に徙す。
- 一〇二七 江戸市民、淺草川に吾妻橋を架す。
- 八三〇 幕府、石灰會所を増設す。〇是月、豊後竹田(岡)城主中川久貞、藩校輔仁堂を改めて由學館と稱し、學制を規畫す。
- 一〇二五 幕府、仙臺藩主伊達重村に、藩士の貧困により今年以後其手傳を免す。
- 五三 幕府、對馬府中城主宗義暢に朝鮮貿易の手當として、毎年金一萬二千兩を給す。
- 四一七 將軍家治日光社參。〇一八、出羽米澤城主上杉治憲、藩校を再興して興讓館と名く。
- 六二 信濃高井水内二郡に百姓一揆起る。
- 五一 豊後佐伯城主毛利高標、藩校四教堂を設立す。〇二三、幕府、百姓の猥りに奉公稼に出るを禁ず。
- 七二 日向高鍋城主秋月種頼、藩校明倫堂を設立す。
- 六九 露西亞船二艘、蝦夷地ノツカマフに來り通商を松前氏に求む。〇二五、竹内式部の事によりて勅諭を蒙れる烏丸ト山以下十五名を赦す。
- 二二五 幕府、美濃駒野邑主松平義裕を同國高須の舊地に徙す。
- 八八七 松前藩、藩吏を蝦夷地厚岸に遣り露人と會して通商の請を卻く。
- 二〇一 大隅櫻島噴火。
- 一一 肥前平戸城主松浦清、藩校維新館を設立す。

光格

- 九 是歲 鹿兒島城主島津重豪、藩校天文館を設立す。
- 九二五 讃岐高松城主松平頼眞、藩校講道館を設立す。
- 七 關東洪水。
- 八二 幕府、鐵座眞鍮座を大坂に設く。
- 二四 即位。
- 七 家治、一橋治齊の子豐千代(家齊)を養うて世嗣となす。
- 六二九 幕府、上野の民半兵衛等に武蔵上野二州の織物貫目改所設立を許す。
- 八九 上野の百姓等、織物貫目改所の設立を憤りて一揆を起す。〇一六、幕府、先に許可せる織物貫目改所を停止す。
- 二 是歲 肥前佐賀城主鍋島治茂、藩校弘道館を設立す。但馬出石城主仙石久行、藩校弘道館を設立す。
- 七〇 幕府、長崎の龍驤座を廢す。
- 八三 幕府、明樂會所を江戸、京都、大坂、堺に増設す。
- 九三 幕府、皇太后の御料を増進す。
- 是歲 幕府、司天臺を淺草に設置す。〇廣島城主淺野重晟、藩校學問所を設立す。
- 三四 名古屋城主徳川宗睦、藩校明倫堂を設立す。
- 七 信濃淺間山噴火。
- 二一 幕府、田沼意知を若年寄と爲す。
- 是歲 諸國饑饉、奥羽最も甚し。
- 二 福岡城主黒田齊隆、藩校稽古館甘棠館を設立す。
- 三三 幕府、新番士佐野政言、若年寄田沼意知を江戸

- 五七 疫病流行により單方救療の藥方を諸國に頒布す。
- 一〇 肥前蓮池城主鍋島直温、藩校成章館を設立す。
- 二七 江戸兩替商の數を六百四十三株に定む。〇一七、幕府、五年間を限りて仙臺藩主伊達重村に仙臺通寶の鑄造を許す。
- 是歲 諸國饑饉、奥羽殊に甚し、疾病亦流行す。〇筑前秋月城主黒田長堅、藩校文武館を再興す。
- 五六一 近江大溝邑主分部光實、藩校修身堂を設立す。
- 二〇二九 幕府、寄合藤枝外記、遊女と情死せるを追罰して其家を没し遺族を罰す。
- 是歲 奥羽饑饉。
- 六三三 江戸湯島大成殿焼く。
- 二二三 下總手賀沼開墾。
- 六二九 幕府、農商より金を徴し金銀融通の爲め貸付の事を計る、行はれずして止む。
- 七 關東大洪水、江戸最も甚し。
- 九八 將軍家治薨す、家齊嗣ぐ。
- 二〇五 幕府、田沼意次の封を削る。
- 二二三 新警會を中興す。
- 是歲 石見津和野城主龜井矩賢、藩校養老館を、肥後人吉城主相良長寛、習教館を設立す。
- 七二二三 幕府、書院番頭小堀政弘等の、西丸書院番頭水上正信邸にて狼藉せるを罪し其職を罷ふ。
- 五 米價騰貴の爲め各地に米一揆起る、江戸、大坂

- の兩地殊に騷擾を極む、幕府、米金を府下の窮民に賑給す。
- 六八 幕府、關東郡代伊奈忠尊に命じて飢民を賑恤せしむ。
- 是夏 諸國飢困するを以て幕府に勅し賑恤の方法を議し以て旅標を安ぜしむ。
- 七一 將軍家齊、諸有司を城中に召見して、庶政吉宗定むる處の法令によるべきを親諭す。
- 八四 幕府、大名旗本等に三年間の儉約を令す。
- 九二五 幕府、米澤城主上杉治憲の治績を賞す。〇二一、幕府、武家法度を頒つ。〇二四、幕府、鐵座、眞鍮座を廢す。
- 二〇二 幕府、田沼意次を追罰して其封を没し嫡孫意明に陸奥の地一萬石を給す。
- 二二三 名古屋城主徳川宗睦、新刊の群書治要を幕府に獻す。〇二七、大警會。〇是月、幕府、人參座を廢し新に朝鮮種人參製方所を設く。
- 八二二六 柴野栗山、幕府に仕ふ。〇二二、幕府、廣東人參販賣の禁を解く。〇三〇、京都大火、皇居二條城延焼、下加茂に行幸。
- 二一 聖護院に行幸。
- 三三 幕府老中松平定信に皇居造營の事を總理せしむ。
- 四四 幕府、二朱判の鑄造を停め丁銀を鑄る。〇是月、天皇、御父閑院宮典仁親王に太上天皇の尊號を上らんとし中山愛親をして先例を勸進せしむ。

寛政元

- 五六 幕府、前伏見奉行近江小室邑主小堀政方の在職中の罪を責めて其封を收む。〇二八、幕府、京都町人近江屋忠藏の家財を没して窮民に分つ。
- 一〇二〇 幕府、儒員柴野栗山をして國鑑を編輯せしむ。
- 二三八 幕府、長崎奉行に令し抜荷を禁ぜしむ。
- 三三三 幕府、目付を戒飭す。〇二五、幕府、奢侈を禁ず。〇是月、典仁親王に太上天皇の尊號を上らんとし勅例を所司代に傳へて幕府に議せしめ給ふ。
- 三四 幕府、衣服調度等の奢侈を禁ず。
- 三五 蝦夷久奈支里島の夷人亂を作す。
- 三六 幕府、對馬の宗義功に命じて朝鮮聘使の來朝を延引せしむ。
- 七三〇 幕府、孝義錄五十卷を編す。〇二二、幕府、諸國に令し新に娼戸を開くを禁ず。〇二五、幕府、福岡以下五藩の留守居を老中宅に召し、留守居設置の時代及び組合設置の理由を質し、尋で其集會を禁ず。
- 九二〇 幕府、岡田寒泉を儒員と爲す。〇一一、幕府、大奥の經費を節減せしむ。〇一五、幕府、萬石以上圍米の制を定む。〇一六、幕府、旗本御家人の淺草藏宿に負債あるもの、返済及び棄捐の制を定む。〇是月、幕府、大坂藏宿を廢す。老中松平定信、書を關白鷹司輔平に呈し尊號宣下の不可を陳ず、尋で又之を諫争す。〇二二、幕府、大目付桑原盛貞をして諸侯の家譜を査檢

- 二二一九 幕府、加役方人足寄場を石川島に設く。
- 三三六 幕府、重ねて諸藩留守居の集會を禁ず。
- 五二四 幕府、林錦峰、柴野栗山、岡田寒泉に命じて朱子學を振興し異學を排せしむ。
- 九二四 幕府、旗本御家人を戒飭す。〇是月、幕府、唐蘭二船の貿易歳額を減じ又關人の出府を五ヶ年に一回と爲す。
- 二二三 内裏の造營成り、聖護院假皇居より還幸あらせらる。
- 二二二 幕府、琉球使を引見す。
- 三二二 幕府、江戸府内の男女混浴を禁ず。
- 三三三 尊號宣下の事幕府に異論あるを以て暫く之を緩め、閑院宮典仁親王參内の儀式を上皇に准ぜんことを幕府に傳へしめ給ふ。
- 八六 大風雨、江戸灣沿岸海嘯あり。
- 九一 幕府、異國船渡來の時の處置を諸大名に布達す。〇二一、尾藤三洲、幕府に仕ふ。
- 二〇二四 幕府、醫學館の制を改めて官學と爲す。
- 三三 幕府、江戸の町法を改正し、七分積金の制を定む。
- 五二八 再び尊號宣下の内諭を幕府に下す。
- 三一 肥前島原大地震。
- 四一 島原大地震。
- 五六 幕府、林子平の海國兵談等を著し時事を論ずるを咎めて蟹居を命ず。

- 六 幕府、江戸柳原に町會所及び親藏を創置す。
- 九 露國使節ラツクスマン、伊勢の漂民を護送して蝦夷地根室に來りて通商を求む。
- 一一 幕府、目付石川忠房西丸目付村上義禮を松前に遣す。○一二、勅して尊號宣下の議を停む。
- 三 幕府、中山愛親、正親町公明を東下せしめ、是日愛親に閉門、公明に通塞を命ず。○一七、幕府、沿海の諸藩をして警備を嚴にせしむ。○一八、幕府、松平定信をして伊豆相模等の海岸を巡視せしむ。
- 六 石川忠房等、松前にラツクスマンと會見し、諭書及び長崎入津の信牌を授く。
- 七 幕府、塙保己一をして和學講談所を建てしむ。
- 九 家齊、伊勢の漂民幸太夫、磯吉を吹上に引見す。
- 一〇 江戸大火。
- 一一 幕府、江戸柳原に親藏を建つ。
- 是歲 諸國霖雨。
- 七 幕府、成島司直を奥儒者と爲す。
- 七 長崎大雨洪水。
- 一一 幕府、高橋作左衛門を天文方となす。
- 八 古賀精里、幕府に仕ふ。
- 八 柳原紀光等を處罰す。
- 一三 琉球使節、將軍に謁す。
- 九 幕府、外國船渡來の時の處置を諸大名に布達す。
- 八 仙臺領に百姓一揆起る。

享和元

- 一〇 寶曆曆を廢し寛政曆を行はしむ。
- 一一 幕府、聖堂を改めて官學とす。○一〇、裏松園禪、大内裡圖考證を獻す。
- 一〇 幕府、目付渡邊胤、使番大河内政壽等をして蝦夷地を巡視せしむ。
- 一七 是より先、幕府、易地聘使のことを朝鮮と折衝す、朝鮮、易地を諾し貢を輕くせんことを請ふ、是日幕府之を允す。
- 三 幕府、書院番頭松平忠明を蝦夷地取締御用掛と爲す。
- 是歲 幕府、諸國の人口を調査す。
- 二 幕府、若年寄堀田正敦等をして諸家の系譜を編纂せしむ。○一六、幕府、蝦夷松前邑主松前章廣の所管東蝦夷地を收めて直轄とす。○幕府、更に勘定奉行石川忠房等を蝦夷地取締御用掛と爲す。
- 二 幕府、蝦夷地取締御用掛松平忠明等をして蝦夷地を巡視せしむ。
- 六 中井竹山、逸史を幕府に上る。
- 八 幕府、松前章廣に東蝦夷地上地の代として五千石を賜ふ。
- 是歲 高田屋嘉兵衛、擇捉航路を開く。
- 伊能忠敬、蝦夷地を測量す。○八王子千人頭原半左衛門等、蝦夷に移住す。
- 陸奥守山領主松平頼亮、祖父頼寬の遺著大三川志を幕府に獻す。○二八、幕府、蝦夷地取締御

- 用掛松平忠明をして蝦夷地を巡視せしむ。
- 六 出羽村山郡に百姓一揆起る。
- 是歲 幕府、伊能忠敬をして伊豆、相模、武藏、上總、下總、常陸、陸奥の沿海を測量せしむ。○幕府、小野蘭山をして藥を常陸、下野、甲斐、駿河、伊豆、相模に採らしむ。
- 二 幕府、始めて蝦夷奉行を置く。
- 二 幕府、蝦夷奉行を箱館奉行と改稱す。
- 七 諸國洪水、江戸最も甚し。○二四、幕府、松前章廣の東蝦夷地を收む。
- 九 幕府、富士講を禁ず。
- 一〇 幕府、諸藩の留守居役六十餘人を罰す。
- 三 幕府、鹿兒島城主島津齊宣に藥品を琉球より輸入するを禁じ金一萬兩を給して之を琉球に送還せしむ。
- 是歲 幕府、伊能忠敬をして陸奥、出羽、越後を測量せしむ。○小野蘭山、本草啓蒙を著す。
- 二 幕府、山田大吉をして東海道圖を作らしむ。
- 七 幕府、谷中延命院僧日道を死刑に處す。
- 是歲 幕府、伊能忠敬をして遠江、三河、尾張、美濃、近江、越前、加賀、能登、越中、越後、佐渡を測量せしむ。
- 六 出羽大地震、象潟崩る。
- 七 幕府、小普請植崎九八郎の猥に國政を議するを罪して壬生藩邸に幽す。
- 八 幕府、南部、津輕二藩をして蝦夷地を警衛せしむ。

文化元

- 六 出羽大地震、象潟崩る。
- 七 幕府、小普請植崎九八郎の猥に國政を議するを罪して壬生藩邸に幽す。
- 八 幕府、南部、津輕二藩をして蝦夷地を警衛せしむ。

- 九 露國使節レザノフ、仙臺の漂民を護送して長崎に來り貿易を求む。
- 一〇 加藤千蔭、其著萬葉集略解を幕府に獻す。
- 二 幕府、使目付遠山景晋を長崎に派遣してレザノフと會見し其請を卻く。
- 七 幕府、目付遠山景晋、勘定吟味役村恒定行等をして松前西蝦夷を檢察せしむ。
- 六 幕府、筑後三池邑主立花種善を陸奥下手渡に徙す。
- 九 露人、唐太オフィットマリに寇し、翌日又久春古丹を侵す。
- 一 幕府、琉球使を引見す。
- 三 幕府、西蝦夷を松前章廣より收公し新に九千石を章廣に給す。○二六、幕府、前松前邑主松前道廣に永盤居を命ず。
- 四 唐太の變報箱館に達す、奉行羽太正義、津輕氏の兵をして宗谷を守らしめ、又南部氏の兵を徵す。○二五、露人、擇捉の内浦を侵し尋で沙那を略す。
- 一 露人沙那會所を燒く。○一八、箱館奉行羽太正義、擇捉の變を聞き盛岡、弘前二藩に増兵を命じ、秋田、庄内二藩に援軍を發せしむ。○二二、露人再び唐太オフィットマリに寇し、翌日ルウダカラを掠略す。○二九、露人利尻島を侵し幕府

- 六六 幕府、若年寄堀田正教を蝦夷地に派遣し防備を總督せしむ。〇一一、在府箱館奉行戸川安倫、箱館に抵り羽太正養と議し支配勘定松田傳十郎等をして宗谷を守らしむ。〇是月、羽太正養、陸奥、盛岡、弘前及び出羽、秋田、庄内四藩の兵を部署し箱館、根室、國後、宗谷等を守らしむ。
- 七四 幕府、糧米一萬五千石を蝦夷地に廻漕す。〇二六、堀田正教、箱館に抵る。〇二七、幕府、蝦夷松前邑主松前章廣を陸奥梁川に徙す。
- 八二 堀田正教、目付神谷勘右衛門等をして國後島を、小普請近藤重藏等をして利尻島を巡視せしむ。
- 一〇三 堀田正教、箱館附近及び松前等を巡視し、是日歸府す。〇二三、幕府、先手井上正治をして房總の沿岸を巡視せしむ。〇二四、幕府、箱館奉行を廢し、更に松前奉行を置き治所を松前に移す。
- 一一八 幕府、松前奉行羽太正養の職を免じ逕塞を命ず。〇九、幕府、砲臺を相模浦賀、觀音崎、松前を鎮戍す。

- 城島、伊豆下田、安房洲崎、上總百首等に築かんとし、是日使を發して檢分せしむ。〇一三、松前奉行支配調役下役元締松田傳十郎及び蝦夷地御用御雇間宮林藏、宗谷を發して唐太探險の途に上る、始めて唐太の離島たるを發見し閏六月宗谷に歸る。
- 六二 關東大雨洪水。
- 七三 間宮林藏、再び宗谷を發して唐太探險の途に上る。
- 八二 英艦フエイトン號、長崎に入港し蘭人二名を捕へ且薪水を強請す、長崎奉行松平康英之を討たんとす、肥前藩私に戍兵を減ずるを以て果さず、翌日遂に薪水を給與す。〇一七、英艦出帆す、松平廣英責を引て自殺す。
- 二〇 幕府、肥前藩主鍋島齊直の私に長崎戍兵を減じ警衛を怠るを咎めて逕塞を命ず。
- 二八 幕府、南部利敬、津輕寧親、蝦夷地警備の功により其格を進め利敬を二十萬石、寧親を十萬石となす。
- 六四 幕府、陸奥弘前城主津輕寧親の請により其封一萬石を支族津輕親足に分つを許し大名に列す。〇一六、會津城主松平容衆、新編會津風土記を幕府に獻す。
- 六六 間宮林藏、唐太を發して東韃靼探險の途に上り七月徳楞に至りて歸る。
- 九二 小姓組大草公弼、新編南山巡狩録を幕府に獻す。

- 七二 幕府、陸奥白河、會津二藩をして相模及び房總海岸に砲臺を築かしむ。
- 八三 朝鮮使節對馬に来る。幕府、小笠原忠固、脇坂安董を同地に派遣し、是日、其聘禮を受けしむ。
- 六四 松前奉行支配調役奈佐政辰、露國艦長ゴロウニンを國後に捕ふ。
- 一〇六 幕府、文身を禁ず。
- 一〇六 是より先、幕府、尾島定右衛門等に命じて編纂せる天寬日記成る、是日之を賞す。
- 九八 露國船長リコルド、高田屋嘉兵衛を國後の海上に捕へて去る。
- 一一九 是より先、幕府、堀田正教等に命じて編纂せる寛政重修諸家譜成る、是日之を賞す。
- 一〇 石清水臨時祭を復す。
- 五二 露國船長リコルド、國後に來り高田屋嘉兵衛を介してゴロニン放還の交渉を開始す。
- 九六 幕府、ゴロニン等をリコルドに交附す。
- 三三 幕府、陸奥盛岡城主南部利敬の蝦夷地を警衛するを以て金一萬兩を貸與す。〇是月、幕府、鴻池善右衛門等に御用金を命ず。
- 二二 加茂臨時祭を復す。
- 三三 諸國の戸口を調査す。
- 四 江戸疫病流行、延いて八月に及ぶ。
- 四八 畿内東海道風雨洪水。

- 二四 諸國大旱、七月に及ぶ。
- 九二 陸奥棚倉城主小笠原長昌を肥前唐津に、唐津城主水野忠邦を遠江濱松に、濱松城主井上正甫を棚倉に徙す。〇二一、即位。
- 二七 幕府、相模鎌倉に大砲を試射す。
- 五二 英人ゴルドン、浦賀に來りて貿易を求む、幕府其請を卻く。
- 六 幕府、眞字二分判を鑄る。
- 一一 大警會。
- 二二 幕府、蝦に甘蔗を栽培するを禁ず。〇是月、幕府、近江御用金を近江大津の富商等に課す。
- 二二 徳川治保、大日本史紀傳四十五冊を幕府に獻す。〇二五、幕府、浦賀奉行一員を増置し二員と爲す。
- 四三 幕府、京都、江戸、大坂、伏見、四ヶ所に於ける眞鍮專賣の制を解く。
- 六六 幕府、十組問屋頭取杉木茂十郎を免じ、爾來町年寄をして之を管理せしむ。
- 九 幕府、小判一分判を鑄る。
- 二八 幕府、陸奥南部藩主南部利敬の請を許し其末家南部信鄰を大名に列す。
- 六三 幕府、新文字銀を鑄る。
- 九四 幕府、前鹿兒島城主島津重豪の治蹟を褒賞す。
- 一〇七 幕府、書物奉行兼天文方高橋景保の滿洲文書籍翻譯の勞を賞し物を賜ふ。
- 三三 幕府、會津城主松平容衆の相模沿岸の守衛を免

- 四二六 是より先、幕府、清國人の獵に長崎市中を徘徊するを以て、大村純昌に命じ、清人居留館前に邏所を設けて之を検束せしむ。是日、清人、邏所を襲撃し純昌の兵と闘ふ。
- 二二二 老中水野忠成に一萬石を加増す。○二二七、幕府眞鍮四文錢を鑄る。
- 三二七 幕府、東西蝦夷地を松前氏に還付し、尋で松前奉行を廢す。
- 五二六 幕府、全國の人口を検す。
- 四二九 英船浦賀に入港して薪水を求む。
- 八二九 是より先、陸奥盛岡藩士下斗米將眞(相馬大作)弘前城主津輕寧親を就封の途に要撃せんとして成らず。是日、幕府、將眞を獄門に處す。
- 六三三 陸奥白河城主松平定永を桑名に、伊勢桑名城主松平忠堯を武藏忍に、忍城主阿部正權を白河に徙し、定永の房總沿岸の守衛を免す。
- 四三三 幕府、代官森覺藏をして房總沿岸の守衛を管せしむ。
- 六 紀伊に百姓一揆起る。
- 是夏 諸國大旱。
- 七八 幕府、陸奥下村邑主田沼意正を遠江相良に徙す。
- 七二四 幕府、大番片山辰世の、其著刑政總類を獻ずるを賞して物を與ふ。
- 二六 幕府、二朱銀を鑄る。

- 五二八 幕府、一朱金を鑄る。○二二八、英國捕鯨船員、常陸大津濱に上陸して薪水を求む、水戸藩之を捕ふ。
- 七九 英國捕鯨船員、薩摩寶島に上陸し野牛を奪ふ。○一一、幕府、水戸藩捕ふる所の英人を放還す。
- 八二五 野總奧羽大雨洪水。
- 九一九 幕府、足立左内の、其著露西亞學堂を獻ずるを賞し物を與ふ。
- 一〇二 光格上皇、修學院に行幸。
- 八二五 幕府、異國船打拂令を頒布す。
- 四二六 幕府、林忠英を大名に列す。
- 九二〇 幕府、小普請近藤守重を近江大溝藩に禁錮す。
- 二二六 幕府、全國に令して戸口簿を上らしむ。
- 五 近江、美濃、信濃、越後、陸奥、下總諸國大雨洪水。
- 六三〇 大風雨、信濃、出羽、筑前、豊後、日向及び東海道諸川溢る。
- 一〇〇 是より先、書物奉行兼天文方高橋景保、密に圖書をシーボルトに與ふ。是日、幕府、景保を禁錮す。
- 二二二 越後地震。
- 三三三 江戸大火。
- 六二七 一朱銀を鑄る。
- 九 幕府、シーボルトに歸國を命じ其再渡を禁す。
- 三二五 是より先、幕府、耶蘇教徒豊田貢等捕ひ、是日、之を磔す。○一六、幕府、西丸奧醫師土屋玄

天保元

- 正二六 水戸城主徳川齊昭、士民の文武を獎勵し、藩政の改革に著手す。
- 三 伊勢御蔭參流行。
- 七 京都地震。
- 二二〇 幕府、松前章廣を一萬石格となし邊備を戒飭せしむ。
- 是歲 大坂町奉行新見正路、大坂川口を浚ひて天保山を築く。
- 三〇三 幕府、二朱金を鑄る。
- 四二四 琉球使節、將軍に謁す。
- 二二三 幕府、高田屋嘉兵衛を追放に處し其船舶を沒收す。
- 八一 關東大風雨。
- 九 播磨多可郡に百姓一揆起る。
- 是冬 奥羽饑饉、米價騰貴す。
- 五二六 幕府、全國の戸口を調査す。
- 七二〇 大坂大火。
- 五二二 美濃に百姓一揆起る。
- 九二五 幕府、天保通寶を鑄、又鐵錢を増鑄す。
- 二二九 幕府、但馬出石城主仙石久利の封を削り其老臣仙石左京を獄門に處す。○一三、長崎在留の清商暴起して官衙を毀つ、之を捕ふ。
- 七三二 上野館林城主松平齊厚を石見濱田に、陸奥棚倉

- 城主井上正春を館林に、濱田城主松平康任を棚倉に徙す。
- 九二二 三河に百姓一揆起る。
- 三三〇 陸奥盛岡に百姓一揆起る。○二三、是より先、石見の舟子八右衛門、竹島に私航す。是日、死刑に處す。
- 是歲 諸國饑饉、奥羽最も甚し。○幕府、金錢米穀を江戸の市民に給與し、又救小屋を設けて窮民を收容す、延いて翌年に及ぶ。
- 八二九 大鹽平八郎兵を大坂に擧ぐ、大坂市の大半兵災に罹る。
- 三八 幕府、救小屋を江戸、品川、板橋、千住、新宿等に設け饑民を救助す。○二七、大鹽平八郎自刃す。
- 四二 將軍家齊、職を子家慶に讓る。○二七、諸國疫病流行するを以て、幕府簡易救濟の處方書を頒布す。
- 六一 生田萬、越後柏崎陣屋を襲ひて敗死す。○二八、米船モリソン號、浦賀に入津す、浦賀奉行太田資統之を砲撃す。
- 七二〇 幕府、五兩判金を鑄る。
- 九二四 幕府、肥前佐賀城主鍋島齊正の治績を賞す。○三〇、幕府、代官羽倉用九をして伊豆諸島を巡視せしむ。
- 三二〇 江戸城西丸火く。
- 四二六 幕府、諸大名以下を戒飭し享保の令て準じ儉約を守らしむ。

- 六三 幕府大判増鑄。○是月、蘭人、モリソン號渡來の始末を幕府に報ず、幕府誤りて將來の事となし其處分を議す、是に於て打拂是非の論大に起る。
- 一〇七 幕府、陸奥八戸邑主南部信眞の蝦夷地警衛の功を賞し城主格と爲す。
- 二二四 幕府、諸藩の留守居役を戒飭す。
- 三三 幕府、目付鳥居忠輝をして相模の沿岸を巡視せしむ。
- 是歲 佐渡に百姓一揆起る。
- 三〇 幕府、老中水野忠邦に一萬石、若年寄林忠英に五千石、側衆水野忠篤に三千石を加増す。
- 是春 京都に豊年踊流行す。
- 五二四 幕府、三河田原藩士渡邊登、町醫師高野長英等を捕ふ。
- 六三 讃岐高松城主松平頼恕、歴朝要紀を朝廷に獻す。
- 三三八 幕府、渡邊登に蟄居、高野長英に永牢を命ず、
- 二二九 全國の戸口調査を行ふ。○是月、幕府重ねて諸藩の留守居を戒飭す。
- 五二七 幕府、代官羽倉用九をして房總沿岸の防禦を管掌せしむ。
- 二一 幕府、武藏川越城主松平齊典を出羽庄内に、庄内城主酒井忠器を越後長岡に、長岡城主牧野忠雅を川越に徙す、尋で其命を停む。
- 三三 國母欣子内親王に尊號を上りて新清和門院と

- 曰ふ。○二七、諡號を再興し先帝を諡して光格天皇と曰ふ。
- 四一六 幕府、側取次水野忠篤の封五千石、若年寄林忠英の封八千石、小納戸頭取美濃部茂育の封三千石を沒收し、共に差控を命ず。
- 五九 幕府、長崎會所調役頭取高島茂敦をして火技を德丸原に演ぜしむ。○一五、幕府、政事を刷新し享保寛政の制に法るべき事を諸有司に諭告す。
- 六一〇 幕府、小十人組大野權之丞の、泰平年表、殿居囊、青表紙等を著はすを咎めて丹波被部藩に禁錮す。
- 七三 幕府、徳川齊昭の治蹟を賞す。○二九、幕府、林忠英の差控を免じ、更に隱居を命ず。
- 八一 徳川齊昭、藩校弘道館を設立し、是日、假に開館し文武を講ず。
- 一〇二 渡邊登自刃す。○二五、幕府、高價の器具食料等の賣買を禁ず。
- 二一六 神事祭禮に芝居見世物等の催しを禁ず。○二三、幕府、昌平費の講筵を再興し士庶の聽聞を許す。○二六、佐藤一齋、幕府に仕ふ。
- 三二四 幕府、菱垣廻船積問屋の運上を停め、諸株諸仲間を停止す。○二一、幕府、町奉行矢部定謙を罷め、尋で桑名藩に禁錮す。○二八、幕府、目付鳥居忠輝、代官江川英龍をして豆相房總を巡視せしむ。○是月、幕府、女髮結を禁ず。
- 三三 江戸堺町葺屋町の劇場を淺草に移す。○一二、

- 神道講釋、心學、軍談、昔噺に限り十五所の寄席を許す。
- 二 晦 幕府、木魚講、富士講、題目講を禁ず。
- 三八 幕府、富興行及び文身を禁ず。○一五、幕府、三味線淨瑠璃の女師匠の男子に教ふるを禁ず。○一八、幕府、隱賣女を禁ず。
- 三六 幕府、仙臺通寶を同藩以外に通用するを禁ず。
- 六三 幕府、圖書出版の制規を設け、好色繪本等を禁ず。○一一、幕府、高島茂敦に自由に砲術を教授するを許す。○二二、幕府、市川海老蔵を追放す。○二六、幕府、水野忠篤を信濃高島藩に禁錮す。○是月、幕府、學問教授所を再建す。
- 七三 三都狂言座外に芝居狂言を興行するを禁ず。○二四、異國船打拂の令を停め、薪水食料を給與すること文化三年の令に據らしむ。
- 八三 幕府、武藏川越藩に相模を、伊豫今治藩に安房上總海岸の警衛を命ず。
- 九八 幕府、百姓の奢侈を戒め、又其餘業に従事するを禁ず。○二八、貞享曆を廢し天保曆を用ふ。
- 一〇七 諸侯以下の自國或は他國物産の權賣を禁ず。
- 一一九 琉球使節、將軍に謁す。
- 一二四 幕府、伊豆下田、武藏羽田兩奉行を置く。
- 一四七 家慶日光社參。
- 六九 幕府、町奉行鳥居忠燮等をして印幡沼を開墾せしむ。○一七、幕府、新潟奉行を置く。○二二、幕府、政事改革の功により水野忠邦を賞す。

- 弘化元
- 八三 幕府、大砲打揚を江戸四谷角管に設く。
- 九二四 幕府、江戸大坂十里四方の私領を收めて直轄とす。
- 閏九 七 幕府、江戸十里四方收公の令を停む。○二三、幕府、勘定吟味役羽倉用九を罷め通塞を命ず。
- 二二三 幕府、徳川實紀編纂成るを以て林就等を賞す。
- 五六 幕府、徳川齊昭に隱居謹慎を命ず。○一〇、江戸城本丸火く。○二四、幕府、下田羽田兩奉行を廢す。
- 六一〇 幕府、印幡沼開墾を停む。
- 七二 和蘭使節コープス、長崎に來り國王の書翰を幕府に呈して日本の開國を忠告す。
- 二二六 幕府、徳川齊昭の謹慎を解く。
- 是歲 幕府、松前氏に命じ戍兵を箱館、國後等十二ヶ所に置き砲臺を築き守禦を設けしむ。
- 二三七 高野長英、江戸傳馬町獄舎火あるによりて解放せられ遂に歸獄せず、所在に潛匿す。
- 七九 幕府、評定所留役勘定組頭松井助左衛門等の、御仕置例類集編纂の功を賞し物を與ふ。
- 九二 幕府、前老中水野忠邦の封二萬石、堀親實の封一萬石を削り、忠邦及び親實に隱居を命ず。
- 一〇三 幕府、前町奉行鳥居忠輝を讃岐丸龜藩に、書物奉行澁川六藏を豊後臼杵藩に禁錮し、金改役後藤三右衛門を死刑に處す。
- 二二七 學習院を建春門外に建つ。○晦、上野館林城主井上正春を遠江濱松に、出羽山形城主秋元志朝

を館林に、濱松城主水野忠精を山形に徙す。
 三三 幕府、代官江川英龍をして伊豆諸島を巡視せしむ。
 四三 幕府、萩城主毛利慶親の治績を賞す。
 五八 幕府、熊本城主細川齊護の治績を賞す。
 閏五七 米國使節ピツドル、浦賀に來りて通商を求む、幕府之を卻く。
 六一 幕府、薩摩鹿兒島城主島津齊興の嫡子齊彬の歸國を許し、琉球開港の臨機處分を委ぬ。
 七五 幕府、長崎會所調役頭取高島茂教、浪人本庄茂平次等を追放に處す。
 八三 イギリス船三隻琉球に來る。○二九、幕府に勅して海防を嚴にせしむ。
 一〇三 幕府、所司代をして外國船渡來の狀を奏上せしむ。
 二六 天草に百姓一揆起る。○一五、幕府、近江彦根武藏川越の二藩に命じ、會津、忍二藩と共に相模、安房、上總沿岸を守衛せしむ。
 三四 信濃地震。
 九三 即位。
 一 陸奥南部領内に百姓一揆起る。
 七二 幕府、伊勢津城主藤堂高猷の治績を賞す。
 一一四 大嘗會國郡卜定。○二一、大嘗會。
 二四 幕府、徳川齊昭の藩政に關與するを許す。○一八、家慶、小金原に狩す。

孝明

嘉永元

一三三 幕府、國定忠次を瘞す。
 是歲 幕府、佐渡相川に砲臺を築く。○西國饑饉、米價騰貴す。
 二二五 幕府、水野忠邦の蟄居を免す。
 三二五 和氣清磨に正一位を贈り護王大明神の號を賜ふ。
 五 幕府、相模浦賀觀音崎の砲臺を荒集に移し、更に鳥ヶ崎龜崎に築く。
 一三三 幕府、會津城主松平容敬の治績を賞す。
 二二六 徳川慶篤、大日本史を獻じ、又之を幕府に進む。
 五二 幕府、近江彦根藩をして西浦賀千代崎の砲臺を管せしむ。
 六五 和蘭甲比丹キユルチヌス長崎に著す、尋で蘭領印度總督の書翰を幕府に呈出して日本の開國を促し、米國使節ベリーの將に渡來せんとするの狀を告ぐ。
 一三三 幕府、老中阿部正弘に一萬石を加増す。
 二二二 關東地震。
 四二 加賀藩、豪商用達錢屋五兵衛を瘞す。
 六三 米國使節ベリー浦賀に來る。○九、幕府、浦賀奉行に命じベリーを久里濱の假館に引見して米國國書を受領せしむ。○一二、ベリー明春の再渡を約して浦賀を去る。○一八、幕府、若年寄本多忠徳等をして内海の沿岸を巡視せしむ。
 ○二六、幕府、米國國書を海防掛三奉行、大小目付三番頭に示して其意見を徴し、翌日又三家

七〇 幕府、肥前五島邑主五島盛成に福江城を、蝦夷松前邑主松前崇廣に福山城を築かしめ並に其班を進めて城主と爲す。
 八 幕府、富士講を申禁す。○是月、幕府、諸國に令して沿海の里程及び海深を測量す。
 二八 信濃飯田城主堀親義の封内狩獵に金鼓鐵砲を用ひて兵士を操練するを許す。○是月、幕府、下曾根信教に命じ洋式の大砲六門を造らしむ。
 三三 幕府、諸大名に命じて沿海の警備を嚴にせしむ。
 三二 幕府、勘定奉行石河政平、目付本多安英、戸川安鎮、西丸留守居筒井政憲をして江戸近海の警備を檢察せしむ。
 三六 安積良齋、幕府に仕ふ。
 四七 七社七寺に勅して外患を祈禱せしむ。
 五二 肥前唐津城主小笠原長國、領内の海島を巡視して守備を修め且管守せる大砲を試放せんことを請ふ、幕府之を許す。
 六四 筑後久留米藩參政村上守太郎、江戸藩邸に於て同僚馬淵貢を刺さんとして之を傷け、藩老有馬飛騨等の爲に殺さる。
 八二 越前大野城主土井利忠、屯營を領内西湯浦に設く。
 二九 將軍、琉球使節を引見す。○二三、上總貝淵邑主林忠旭、治所を請西に徙す。

溜詰及び相房警衛の會津、忍、川越、彦根四藩の意見を徴す。
 七一 幕府、諸大名及び布衣以上の諸有司に米國國書を示して意見を徴す。○三、幕府、徳川齊昭をして海防の議に參與せしむ。○一八、露國使節プチャーチン長崎に來る。
 八五 幕府、高島茂教の追放を免じ代官江川英龍に隸屬せしむ。○一九、幕府、長崎奉行に命じプチャーチンを立山奉行所に引見し露國國書を受領せしむ。
 九 露兵、唐太久春古丹に上陸し占領を企つ。○一五、幕府、大船製造の禁を解く。○二六、幕府、江戸の海岸に邸宅を有する諸大名に砲臺の築造を許す。
 一〇 幕府、軍艦兵器の購入を和蘭に託す。○八、幕府勘定奉行川路聖謨、西丸留守居筒井政憲を露國應接掛となし長崎に派遣す。○一八、徳川慶昭、大砲七十四門を幕府に獻ず。○二三、プチャーチン長崎を去る。
 二 幕府、ベリー再渡の際要求の諾否を明言せず平和の應接を爲すべき旨を諸大名旗本等に達す。○二、幕府、勘定奉行石河政平、松平近直、目付堀利熙、勘定吟味役竹内保徳に大船製造御用を命ず。○五、幕府、大坂の町人に御用金を課す。○一二、幕府、徳川齊昭をして大船製造の事を掌らしむ。○一四、是より先、幕府の築造

- 二二三 新造の内裏に還幸あらせらる。
- 二二四 幕府、諸大名の隠居厄介の男女の在國を許す。
- 〇四、幕府、松前崇廣に陸奥出羽の地三萬石を授け且毎年一萬八千兩を給し蝦夷地の土知に代ふ。〇二三、長崎奉行荒尾成允、川村修就、目付永井尙志、和蘭領事キユルチユスと日蘭和親條約を調印す。
- 三 幕府、洋書所を蕃書調所と改稱す。
- 四二五 始めて講武所の業を開き、旗本御家人をして武技を習はしむ。〇水戸城主徳川慶篤、其臣結城寅壽を死罪に處す。
- 六四 幕府、二分判を鑄る。
- 七二〇 和蘭領事キユルチユス、長崎奉行に英國香港總督來りて通商を迫らんとすることを告げ、通商開始を勸告す。〇二一、米國總領事ハリス、下田に來る。〇二三、和蘭領事キユルチユス、書翰を長崎奉行に呈して通商開始を勸告す。
- 八三 幕府、再び明禁會所を江戸京都大坂堺に置く。〇六、ハリス、下田玉泉寺に入り領事館と爲す。
- 一〇七 幕府、老中堀田正篤に外國御用取扱を命ず。
- 一二七 幕府、蝦夷地初めて租米を納む仍て奉行以下を賞す。
- 一三八 蕃書調所の業を開く。
- 一六 幕府、火藥座を置く。〇二八、幕府、讃岐高松城主松平頼胤に大坂木津川臺場、出雲松井城主松平定安に大坂安治川臺場、伊豫松山城城主松平

- 勝善に神奈川警衛を命ず。
- 三六 下田奉行井上清直、中村時萬、ハリスと下田條約に調印す。
- 四二二 幕府、鐵錢を箱館に鑄る。
- 七一九 幕府、軍艦操練所を講武所内に設け、是日其業を開く。〇二三、幕府、徳川齊昭の海防及び軍制改革に參與するを免す。
- 八四 露國使節プチャチン、長崎に入津。〇一九、長崎奉行水野忠徳、荒尾成允、目付岩瀬忠震等、和蘭領事キユルチユスと日蘭和親條約附録に調印。
- 九一七 長崎奉行水野忠徳、荒尾成允、目付岩瀬忠震、プチャチンと日露條約追加に調印。
- 一〇二二 ハリス、幕府に登城して將軍に謁し國書を呈す。〇二六、ハリス、老中堀田正陸を訪ひ世界の形勢を語り通商條約締結の必要を説く。
- 一二三 所司代本多忠民、書を朝廷に上り米國と通商條約を締結すべき旨を奏す。〇二三、幕府に勅し畿内近國に公使を置き、且港灣を開く可からざるを戒諭せらる。〇二九、儒役林緯、目付津田正路幕命を奉じて上京す、是日書を朝廷に上りて通商條約締結の事情を奏す。〇幕府、諸大名に登城を命じ通商條約締結に就きての意見を徴す、翌日亦同じ。
- 一五五 井上清直、ハリスを訪ひて條約調印を本日より六十日間延期するを約す。〇六、島津齊彬書を

- 左大臣近衛忠熙、内大臣三條實萬に呈し、徳川慶喜を將軍の世子と爲す朝旨を幕府に下さんことを請ふ、尋で山内豐信伊達宗城も其意を實萬に通す。〇八、幕府、老中堀田正陸に上京を命じ日米條約調印の勅許を請はしむ。〇一四、三公及び議奏傳奏兩役に勅し外交の處分を諮詢せらる。〇二一、堀田正陸、江戸を發す。〇二六、又現任公卿をして其意見を奏上せしめらる。
- 二九 堀田正陸參内。〇一一、堀田正陸、議奏傳奏兩役を其旅館に招き日米條約草案を呈して朝旨を請ふ。〇二三、朝旨を堀田正陸に授け、三家以下諸大名の意見を徴して報覽に供へしめらる。
- 三三 堀田正陸、老中の奉書を呈し速に勅許を賜はらむることを奏請す。〇一二、關白九條尙忠、將に幕府の請を納れんとす、是日大納言中山忠能等八十八人列參して其不可を論ず。〇二〇、堀田正陸を召し、更に前日の朝旨を宣し、猶三家以下諸大名の意見を奏して再び勅許を請はしむ。〇二三、正陸書を朝廷に上り條約調印の急務を説き臨機處分の允可を請ふ。〇二四、條約不許可の勅諭を正陸に授け、又將軍の世子を治定し政務を扶助せしむべき内旨を下す。
- 四一 和蘭領事キユルチユス、將軍に謁す。〇二四、堀田正陸、ハリスを自邸に招き條約調印の猶豫を求む、尋でハリス、七月二十七日までの延期

- を請す。〇二五、幕府、勅答書を諸大名に示し重ねて條約調印の可否を具申せしむ。
- 六一 幕府、將軍の世子決定の旨を布告す。〇九、徳川齊昭、廟算伺書を幕府に呈す。〇一六、プチャチン、下田に入津。〇一七、ハリス、下田より神奈川に至り書を堀田正陸に呈し條約調印の急務なるを忠告す。〇一九、亞米利加應接掛井上清直、岩瀬忠震神奈川に於てハリスと日米通商條約に調印。〇二一、幕府、宿次奉書を以て條約調印のことを奏上す。〇二二、幕府、諸大名を召して條約調印のことを告ぐ。〇徳川齊昭、書を大老井伊直弼に贈り條約調印のことを請る。〇徳川慶喜、登城して條約調印のことを大老中に請る。〇二四、徳川齊昭、同慶篤、同慶勝、不時登城して條約調印のことを大老老中等に請る、尋で松平慶永、亦登城し、老中と會して之を論じ且將軍副立の延期を説く。〇二五、幕府、徳川慶福を養ひて將軍の世子となすことを布告す。〇二七、大廣間詰諸大名連署して條約調印の不可を幕府に建白す。〇條約調印奏上の宿次奉書京都に著し、是日報覽に達す、主上震怒、讓位の密勅を關白九條尙忠に下し給ふ。〇二九、勅して三家大老の中一人に上京を命ず。英國使節エルデン、品川に入津。〇五、幕府、徳川齊昭に急度愼、徳川慶勝、松平慶永に隱居急度愼を命じ、徳川慶喜の登城を停む。〇八、幕

府、新に外國奉行を置く。○九、大老老中連署して書を傳奏に呈し、三家大老共に上京する能はざるを辯疏す。○一〇、外國奉行永井尙志、岩瀬忠震、長崎奉行岡部長常、キユルチユスと日蘭通商條約に調印。○一一、伏見奉行内藤正綱をして京都取締を兼ねしむ。○一二、プチャヤン登城、將軍の世子慶福に謁す。○一八、外國奉行水野忠徳等エルヂンと日英通商條約に調印。○幕府、英國より寄贈せる汽船を受領し、龍丸と名く。○二一、徳川慶福名を家茂と改む。○幕府、徳川慶福を後見職と爲す。○勅諭を徳川慶福に賜ひ時勢を匡救せしめらる、尋で十一日又之を幕府に下す。○二三、暴瀉病流行、江戸最も甚し、是日幕府、救濟方を諸國に頒つ。○二三、外國奉行水野忠徳、永井尙志等佛國使節グロートと日佛通商條約に調印。○四、關白九條尙忠の内覽を罷め、左大臣近衛忠熙に内覽の宣旨を賜ふ。○七、幕府、梅田源次郎を京都に捕ふ。○一七、老中間部詮勝上京す。○一九、近衛忠熙の内覽を罷め九條尙忠の内覽を復す。○二四、間部詮勝、參内して條約調印の事情を分疏す。○二六、薩摩藩士西郷隆盛、月照と薩摩御船沖に投ず、陸盛蘇生す。○二三、伊豫守和島城主伊達宗城致仕。○三、晦、間部詮勝を召し鎮港猶豫の勅を賜ふ。

六二、幕府の内奏により青蓮院宮尊融親王、内大臣一條忠香等に謹慎を命ず。○二〇、間部詮勝、京都を發して江戸に歸る。○二六、高知城主山内豊信致仕。○三、幕府の内奏により前關白鷹司政通、前左大臣近衛忠熙、前右大臣鷹司輔熙、前内大臣三條實萬を落飾謹慎せしめ、東坊城廳長に永登居を命ず。○四、幕府、一朱銀を鑄る。○二七、幕府、徳川齊昭に永登居、同慶篤に差控、同慶喜に隱居慎を命じ、水戸藩士安島帶刀を死刑に處す、又西丸留守居川路聖謨に隱居差控、作事奉行岩瀬忠震、軍艦奉行永井尙志の職を免じて差控を命ず。○一〇、上田城主松平忠優致仕。○一三、條約批准交換の爲に外國奉行新見正興、村垣範忠、目付小栗忠順を米國に派遣す。○一六、幕府、越前藩士橋本左内、旗本曾我權左衛門の家臣飯泉喜内、浪人頼三樹三郎を死罪に處す。○一七、幕府、前高知城主山内豊信に謹慎を命ず。○一七、江戸本丸火く。○一九、幕府、大番頭土岐頼旨の職を免じ差控を命ず。○幕府、本郷泰固の封を削りて隱居を命じ、萩藩士吉田寅次郎を死罪に處す。

萬延元

三七、幕府の内奏により青蓮院宮尊融親王に、隱永居を命ず。○二八、鷹司政道、近衛忠熙の謹慎を免ず。○二三、遣米使節新見正興等、米艦に乗じて神奈川を發す、軍艦奉行木村嘉毅、軍艦成臨丸を率ゐて之を護衛す。○三三、水戸藩の浪士、大老井伊直弼を櫻田門外に刺す、幕府命じて表を祀せしむ。○九、薩摩吏同藩士有村雄介、水藩士金子孫二郎を勢州四日市に捕ふ。○三六、大判改鑄。○晦、彦根藩、井伊直弼の喪を發す。○三九、小判一分判貳分判貳朱金を鑄る。○四四、幕府、紀州附家老水野忠央に隱居慎を命ず。○一七、葡萄牙と通商條約締結。○四、幕府、徳川慶喜及び前名古屋城主徳川慶勝、前福井城主松平慶永、前高知城主山内豊信の慎を免ず、尙他人との面會文書往復を停む。○五、箱館奉行兼外國奉行堀利熙自刃す。○五、米國公使館書記官ヒュースケン、麻布古川端に暗殺せらる。○一四、普魯西と通商條約締結。○三、露國軍艦對馬に來りて繫留し、密に同島の占有を企つ。○三三、幕府、老中安藤信正の功を賞し一萬石の村替を命ず。○二四、幕府、側衆の文武を獎勵し五ヶ年間の檢約を命ず。○幕府、外國奉行竹内保徳同桑山元柔、目付京極高朗に江戸大坂の開市兵

庫新潟の開港を延期し、露國との國境を劃定せんが爲に歐洲に派遣を命ず。○二五、幕府、布衣以上諸有司の老衰に及びて尙ほ奉公するを戒め、旗奉行館奉行持頭先手等の入選補任すべきを命ず。○四三、幕府、外國奉行小栗忠順を對馬に派遣す。○對馬滞在の露人暴行す。○五〇、小栗忠順、露國艦長と會見し其退去を促す。○一九、幕府、外國奉行水野忠徳に歐洲派遣を命ず。○二八、水戸浪士有賀半彌等、高輪東禪寺なる英國公使館を襲ひ二名を傷く。○六二、萩城主毛利慶親、家臣長井雅樂をして、開國遠略の説を朝廷に進めしむ、是日内旨を慶親に下して皇威の宣揚を圖らしむ。○一九、百姓町人の大船を製造し外國船を購入するを許す。○七三、幕府、外國奉行野々山兼寛を對馬に派遣す。○二六、幕府、金子孫二郎、大關和七郎等を死罪に處す。○八三、幕府、外國奉行松平康直に歐洲派遣を命じ水野忠徳及び桑山元柔を罷む。○二三、老中久世廣周、安藤信正、書を露國外相に贈りて露船の對馬退去を要求す。○二五、露船對馬退去。○一〇、幕府、福井藩の横濱警衛を免じて品川砲臺警衛を命じ、姫路松代二藩の品川砲臺警衛を免じ横濱神奈川を守らしむ。○二〇、佐賀城主鍋島齊正致仕。

三 八 毛利慶親、公武合體開國遠略の意見書を幕府に呈す。〇二二、竹内保徳等、英艦に乗りて横濱を發す。〇晦、幕府、毛利慶親の建議を納れ公武間周旋の事を託す。

二 三 幕府、宇都宮藩浪士大橋訥菴を捕ふ。〇一五、水戸藩士平山兵介(細谷忠齋)下野の人河野顯三(三島三郎)等、老中安藤信正を坂下門外に傷く。

二 二 和宮親子内親王、徳川家茂に御降嫁。

二 六 幕府、所司代酒井忠義に一萬石を加増す。

四 二 福岡城主黒田齊博、參勤の途播磨大藏谷に次す、京都の形勢險惡なるを聞き是日駕を回して本國に歸る。〇一七、鳥津久光の請により之が滯京を命じ且浪士の暴發を鎮撫せしむ。〇二

三、薩摩藩士有馬新七等、長藩士及び諸藩の志士と共に京都を襲ひ關白九條尚忠、所司代酒井忠義を刺さんとす、是日伏見寺田屋に憩ふ、鳥津久光鎮撫使を派遣し途に有馬新七以下數名を斬る。〇晦、鷹司政通、近衛忠熙の參朝を許し、鷹司輔熙の愼、青蓮院宮尊融親王の永蟄居を免す。

三 一 長州藩世子毛利定廣入京す、是日勅して閣下に滯在せしむ。〇三、幕府、會津城主松平容保をして政務に參與せしむ。〇七、幕府、松平慶永をして政務に參與せしむ。〇九、大原重徳を別勅使となし關東に下向せしめ鳥津久光に隨行を命ず。〇幕府、徳川慶頼の後見を罷む。〇一

八、蕃書調所を洋書調所と改稱す。〇二六、幕府、政治改革のことを諸有司に布達す。

六 一 將軍家茂、諸大名を引見して庶政革新の旨を諭告す。〇東禪寺英國公使館の守衛松本藩士伊東軍兵衛、英人二名を殺して自刃す。〇一〇、勅使大原重徳、入城して徳川慶喜を將軍の後見に、松平慶永を大老たらしむべき旨の勅諭を傳ふ。

六 七 幕府、徳川慶喜に一橋家再相續を命じ後見となす。〇九、幕府、松平慶永を政事總裁と爲す。

〇二〇、九條家の侍鳥田龍章暗殺せらる。

八 二 毛利定廣に東下を命じ勅を幕府に傳へしむ。〇一六、幕府、久世廣周、安藤信正に隱居愼を命ず。〇二〇、岩倉具視、千種有文、富小路敬直に辭官落飾を命ず。〇二一、鳥津久光、西歸の途生麥村に英人一名を斬り二名を傷く。〇二二、大原重徳、江戸を發して歸京す。〇二四、毛利定廣、幕府に登城して國事犯人の赦免、徳川齊昭へ贈官の勅諭を傳ふ。〇二五、内大臣久我建通を罷め蟄居落飾を命ず。

四 八 一 幕府、會津城主松平容保を京都守護職と爲す。〇一四、幕府酒井忠義に隱居を命じ一萬石を削る。〇二二、幕府、參勤の制を改革して妻子の歸國を許し服制を簡易にす。〇二三、幕府、奏者番を廢す。〇二五、九條尚忠に落飾愼を命ず。〇二七、幕府、弓組を廢して鐵砲組と爲す。

九 二 青蓮院宮尊融親王に國事扶助を命ず。〇二一、

中將三條實美、侍從姉小路公知を勅使として東下せしむ。〇二八、高知城主山内豐範をして勅使に隨行せしむ。

〇三 幕府、新に山陵奉行を置き山陵を修理す。〇二七、幕府、山内豐信をして政務に參與せしむ。

二 二 幕府、學問所奉行を置く。〇二〇、幕府、井伊直弼を追罰して封十萬石を削り、間部詮勝の封一萬石を削りて隱居愼、久世廣周の封一萬石を削りて永蟄居、安藤信正の封二萬石を削りて永蟄居、松平頼胤、酒井忠義、堀田正睦等に蟄居を命ず。〇二三、幕府、臨坂安宅に愼、松平乗全に隱居、松平宗秀に差控を命ず、諸有司連坐するもの多し。〇二七、勅使三條實美、姉小路公知、江戸城に入りて攘夷及び親兵設置の勅旨を傳ふ。〇二八、幕府、朝命を奉じ安政大獄櫻田事變等に罪を得たる諸藩士等を赦免す。

二 一 幕府、新に陸軍奉行を置く。〇三、幕府、兵賦改正。〇七、勅使三條實美、姉小路公知、江戸を發して歸京す、尋で山内豐範、毛利定廣亦前後して西歸す。〇九、新に國事掛を置く。〇一二、長州藩士、江戸品川御殿山の英國公使館を燒く。〇一八、幕府、新に陸軍總裁海軍總裁を置く。〇伊達宗城入京。〇二九、幕府、新に歩兵頭騎馬頭大砲組之頭を置く。

三 五 四 徳川慶喜入京。〇一七、毛利慶親を參議に任ず、慶親尋で歸國す。〇二五、山内豐信入京。

〇二八、青蓮院宮尊融親王をして還俗せしむ、尋で中川宮と稱す。

二 四 松平慶永入京。〇九、徳川慶喜に勅して攘夷の期限を奏上せしむ、慶喜、將軍歸府後に於てせんことを奉答す。〇一一、三條實美、姉小路等を徳川慶喜の旅館に遣り攘夷期限の確答を促す、慶喜等、豫め其期を計りて奉答す。〇一三、國事參政國事寄人を置く。〇將軍家茂上洛せんとす、是日江戸を發す。〇幕府、伊達宗城をして政務に參與せしむ。〇二〇、士庶の學習院に至り時事を建議するを許す。〇二二、伊豫の人三輪田綱一郎、等持院なる足利尊氏等の木像の首を三條河原に梟す。〇二三、右衛門督大原重徳に辭官落飾蟄居、國事掛裏辻公愛に閉門を命ず。〇是月、幕府、文久通寶を鑄る。

三 四 將軍家茂入京。〇五、徳川慶喜、參内して政務を幕府に委任せられんことを請ふ、勅して之を允す。〇七、將軍家茂參内。〇政事總裁松平慶永、辭表を呈出す。〇一一、賀茂社に行幸、攘夷を祈らせ給ふ。〇一三、幕府、新に騎兵奉行を置く。〇一四、鳥津久光入京。〇一八、鳥津久光京都を發し歸國す。〇二一、松平慶永、私に歸國す。〇二六、山内豐信歸國。〇二七、伊達宗城歸國。〇是月、毛利慶親、治所を山口に徙す。

四 二 將軍家茂參内。〇一一、石清水八幡宮行幸、攘夷を祈らせ給ふ。〇一七、幕府、朝命を奉じ十萬

石以上の諸大名をして交番して京都を守護せしむ。○二〇、勅して徳川慶勝を政務輔翼となす。○幕府、諸大名をして十年一回、京都に朝せしむ。○將軍家茂、五月十日を以て攘夷期限となすを奏す。○二二、徳川慶喜東歸、是日京都を發す。

五 幕府、生麥事件の償金を英國公使に交附す。○一〇、長藩米國商船を下關に砲撃す。○一八、將軍家茂、大坂より歸京、是日參内して攝海巡視の狀を奏す。○二〇、國事參政姉小路公知暗殺せらる。○二二、長土藩以下九藩をして宮門を守らしむ、尋で薩藩の乾門守衛を免す。○二六、長藩和蘭軍艦を下關に砲撃す。○晦、老中格小笠原長行、兵を率ゐて大坂に至り將に入京せんとす、勅して之を止む。

六 米艦下關を砲撃す。○三、將軍家茂參内。○五、佛國軍艦下關を砲撃す。○九、將軍家茂、大坂に赴き、尋で江戸に歸る。○一四、正親町公董を監察使と爲し長州に遣す。○一六、幕府、毎年米十五萬俵を獻せんことを請ふ之を許す。○一八、長藩豊前田の浦を占領す。○二六、前久留米水天宮祠官眞木和泉を學習院出仕となす。○二七、英國軍艦、鹿兒島に至り生麥事件の遺族扶助料を薩藩に要求す、應ぜず。○二八、英國軍艦、鹿兒島を砲撃す。○一一、東園基敬、四條隆調を監察使と爲し、紀州明石の兩藩に派遣す。

八 會津因幡備前阿波米澤五藩の練兵を建春門外に開し給ふ。○一三、攘夷御祈願として大和に幸し暫く蹕を留め親征の軍議を催し給はんとする旨を布告す。○一六、有栖川宮熾仁親王を西園鎮撫使と爲す。○一七、土藩士吉村實太郎等、前侍從中山忠光を奉じて兵を大和五條に擧ぐ。○一八、勅して大和行幸の令を停め、參政寄人を廢し、長藩の堺町門守衛を停む、三條實美等七人長州に走る。○一九、有栖川宮の西園鎮撫使を罷む。○二四、三條實美等七人の官位を罷き豐岡隨資、萬里小路博房、橋本實梁、滋野井實在、東園基敬に差控を命じ議奏廣幡忠禮、徳大寺實則、長谷信篤を罷め他人との面會を禁ず。○二七、中川宮御元服、名を朝彦と賜ふ。○二八、關白鷹司輔照に差控を命ず。○二九、大原重徳の蟄居を免す。○是月、幕府、洋書調所を開成所と改稱す。

一〇 鳥津久光入京。○七、正親町公董に差控を命ず。

二 薩藩、金を幕府に借り生麥事件の遺族扶助料を英國公使に交附す。○三、伊達宗城入京。○一、幕府、服制を復舊す。○一五、江戸城二丸火く。○二六、長藩家老井原主計、大阪より上書して入京の許可を請ふ、許さず。○徳川慶喜入京。○二八、幕府、外國奉行池田長發、河津祐邦等に歐洲派遣を命ず。

三 中川宮簞位の流言あり、是日徳川慶喜、松平慶永、松平容保、鳥津久光連署して雪冤の表を上る。○一一、勸修寺經理をして家臣を伏見に遣し長藩老井原主計の携へたる款願書及び奉勅始末を受理せしむ。○二七、將軍家茂、江戸を發して上京す。○池田長發等、品川を發して歐洲に航す。○二八、山内豊信入京。○二九、幕府、瑞西と通商條約を締結す。○晦、徳川慶喜、松平慶永、松平容保、山内豊信、伊達宗城をして朝議に參與せしむ。

元治元 二九 幕府の内請により元勸修寺宮濟範の勸勤を免じ、還俗して伏見宮に復歸せしむ、尋で山階宮の稱號を賜ひ名を冕と賜ふ。○大原重徳に復

飾を命ず。○一三、鳥津久光をして朝議に參與せしむ。○一五、家茂入京し、尋で屢々參内す。しめて攘夷の議を上り且其衷情を哀訴す。○七、家茂、泉涌寺に詣り又寺領三百石を寄進す。○九、鳥津久光、上書して祠を湊川に建て腹良親王楠木正成等を奉祠せんことを請ふ、之を允す。○一〇、幕府、松平容保に五萬石を加増す。○一一、幕府、長藩を糾問し事宜によりて之を討たんとす、乃ち徳川茂承を將軍の名代に、松平容保を副將に老中有馬道純を差添となし、薩摩以下十藩をして兵を備へしむ、是日又容保を軍事總裁となす。○一二、松平容保を參議に任ず、容保之を辭し、其祖正之に贈從三位の特典を請ふ、尋で之を授く。○一五、幕府、松平容保の守護職を罷め、松平慶永を之に補す。○二二、山内豊信の朝議參預を罷め歸國の暇を賜ふ。

三 徳川慶勝に朝議參預を命ず。○長藩の末家家老各一人及び吉川經幹に上坂を命ず、幕府亦之を召す。○九、徳川慶喜の朝議參預を停む。○一三、徳川慶勝、松平慶永の朝議參預を罷む。○一四、松平容保の朝議參預を罷む。○二五、徳川慶喜の後見を罷め禁裡守衛總督攝河防禦指揮を命ず。○二六、水藩士田丸稻之衛門、藤田小四郎等兵を筑波山に擧ぐ。

四 幕府、京都守護職松平慶永を罷めて松平容保を

復任し其軍事總裁を罷む。○一、伊達宗城、京都を發して歸國す。○一六、幕府、朝廷尊崇の條目十八ヶ條及び供御増貢のことを奏請す、尋で之を允す、乃ち毎年十五萬俵を上る。○一八、島津久光、京都を發して歸國す。○二〇、勅して庶政を幕府に委任し、横濱鎮海海岸防禦、三條實美及び長州の處分を講ぜしむ。○二六、幕府、京都見廻役を置く。

二 家茂參内歸府の暇を賜ふ、尋で江戸に歸る。○二九、幕府、海軍操練所を神戸に設置す。

四 長藩將に兵を上國に出さんとし、是日世子毛利定廣進軍の議を決す。○五、長州土州肥後久留米因州加州の志士等、事を京都に擧げんとし、是日三條小橋の池田屋に會合す、幕府、兵を遣りて之を捕斬す。○七、長藩米船を長門黃波戸浦に砲撃す。○九、幕府、川越以上十一藩をして筑波勢を討たしむ、尋で上野高崎、常陸笠間の二藩にも是を命ず。○一四、水戸藩、筑波勢の追討を市川三左衛門に命ず。○一七、幕府、歩兵頭北條新太郎をして筑波勢を討たしむ。○二四、長藩家老福原越後兵を率ゐて伏見に至る、眞木和泉、久坂義助等、別軍に將として山崎に屯す。○二七、松平容保、參内して宮門を鎖し出入を監察す。

七 德川慶喜、使を伏見に遣りて撤兵を命じ、尋で又屢々之を促す、長軍肯せず。○九、長藩家老

國司信濃、兵を率ゐて山崎に至り、尋で天龍寺に屯す。○一二、薩藩の兵四百餘人入京。○一三、毛利定廣、三條實美等を擁し兵を率ゐて本國を發す。○一四、幕府、若年寄田沼意尊をして筑波勢を討たしむ。○長藩家老益田右衛門介、兵を率ゐて八幡に至り、尋で男山に據る。○一五、吉川經幹、兵を率ゐて周防岩國を發す。○一八、各地屯集の長軍に退去を命ず、肯せず、徳川慶喜に勅して之を討たしむ。○長藩三家老、會津討伐の表を上り、是夜進軍を開始す。○一九、長軍京都を犯す、徳川慶喜、諸藩の兵を督して擊退す。○二〇、幕府、福岡藩浪士平野次郎等三十三人を京都六角獄に斬る。○二一、三條實美毛利定廣等、京都の變報に接し多度津より本國に歸る。○眞木和泉、天王山に自刃す。○二三、幕府に勅して長藩を討たしむ。○池田長發等、使命を果さずして歐洲より歸る、幕府、其縁を削り隱居愼を命ず。○二四、田丸稻之衛門等、筑波を去りて小川館に據る。○二七、有栖川宮熾仁親王以下十五人の參朝を停む。

八 幕府、將軍の長州親征を布告し翌日徳川茂承を征長總督、福井藩主松平茂昭を副將となす。○毛利慶親、三家老の職を免じ、尋で之を徳山に幽す。○三、幕府、慶親父子及び三末家吉川經幹に愼を命ず。○四、幕府、松平頼徳に命じ徳川慶篤の目代として筑波を討たしむ、水戸藩家老榊

原新左衛門、大久保甚五衛門等之に従ふ、武田正生亦其軍に投ず。○五、英佛米蘭四國聯合艦隊下關を襲ふ。○七、幕府、征長總督徳川茂承を罷め徳川慶勝を更任す。○一〇、松平頼徳、水戸に至る、市川三左衛門等、其入城を拒み遂に相戦ふ、頼徳、武田正生等と共に磯濱に屯し、尋で那珂港に據り、氣脈を筑波勢と通じ幕府に抗するに至る。○一三、幕府、薩摩以下三十五藩に征長の出兵を命ず。○一四、長藩四國聯合艦隊と講和す。○二二、幕府、毛利慶親父子三末家吉川經幹の官位を擬ひ松平の稱號と將軍の偏諱とを停む、慶親は敬親、定廣は廣封と改名す。○二五、田沼意尊、笠間に至りて本營を定め筑波勢を討たしむ。○二七、肥前唐津城主小笠原長

かしむ。○二三、幕軍、那珂港を陥る榊原新左衛門降伏す、武田正生館山にあり、田丸稻之衛門と共に兵を收め、徳川慶喜に訴ふる所あらんとし相合して西上の途に上る。

九 幕府、參勤交代の制を復舊し諸大名をして妻子を江戸に置かしむ、行はれず。○六、松平茂昭入京。○二二、徳川慶勝入京。○二二、幕府、英米佛蘭四國公使に長藩の下關砲撃の償金を出すことを約す。○二五、田沼意尊、水戸城に入る。○二六、松平頼徳大久保甚五左衛門等、幕軍に降

二 幕府、兵庫奉行を置く。○一二、長藩謝罪恭順に決し、是日益田右衛門介、福原越後、國司信濃に自刃を命じ、穴戸左馬之助等を斬る。○一四、長藩家老志道安房、廣嶋に至り、三家老の首級を尾張總督の先鋒成瀬準人正に獻ず、徳川慶勝、諸軍に令して進軍を停む。○一六、慶勝、廣嶋に至る。○一八、慶勝、三家老の首級を賞檢し、尋で山口城の破却、三條實美等の交附、毛利敬親父子謝罪書の呈出を吉川經幹に命ず。○二〇、慶勝、薩摩筑前肥前肥後久留米の五藩をして三條實美等を分拘せしむ。○二五、敬親父子、萩城を出で、天樹院に盤居し、尋で謝罪書を總督府に呈す。○二八、幕府、三條實美等分拘の命を停め暫く之を筑前に舍かしむ。○晦、徳川慶喜に勅して武田正生を討たしむ。

一〇 三 毛利敬親、山口より萩に移徙す。○五、幕府、松平頼徳に自刃を命ず。○一〇、幕府、松平茂昭をして筑前小倉に赴き九州の軍を督せしむ。○一一、徳川慶勝、命を諸藩に傳へて其部署に就

三 徳川慶喜、近江路に出陣し水戸以下七藩をして各地を分守せしむ。○一四、徳川慶勝、家老石河光晃、幕府大目付戸川鉾三郎を長州に派遣し山口城の破却、敬親父子恭順の狀を檢せしむ。○一七、武田正生等、越前新保驛に至り、是日加州藩に降る。○二六、徳川慶喜歸京。○二七、慶勝、征長諸軍をして其兵を撤せしむ。

慶應元

- 正 二 高杉晋作、兵を馬關に擧げて俗論黨と戦ひ、尋で山口に據る。○四、徳川慶勝、廣島を發して京都に凱旋す。○一、二、松平茂昭、小倉を發して京都に歸る。○一、四、三條實美等、長州を發して筑前に移る。筑前藩之を大宰府に置き、薩摩肥前肥後、久留米四藩と共に之を監す。○一、五、幕府、長藩の服罪により將軍の進發中止を布告す。○一、九、幕府、徳川慶喜をして武田正生等を田沼意尊に交附せしむ。○二、五、幕府、宇都宮城主戸田忠恕に隱居愼を命じ、封二萬七千餘石を削る。○四、幕府、武田正生、田丸稻之衛門、藤田小四郎等を敦賀に斬る。○二、七、徳川慶勝、松平茂昭、參内して長州服罪の狀を奏す。○二、八、毛利敬親父子、再び山口に移り藩論を一變して幕府と拮抗す。
- 三 一 福井松平茂昭、京都を發して歸國す。○二、家茂に上洛を命ず。○八、幕府、榎倉城主松平康直を宇都宮に、宇都宮城主戸田氏友を榎倉に移す。○二、六、徳川慶勝、京都を發して歸國す。○二、九、幕府、長州再征に決し、是日家茂進發のこを布告す。
- 四 三 幕府、徳川茂榮に先手總督を命じ、尋で紀州、彦根、高田、上田、田邊、鳥羽、延岡、松本諸藩の部署を定む。○二、五、幕府、外國奉行柴田剛中等に英佛二國派遣を命ず。
- 五 六 家茂、江戸を發し征長の途に上る。

- 三 三 家茂入京、即日參内して長州再征の事由を奏す、尋で大坂に赴く。
- 六 三 幕府、毛利元蕃吉川經幹に上坂を命ず、應ぜず。
- 八 八 幕府、更に毛利元周同元純及び長藩家老一人に上坂を命ず。○是月、幕府、横濱製鐵所を設く。○英米佛蘭四國公使、軍艦を率ゐて兵庫に至り、尋で書を幕府に呈し、兵庫の先期開港と條約の勅許とを強要す。○二、一、家茂參内して長州再征の勅許を請ふ、之を允す。○二、九、老中阿部正外松前崇廣、兵庫開港の議を建つ、是日幕府に勅し其職を免じて謹愼せしむ。
- 九 六 家茂、上表して職を徳川慶喜に譲らんことを請ひ、併せて條約の勅許を促す。○四、家茂東歸せんとし大坂を發し、是日伏見に至る、勅して其行を止め入京を命ず。○徳川慶喜參内し條約の勅許を迫り、謀議曉に達す、乃ち之を許し、なほ兵庫の開港を止む。○家茂の辭表を却下す。○九、四國公使、兵庫を退去す。○一、〇、幕府、徳川慶喜に政務補翼を命ず。○一、五、幕府、松平康直戸田氏友移封の命を止む。○二、六、幕府、戸田氏友の削封を復舊し其父忠恕の愼を免ず。○二、七、家茂參内。○幕府、長藩の末家家老及び奇兵隊の領袖に出藝を命ず。○是月、幕府、兵庫奉行を廢す。
- 二 七 幕府、彦根以下三十一藩に出兵を命じ徳川茂承を征長先鋒總督となす。○二、〇、長藩家老穴戸

備後介、廣島に至る、是日大目付永井尙志等國泰寺に於て之を審問す。

二 三 徳川慶喜、攝海防禦指揮を辭せんことを請ふ、許さず。

二 三 徳川慶喜、參内して毛利敬親父子朝敵の罪名を除き、封十萬石を削り敬親に隱居愼、廣封に永蟄居を命ぜんことを請ふ、之を許す。○二、一、木戸孝允西郷隆盛等、坂本龍馬の媒介により薩長二藩の連合を約す。

三 幕府、横須賀製鐵所を起工す。

四 九 長藩奇兵隊立石孫一郎脱走して備中倉敷の代官所を襲ふ。○一、七、薩藩書を幕府に呈して出兵を辭す。○是月、幕府、佛國大博覽會に参加せるを以て出品許可のこを布告す。

五 一 老中小笠原長行、長藩の三末家家老等を廣島國泰寺に召して毛利敬親父子處分の命を傳達す。

○一、三、幕府、輸出入税を約定し英米佛蘭四國公使と改稅約書を締結す。○二、六、老中松平宗秀先鋒副總督となり、是日廣島に著す。○是月幕府、小笠原長行を九州諸軍の指揮として小倉に派遣す。

六 五 先鋒總督徳川茂承、廣島に著す。○七、幕軍、周防大島郡を襲ふ、戦端茲に開く。○一、七、長軍、門司田ノ浦を占領す。○英國公使パークス、鹿兒島を訪問し、尋で島津久光と會見す。

七 六 幕府、伊太利と通商條約を締結す。○一、八、長

軍、石見濱田城を陥る。○二、〇、家茂、大坂に薨す、秘して喪を發せず。○二、九、徳川慶喜、將軍の目代として長藩を討たんことを請ふ、之を許す。○小笠原長行、小倉を脱走し、尋で大坂に歸る。○晦、小倉出陣の肥後柳川久留米の諸藩兵を收めて本國に歸る。○是月、幕府、軍艦操練所を海軍所と改稱す。

八 一 長軍、小倉を陥る。○八、徳川慶喜の禁裡守衛總督攝海防禦指揮を罷む。○一、六、慶喜、上表して征長の兵を解き諸大名を召集して爾後の方略を議せんことを請ふ、之を許す。○二、〇、幕府、家茂の喪を發す慶喜宗家を相續す。○二、一、幕府に勅し將軍の喪を以て姑く征長の兵を停めしむ、尋で幕府其兵を收む。○晦、大原重徳等二十餘人、宮中に列參して國事を建言す。

九 七 勅して諸大名を京都に召集す。○是月、幕府箱館奉行小出秀實に露國派遣を命ず。○幕府、陸軍傳習所を横濱に設け佛人を聘して教習を開始す。

二 〇 二 幕府、外國奉行向山一展をして佛國に駐在せしむ。○二、六、幕府、白河城主松平康直を川越に移す。○二、七、大原重徳等列參の堂上を處罰す。

二 四 幕府、外國奉行栗本鯉に佛國派遣を命ず。○一、九、幕府、講武所を陸軍所と改稱し、旗本御家人をして砲術を學ばしむ。○二、八、幕府、徳川慶篤の弟松平昭武に佛國派遣を命ず。

三 七 幕府、丁抹と通商條約を締結す。○二八、英國水師提督キング馬關に來り、尋で毛利敬親と會見す。○二九、幕府、製鐵所奉行を置く。

三 五 慶喜、上表して兵庫開港を奏請す。○二五、小出秀實、露都に於て樺太の共有を約す。○二八、慶喜英佛蘭三國公使を大坂に引見す。

四 一 慶喜、佛國公使を大坂に引見す。○一二、島津久光入京。○一五、伊達宗城入京。○一六、松平慶永入京。○二四、幕府、外國總奉行を置く。

五 一 山内豐信入京。○二三、慶喜參内し長州處分は寛大に従ひ且兵庫を開かんことを請ふ、謀議夜を撤し翌日勅許あらせらる。○二七、山内豐信、京都を發して歸國す。

六 八 幕府、再び兵庫奉行を置く。○一五、島津久光、京都を發して歸國す。○一八、伊達宗城、京都を發して歸國す。

九 一 薩長二藩舉兵討幕を約し、是日出兵の順序を議定す、尋で藝藩も之に加盟す。

明治

一〇 三 山内豐信、政權奉還のことを幕府に勸告す。○一四、討幕の密勅を薩長二藩に下す。○慶喜、政權奉還の表を上る、翌日之を許し、十萬石以上の諸大名に上京を命ず。○二四、慶喜、將軍職を辭す、之を卻け諸大名上京議決定を待たしむ。○二七、徳川慶勝入京。○是月、加納治郎作、江戸大坂間の定期航海業を開く。

二 五 徳川氏、海軍傳習所を江戸に設け、英人を聘して教習を開始す。○八、松平慶永入京。○一五、坂本龍馬、中岡慎太郎京都に暗殺せらる。○二二、島津茂久、兵を率ゐて入京。○二八、幕府、露國と輸出入税を改正し新定約書を締結す。○慶喜世子淺野茂勳、兵を率ゐて入京。○是月、徳川氏、始めて紙幣を發行す。

三 七 徳川氏、兵庫港を開く。○八、勅して毛利敬親父子三末家の勅勤を免じて官位を復し其入京を許す。○岩倉具視の蟄居を免じ、三條實美等脱走の公家堂上の復位入京を許す。○齋尾隆榮に兵を授けて高野山に據らしむ。○九、王政復古の令を布き攝政關白征夷大將軍守護職所司代を廢し、新に總裁議定參與を置く。○賀陽宮、二條齊敬、近衛忠熙等の參朝を停め會桑二藩の禁門守衛を免じ歸國を命ず。○長藩家老毛利内匠入京。○一〇、慶喜の辭職を許し辭官納地を請はしむ。○一二、慶喜、二條城の留守を水藩に託し、會桑二藩を率ゐて大坂に退く。○宮中戒

客に遇ひ、朝見を果さず、尋で參朝。

三 二 大總督熾仁親王、駿府城に入る。○七、輪王寺宮公現親王、徳川慶喜の爲に哀を乞ふ。○八、大總督府、東海東山北陸三道の先鋒總督に令し、十五日を期して江戸を進撃せしむ。○九、舊幕臣山岡鐵太郎、慶喜の爲に哀を乞ふ。○一二、神佛混淆を禁ず。○一四、紫宸殿に御し公卿を率ゐて天神地祇を祭り五事を誓ひ給ふ。○徳川慶喜、大久保忠寛、勝義邦を遣し西郷隆盛に就きて謝罪條款を陳ず、隆盛、諸道に命じて明日の進軍を止む。○一七、社僧に善髮を命じ、位官を返上せしむ。○二一、親征の爲に大坂に行幸。○日日新聞發刊。

三 三 江湖新聞發刊。○四、勅旨を以て徳川慶喜の死一等を減じ、水戸城に幽屏、江戸城收受等の五事を命ず。○五、太政官日誌創刊。○一一、東海道先鋒總督橋本實梁、江戸城を收む。○一五、學習院を假大學となす。○二二、贈正三位楠木正成の祠宇を攝津湊川に營み、其子正行等を配祀す。○大總督熾仁親王、江戸城に入る。

四 六 豊臣秀吉の遺勳を顯彰し社殿を大坂に造營せしむ。○六、參與木戸孝允を遣し、肥前浦上村天主教徒を處分せしむ。○七、徳川慶喜の服罪により親征を停む。○車駕大坂を發し、明日還幸あらせらる。○一一、仙臺米澤二藩奥羽の諸藩と是日陸奥白石に會し薩長を彈劾し、會津庄

明治元

正

三 徳川慶喜、兵を率ゐて京都に入らんとす、薩長諸藩之を伏見鳥羽に破る。○四、軍事總裁嘉彰親王を征討大將軍と爲す。○六、徳川慶喜、大坂城を尾越二藩に託して東走す。○七、徳川慶喜征討大號令頒布。○一〇、徳川慶喜以下二十七名の官位を褫ふ。○一三、太政官代を九條道孝邸に置く。○一五、天皇御元服、大赦の詔下る。○外國交際には字内公法に據らしむ。○一七、職制を定め、神祇、内國、外國、海陸軍、會計、刑法、制度の七科を置く。○伊達慶邦をして松平容保を討たしむ。

二

三 親征の詔下る。○九、總裁熾仁親王を東征大總督、議定嘉言親王を海軍總督、澤爲量を奥羽鎮撫總督と爲す。○一三、徳川慶喜、江戸寛永寺に屏居し、尋で恭順謝罪の表を上る。○二一、徳川慶喜の上表を却下し、大總督府に謝罪せしむ。○二三、金銀舊貨を以て新貨と並び行はしむ。○晦、佛蘭兩國公使參朝、英國公使パークス刺

内二藩の救解を謀り、尋で公議所を白石に設く。○一五、親王宣下及び賜姓の制を定めらる。○一九、太政官札發行。○二一、太政官代を二條城より禁中に徙す。○官制を改定し太政官を議政以下七官に分ち、議定、議長、輔相、正副知事を置く、又地方を府藩縣に分ち、府縣に知事を置き、藩は舊に仍らしむ。○二九、田安家達をして宗家徳川氏を嗣がしむ。

二 大坂裁判所を大坂府とし、醍醐忠順を知事に任ず。○九、伊勢兩宮及び出雲大社等勅祭社以外は悉く府藩縣に屬せしむ。○丁銀、豆板銀の通行を停む。○一五、大總督府、諸軍に令して彰義隊を上野に討つ、輪王寺執當等、入道公現親王を奉じて會津に奔る。○一九、江戸鎮臺を置き、寺社、町、勘定三奉行を廢し、南北市政、社寺、民政三裁判所を置く。○二四、徳川家達を駿府に封じ七十萬石を下賜す。○府縣をして舊幕府旗下の士の采邑を管せしむ。

六 伊勢太神宮及び熱田宮へ勅使を遣し、大政復古を告げ給ふ。○是月、佛人コニエを雇用し、鑛山の事を董せしむ。

七 大總督參謀四條隆謨を仙臺追討總督となす。○一〇、徳川慶喜、駿府に屏居す。○一二、奥羽北越の諸藩、輪王寺宮公現親王を奉じて官軍に抗す。○一五、大坂開市場を開港場とす。○一七、詔して江戸を東京と改む。○江戸鎮臺を廢し、

鎮守府を置き、社寺裁判所を廢し、十三國社寺を地方官に屬せしむ。

八 賀陽宮朝彦親王を安藝藩に關す。○二四、崇徳天皇の御神靈を白峯宮と稱し奉る。○二七、即位。

九 米澤藩官軍に降る。○八、一世一元の制を定む。○一五、仙臺藩官軍に降る。○二〇、東京に行幸、京都御發禁。○二二、初めて天長節の儀を行はせらる。○公現親王、上書して罪を謝せらる。○會津藩降る、奥羽北越の諸藩前後して皆降を請ひ陸奥平定す。○二七、日本瑞典那耳回修好通商航海條約調印。○二八、日本西班牙通商條約調印。

一〇 舊幕臣榎本武揚等函館に走る。○一三、東京に著御。○江戸城を皇居となし東京城と改稱。○一七、萬機御親裁の詔下る。

一一 新潟港及び東京鐵道五市場を開く。

一二 陸奥出羽を分ちて七國となす。○奥羽北越諸藩の罪を斷じ、松平容保を永禁錮に處す。○八、車駕京都御還幸、是日東京を發す。○二二、車駕京都に著御。

是歲 三井八郎右衛門、貿易商社を設立す。

二〇 日獨修好通商航海條約調印。○二三、薩長土肥藩籍を奉還せんことを請ふ。

二五 貨幣司を廢し、造幣局を置く。○八、新聞紙刊行を許す。○一三、護良親王の社を相模鎌倉に

宗良親王の社を遠江井伊谷に創建す。

三 東京に行幸。

四 勅して三條實美を修史局總裁となし六國史以後の國史を修撰せしめ給ふ、之を東京帝國大學史料編纂所の濫觴とす。○八、民部官を設置し府縣事務を掌らしむ。

五 議政官を廢し、議定參與を行政官に置く。○出版條例頒布、書籍出版准許を昌平開成兩校に屬す。○一八、榎本武揚等、官軍に降り蝦夷地平定す。○二二、彈正臺設置。

六 戊辰役の賞典を行ふ。○一五、昌平校を改めて大學校と稱し、開成醫學二校を之に屬せしむ。○一七、諸藩の版籍奉還の請を聽し、其請はざる者には奉還を命ず、乃ち舊藩主を以て知藩事となす。○公家大名の稱を廢し華族となす。○二九、九段坂上に招魂社を建つ。

七 行政官を以て太政官と爲し、民部、會計、軍務、外國、刑法の五官を廢し、神祇官及び民部、大藏、兵部、刑部、宮内、外務の六省、待詔院、集議院、彈正臺、開拓使、大學等を置く。○位階改定。○舊制百官及び受領の稱を廢す、但神職僧官は舊に仍らしむ。

八 民部大藏二省を合す。○一五、蝦夷地を北海道と改稱し、十一國に分つ。

九 伊勢大神宮造營成る、是日內宮遷座、尋で外宮遷座あり。○兵部大輔大村永敏傷けらる、尋で

一 東京横濱間電信開通。

二 詔して天神地祇、八神及び皇靈を神祇官に鎮祭し、且宣教使を置きて大教を宣布せしむ。○五、徳川慶喜、松平容保、伊達慶邦、南部利剛、丹羽長國、松平定敬、水野勝知、堀直賀、林忠崇の舊臣及び各藩脱走兵の罪を宥す。

三 布哇にて傭奴となれる邦人四十人還る。○一〇、天文曆道を大學に管せしむ。○一三、樺太開拓使を置く。

四 還幸延期を京都府下に告諭す。○集議院を開く。○二八、比叡山をして天台宗を統管せしむ。

五 歴史編輯に付華族諸藩嘉永六年以來の家記文書及び志士の事蹟手記等を採集す、特に靜岡藩をして舊幕府の簿記を上らしむ。○一六、横濱東京間電信機横文通信を開始す。○二四、令して普く種痘を行はしむ。

七 民部、大藏二省を分つ。○二三、大友帝に弘文天皇、大炊廢帝に淳仁天皇、九條廢帝に仲恭天皇と追諡す。

八 東京府下に中學校を開設す。

一〇 常備兵員を定め陸軍は佛式、海軍は英式に従ふ。

- 四〇三 工部省を置く。○朝彦王の罪を宥し伏見宮に復歸せしむ。
- 二四 公現親王の宮號を復し、名を能久と改め、其請を聽して獨逸に留學せしむ。○一三、徵兵規則を定む。○二〇、舊武家華族に令して悉く東京に移住せしむ。○二二、歴世山陵追祭の年數を定む。
- 三〇 皇族舊堂上華族及び舊官人以下の祿制を定め、其采地を收め、廩米を給し、悉く其地方に貫せしむ。○伏見、桂、有栖川、閑院四親王家の外二世以下姓を賜ひ、華族に列す。○二〇、新律綱領頒布。○二四、庶人の佩刀を禁ず。○二六、舊米澤藩士雲井龍雄を梟す。
- 四五 社寺領を收めて之を府藩縣に屬せしめ、代ふるに廩米を以てす。○九、參議廣澤眞臣暗殺せらる。○二四、郵便を東京、京都、大坂間に設け三月朔日より施行す。
- 三二 神武天皇を神祇官に祭り、各地方官をして遙拜式を行はしめ、以て恒例となす。
- 四三 商賈に令して製造品を米國桑港博覽會に送致せしむ。○五、戶籍法改正。○一二、電信線を皇城に架設す。○二三、鐵道を東山西海二道に置く。○二七、大藏卿伊達宗城を欽差全權大臣と爲し、清國に遣して條約を締結せしむ。○晦、永平總持二寺の末派交互轉住及び、總持寺の輪番攝理を復す。

- 五三 參議副島種臣を露國に派遣し、樺太島嶼界の事を協議せしむ。○一四、神社の社格を制定し、神官職制を設く。○二二、大嘗祭悠紀主基の國郡を卜定す。○是月、金貨を本位、銀貨を定位となし、新古今銀外國貨幣等改鑄交換の制を立つ。○二七、仁和寺大覺寺以下諸寺院の御所門跡號等を廢す。
- 七四 勅して政教一致の要旨を宣教使に諭し、諸藩に宣布せしむ。○日本布哇通商條約調印。○九、刑部省、彈正臺を廢し、司法省を置く。○一四、詔して列藩を廢し、縣を置き各藩知事を停む。○一八、大學を廢し文部省を置く。○二七、民部省を廢す。○二九、太政官官制を改定し、正院及び左右兩院を置き左右大臣を廢す。○日本清國通商假條約書を交換す。
- 八七 樺太開拓使を北海道開拓使に併す。○八、神祇官を神祇省と改む。○九、散髮廢刀を許す。○一〇、官制を改革し、太政官を本官、諸省を分官、寮司を官省の支官と爲し、分課を局と名く。○一八、鐵道を東京大坂に置き、四鐵道の所管を定む、尋で全國の城郭を兵部省に屬せしむ。○二八、穢多非人等の稱を廢し悉く民籍に編す。○二九、欽差全權大臣伊達宗城を清國より召還す。
- 九九 正午號砲の制を設く。○是月、文部省に博物館を置き、尋で大成殿を博物館觀覽場となす。

- 一〇八 外務卿岩倉具視を歐米各國に差遣す、大藏卿大久保利通、工部大輔伊藤博文、外務少輔山口尙芳之に副す。○一二、大藏省兌換證券を發行す。○二四、電信線を東京、長崎間に架設し、丁抹會社の海底線に接続せしめんとす。○二八、府縣官制を定む。○普化宗を廢し、其徒を民籍に編す。
- 二二七 大嘗祭。○一八、豐明節會、親王百官及び外國公使等に酒饌を賜ふ。○二二、府縣の廢合完了す、總て三府七十二縣、郡縣の制始て定る。○二七、縣治條例及び事務章程を定む。○是月、郵便を東京長崎間に設く。
- 三三 外山光輔、愛宕通旭等不軌を圖り、是日自盡を命ぜらる。○一八、華士族卒に農工商業を營むを許す。○二七、新紙幣發行。○東京府下に地券を給し、地租を課す。○是月、伊勢大宮司に令し、大麻を全國に頒たしむ。
- 五三 元始祭を行ふ、後恒典となす。○六、石見地方大震。○八、陸軍始、操練場に親臨し行軍式を觀給ふ、後恒例となす。○一四、開拓使兌換證券を發行す。○二〇、官制を更定し三等以上を勅任、七等以上を奏任、八等以下を判任とす。○二七、御諱缺畫の制を廢す。
- 二二五 土地賣買の禁を解く。○二八、兵部省を廢し、陸軍海軍二省を置く。○東京横濱間鐵道成る。○鐵道略則を頒つ。

- 三四 陸軍刑律を頒つ。○九、近衛兵を置く。○一二、一向宗を眞宗と改稱す。○一四、神祇省を廢して教部省を置く。○二七、鐵山條規を各府縣に頒つ。○新聞雜誌、日報社新聞、橫濱毎日新聞を各府縣に頒付す。
- 四九 糾問司を廢し、陸軍裁判所を置く。○二二、東京大坂間電信開通。○二三、是より先、丸山作樂等密に朝鮮を襲撃せんとす、是日作樂を禁獄に處す。○二五、教導職を置き、教部省に隸屬す、尋で教則三條を頒つ。○僧侶の肉食妻帶著變を許す。
- 五七 品川横濱間汽車開通。○二三、車駕伊勢京都を経て九州四國等を御巡幸、是日東京を發せらる。○二四、補社を湊川神社と改め別格官幣社に列す。○二九、東京に小學師範學校を設置す。教導職管長一人を各宗に置く。○二八、祠官をして葬事に關與するを得しめ、喪主の神佛二儀に依らずして自葬するを禁ず。
- 七三 東京に還幸あらせらる。○一九、參議西郷隆盛をして陸軍元帥、近衛都督を兼ねしむ。
- 八三 學制を頒布し、全國を八大學區に分ち、大區を中小學區に分つ。○一七、僧官を廢す。二四、私に姓名及び鋪號を改むるを禁ず。○二九、官吏犯私罪律を改正す。○國產物品を龍動博覽會に出さしむ。
- 九七 東京京都間の電信線成る。○一二、東京横濱間

汽車開通開業式を行ふ。○一四、琉球國使臣尙健副使尙有恒入朝し、國王尙泰の賀表を上り、方物を獻ず、詔して尙泰を琉球藩主となし華族に列す。○一五、修驗宗を廢し、天台、眞言二宗に復歸せしむ。○一八、法相、華嚴、律、兼學、融通念佛五宗の各派及び諸宗内別派獨立するものを各本山に屬せしむ。○二七、外務省に琉球藩締結各國條約等のことを管せしむ。

○二、太政官正院に歴史地理誌の二課を置き、復古記及び皇親譜を編纂せしむ。○一三、海軍省官制を改定し、又水兵本部裁判所提督府を置く。○一四、外務省に特命全權公使、辨理公使、代理公使等を置く。○二五、教部、文部二省を併す。

○二七、總本寺本山の外、寺院の住持檀越なき者は悉く之を廢す。○九、太陽曆を用ふ、仍て明治五年十二月三日を以て、六年一月一日となす、又晝夜十二時を改めて二十四時となす。○一二、大禮服、通常禮服を制定し、衣冠を以て祭服となす。○一五、神武天皇即位の年を以て紀元と爲す。○國立銀行條例及び成規公布。

○一、徵兵令公布。

○一四、五節を廢し、神武天皇即位日、天長節等を以て祝日となす。○九、鎮臺を名古屋、廣島に増置し、六鎮臺の軍管を定む。○一四、全國城地の軍事上必要なるもの又は要衝に當れるものは

陸軍省に屬せしめ、他は皆大藏省に附して廢毀せしむ。○二二、比丘尼の還俗婚嫁を許す。○華士族平民互に養子縁組を爲すを許す。

○二五、東京府、各區小學校設立の方法を定め、男女六歳以上悉く就學せしむ。○一七、證券印紙發行。○東京長崎間電信線成る。○二七、外務卿副島種臣を特命全權大使と爲し清國に差遣す。

○三、舊藩貸付金穀收入法及び負債償還法を定め、公債證券を下付す。○七、神武天皇即位日を紀元節と稱す。○一〇、郵便税を制定し、國內信書の往復を驛遞寮に委し、私遞送を禁ず。○一四、外國人との婚姻を許し、其條規を定む。○二八、人民の名稱の御名及び列朝御諱を避くるの制を廢す。

○一〇、文部省大學區更定。

○二、太政官職制更定。○四、洋式權衡を發行す。○五、皇城火あり、赤坂離宮を假皇居と爲し給ふ。

○六、三、改定律令公布。○外國人訴訟規則を定む。○二四、集議院を廢し、其事務を左院に移す。

○七、三、大藏省に賞牌功牌の様式を造らしむ。○二八、詔して全國地租を改正し、地券を設け府縣廳及び郡村の公費を地價に賦課す。

○八一、官吏に避暑假を賜ふ。○第一國立銀行開業。○一三、電線通信規則を定む。○二一、日本祕露通商航海條約調印。

○九、三、特命全權大使岩倉具視等、歐洲より歸る。

○一〇、九、開成學校開業式車駕親臨。○一四、祝祭日の休暇を定む。○一九、新聞紙條目を定む。○二四、陸軍大將西郷隆盛、征韓論容れられず、參議近衛都督を辭す、明日、參議兼外務省事務總裁副島種臣、參議兼左院事務總裁後藤象次郎、參議板垣退助、江藤新平を罷む。

○二七、後鳥羽天皇の靈駕を隱岐より迎へて攝津水無瀬宮に奉祀し同宮を官幣中社に陞す。○一〇、内務省を置く。

○三九、皇族の少壯者に命じて、陸海軍事を習はしむ。○一七、皇后と共に横濱賀に幸し、造船及び製作諸場を巡覽あらせらる。

○七、一、五、東京警視廳を置き、内務省に屬せしむ。○二〇、僧尼の族籍を定む。

○二四、佐賀縣土族、征韓、封建、攘夷を名とし、分黨嘯聚し、小野商會の金帛を掠奪す、熊本鎮臺に令し、兵を出して之を鎮定せしむ、尋で賊益猖獗を極む、仍て參議兼内務卿大久保利通に命じ、往て鎮撫せしむ。○一三、内閣顧問島津久光を鹿兒島に遣し、陰に佐賀の變に備ふ。○一五、佐賀の賊、縣廳を襲ふ、權令岩村高俊、鎮臺兵に令して防戦し、食糧を築後に奔る。○二二、黃葉派を臨濟宗に合す。○二三、嘉彰親王を征討總督となし、陸軍中將山縣有朋を參軍となし佐賀の賊を討つ。

○三、一、是より先、官軍佐賀の賊を破り、巨魁江藤新平

以下悉く奔竄す、是日官軍佐賀城に入る。

○四、是より先、臺灣生蕃、琉球藩の漂民を斬殺し、備中小田縣民を劫掠す、是日陸軍中將西郷從道を臺灣事務都督となし、之を討たしむ、又正院に臺灣蕃地事務局を置く。○一三、江藤新平、島義勇を佐賀に梟し、副島義高等を斬に處す。

○三三、臺灣生蕃熟蕃十八社投降す、尋で牡丹社亦降る。

○六七、米國と郵便交換條約締結。

○七三、外務省所管の琉球藩を内務省に屬せしむ。

○八一、大久保利通を清國に差遣し、臺灣征討の事につきて接衝せしむ。

○一〇、三、是より先、辨理大臣大久利通、清國總理各國事務恭親王、文祥等と論辯し、清國をして被害難民撫恤銀十萬兩、臺灣修造建房費四十萬兩を償辨せしめ、我駐臺兵を撤するの約を定む、是日條款憑單を交換す。

○二七、太政官に臨御、大久保利通、使事を奏す。

○三三、西郷從道、臺灣より凱旋し、征臺の狀を奏す。

○一四、蕃地事務局を廢す。○一二、嘉永六年以來事に死するの士、京都東山及び府縣招魂社祭祀する者を東京招魂社に合祀し、未だ祀典に列せざる者を錄上せしむ。○是月、埃國博覽會事務副總裁佐野常民歸朝、復命書、筆記、見聞錄、各國賞牌比較表を上る。

○二、文部省、女子師範學校を東京に創建す。

- 三〇 奈良縣東大寺以下諸寺院所藏の寶器勅封にか
かるものは内務省をして之を管理し、永久保存
の法を設けしむ。二四、地租改正事務局を置き
内務大藏二省をして之を管せしむ。〇三〇、博
覽會事務局を博物館と改稱し、内務省に屬せ
しむ。
- 四〇 賞牌從軍牌の制を定め、勳等を八級に分ち賞牌
亦之に准ず。〇一三、皇大神宮以下の祭式を定
む。〇一四、左右兩院を廢し、元老院、大審院
を置き詔して地方官會議を興し、漸を以て立憲
の政體を立てんとするを諭す。〇正院の職制
を更定し歴史課を修史局と改む。〇特旨を以て
朝彦王を久通宮と稱す、尋で親王と爲し、仁孝
天皇の養子を復す。〇二四、建勳神社を別格官
幣社に班し新に祠宇を京都船岡に造營せしむ。
〇三〇、神佛諸宗混同の敎院を立つるを停め、
各自其宗教を宣布せしむ。
- 五七 日露千島樺太交換條約調印。〇二三、火葬の禁
を解く。
- 六〇 始めて地方官會議を東本願寺支院に開く、天皇
親臨し給ふ。〇二八、護謄律及新聞條例頒布。
〇是月、東京女子師範學校内に附屬幼稚園を設
く。
- 七三 正院に法制局を置く。〇五、始めて元老院會議
を開く、天皇親臨し給ふ。
- 九三 軍艦雲揚號、朝鮮江華島に於て砲撃せらる、應

- 二二 府縣職制章程を定め、縣治條例を廢す。
- 二三 黒田清隆、井上馨をして朝鮮に赴き、修好并に
江華島の擧を談判せしむ。〇三一、天皇賞牌親
佩式を行ひ、又熾仁親王以下の諸親王を各勳一
等に敘せらる。
- 九一 醫術開業試驗法を設く。〇一四、千島國に得撫、
新知、占守の三郡を置く。
- 二二 黄檗派の臨濟宗より分離して獨立するを許す。
〇二二、代言規則を頒つ。〇二七、黒田全權、朝
鮮江華府に於て修好條約を交換し、議政府の謝
狀を收む。〇日蓮宗一致勝劣の二派を廢し、一
致派を日蓮宗と單稱し、勝劣派を興門、妙滿寺、
八品、本成、本隆五派に分ち、各獨立するを
許す。
- 三六 佩刀を禁ず。
- 四一 合して男子年二十歳に滿つるを成丁と爲す。
- 六二 東北地方御巡視の爲に車駕東京を發す。〇一
二、泉涌寺以下三十三寺の年祿を停め、每歲宮
内省錢穀を下賜す、又般舟院以下諸寺の歷朝靈
像尊牌を泉涌寺に遷し奉る。〇二一、車駕岩代
半田銀山に幸し、鑛場を覽る。
- 七五 新聞紙雜誌等の國安を害するものあれば其發
行を禁止し、又は權りに停むることを布告す。
〇一八、車駕函館港を發し尋で横濱港に至る。

- 〇二一、還幸。
- 八一 米商會所條例及び會所成規を頒布し、國立銀行
條例を改定す。三一、海軍提督府を廢し、鎮守
府を東海西海二所に假設す。
- 九六 元老院をして憲法起草せしむ、尋、同院に憲
法取調局を置く。〇大阪堂島米商會所設立。
- 一〇三 正院に賞勳事務局を置く。〇二四、熊本縣士大
野鐵平(大田黒伴雄)加屋齊堅、上野謙吾等、
兵を擧げて縣令安岡良亮、鎮守司令長官種田政
明を斬り、尋で鎮臺に迫る、克たず、鐵平等戰死
し、餘衆皆平ぐ。〇二七、福岡縣士磯淳、宮崎車
之助、今村百八郎、益田靜方等、兵を秋月に擧げ
て熊本に應ず、縣令渡邊清、兵を鎮臺に請
ひて之を討つ、賊豐津に轉ず、小倉師管の兵、擊
ちて之を走らす。〇二九、青森縣士永岡久茂、東
京に在りて密に前原一誠等と謀を通ず、是夜其
黨と千葉縣廳を襲はんとし、捕へらる。〇三
一、山口縣士前原一誠、奥平謙輔等、兵を萩に擧
ぐ、是日縣令關口隆吉之を討つ、一誠等東上し
て訴ふる所あらんとし、海路山陰に赴く尋で縛
に就く。
- 二一 今村百八郎等、秋月を反撃す、官軍之を討ち終
に平定す。〇六、前原一誠の餘黨有福恂允、小
倉信一等萩に據る、是日陸軍少將三浦梧棲、海
軍と共に夾撃す、尋で平ぐ。〇七、新田義貞に
藤島神社の號を賜ひ、別格官幣社に列す。

- 三二 大勳位菊花大綬章菊花章を定む。〇三、前原一
誠、奥平謙輔、今村百八郎等を斬に處す。
- 一一 教部省及び警視廳を廢し、その事務を内務省に
屬す。〇一八、正院及び修史局を廢す。〇二四、
車駕西幸、東京を發し給ふ。〇二六、太政官に
修史館を置く。〇二八、車駕京都に到る。〇三
〇、鹿兒島私學校の徒、火藥硝藥製造所、鹿兒
島造船所を襲ひて兵器彈藥を掠奪す。
- 二二 鹿兒島私學校徒二等少警部中原尚雄等二十一
名を捕ふ。〇五、車駕京都大阪間の鐵道開業式
に臨幸す。〇六、鹿兒島の警報行在所に至る、
海軍大輔川村純義、内務少輔林友幸を遣し、事
情を視察し西郷隆盛に面せしむ。〇九、車駕、奈
良に抵り春日神社に詣し、博覽會場、正倉院等
を覽たまふ。〇一五、西郷隆盛等反す、是日、隆
盛、兵を率ゐて鹿兒島を發す、縣令大山綱良、官
金を輸して軍資を助く。〇一九、熾仁親王を征
討總督と爲し、陸軍中將山縣有朋、海軍中將川
村純義を參軍と爲す。〇二〇、細川護久、請ひて
舊封熊本に赴き、士民を鎮輯す、伊達宗城、池田
慶徳等、前後舊封地に赴く。〇二一、熊本縣士池
邊吉十郎等、西郷隆盛に應ず。〇二二、賊軍熊本
城を圍む。〇二三、愛媛縣士武田豐城、飯淵貞
幹等、陰に黨を聚む、是日發覺して縛に就く。
〇二六、議官柳原前光を勅使として鹿兒島に遣
し、島津久光、島津忠義を諭さしむ。〇二八、内

開行署を大阪に設け、木戸孝允、大久保利通、伊藤博文等をして征討事務を處辨せしむ。

三 官軍、吉次嶺を攻め、賊將藤原國幹を殲す。○一四、陸軍中將黒田清隆を征討參軍と爲し、長崎より肥後に航し、賊背を撃たしむ。○一七、鹿兒島縣令大山綱良の官位を擬ふ、尋で之を檢事に附し東京に護送せしむ。○二八、福岡縣士越智彦四郎、武部小四郎等隆盛に應じ、是日、福岡城を襲ひ、秋月城に據る、撃ちて之を平ぐ。○三一、大分縣士増田宗太郎、後藤純平等隆盛に應ず。東京開成醫學二校を併せ東京大學と改稱し、英語學校を大學豫備門と稱す。○二〇、大阪の内閣行署を罷む。○二一、西郷隆盛、人吉に退く。

五六 内閣顧問木戸孝允薨す。

六一 官軍、人吉城を復す、隆盛、轉じて宮崎に據る。○一一、熊本縣下平ぐ。○二五、出水の官軍連勝し、是日鹿兒島に會す。

七三 車駕、東京に還御。

八八 高知縣士林有造、密に舉兵の策を按ず、是日之を東京に捕ふ、其黨大江卓等、前後縛に就く。○一八、官軍、大學長井に迫る、西郷隆盛等、祝子川に沿ひて西走、日向悉く平ぐ。○二一、内閣勸業博覽會、兩陛下臨御あらせらる。

九四 官軍城山を拔く、西郷隆盛、桐野利秋等戰死す。○三〇、大山綱良を斬に處す、尋で池邊吉十郎等を斬に處す。

二三 西征戰死者を招魂社に祭ること三日、第二日に兩陛下臨御あらせらる。

三八 神宮及び官國幣社の神官を廢し、祭主官司禰宜主典宮掌を置く。

二六 眞宗毫攝寺、證誠寺を別派獨立と爲す。

三五 電信中央局を東京に置き、海外通信は萬國電信公法に據る。

五四 島田一郎等、大久保利通を紀尾井坂に刺す。

六一 東京株式取引所設立。○五、春秋二季祭を設け、歷世皇靈を祀り、后妃皇親を配す。○一〇、陸軍士官學校成る。○元老院幹事陸奥宗光、密に款を林有造と通ず、是日其官を免じて之を拘禁す、尋で連累を處罰すること差あり。

七五 日米條約改正成り調印す。

八一 東京商法會議所設立。○二三、近衛兵卒三添卯之助等、去歲の論功行賞を悦ばず、皇居に赴き訴へんとす、即夜鎮定す。○三〇、駕北巡、是日、東京を發せらる。

九七 侍從富小路敬直を佐渡に遣し、順德帝の遺跡を檢す。

一〇五 車駕、西京に抵る。○二七、車駕、名古屋鎮臺に臨み、操練を覽らる。

一一 車駕、天龍川に到る、治河協力社に社長金原明善を召見し、賞賜あり。○九、車駕還幸。

三五 陸軍參謀局を廢し、參謀本部を置き、其條例を定む。○二〇、眞言宗古義新義二派の別立を許す。

○二六、新年朝拜式を更め海軍始を廢す。○二八、大警視川路利良を歐洲に遣し警察の事を攻究せしむ。

三一 文部省、東京學士會院を設立す。

三二 澁澤榮一、益田孝等、洋銀取引所を横濱に設く。○二〇、東京府、始めて府會を開く。

四一 集治監を東京府及び宮城縣に置き、内務省に隸せしむ。○四、琉球藩を廢し、沖繩縣を置く。

六四 東京招魂社を別格官幣社に列し、靖國神社と改稱す。○一七、舊琉球藩主尙泰參朝す。

七四 米國前大統領グラント來朝、是日參内す、尋で之を延邊館に慰問し給ふ。○一四、内務省に監獄局を置く。

八一 岩崎彌太郎等、海上保險會社を設立す。○二五、東京府民の請を聽し、車駕、上野公園に幸し、騎射、犬追物を觀らる。○三一、皇子嘉仁親王御生誕。

九三 權に東京、大阪株式取引所及び横濱取引所に金銀貨幣賣買を許す。○二九、教育令を定め、學制を廢す。

一〇三 萬國電信訂盟成る、是日其條約書を頒つ。

二二八 東京府下に令し、新聞雜誌の行讀販賣するを禁ず。

三一〇 陸軍に軍用電信隊を置く。

二六 横濱正金銀行設立。○二八、參議の諸省卿を兼ねるを停む。

三五 太政官に會計検査院を置く。○二三、内務省に驛遞官を置く。

四五 集會條令を定む。○一九、片岡健吉、河野廣中等、二府二十八縣九萬餘人を代表し、上書して國會開設を請ふ、太政官、之を却下す。

六六 車駕西巡、是日東京を發す。○一九、臨濟宗永源寺を別派獨立とす。○二〇、車駕、甲府に在り、是日山縣昌貞(大貳)を追恤して金を賜ひ、縣官をして祭典を行はしむ。

七五 車駕、安濃津に在り、結城宗廣の勤王、本居宣長の勤學を賞し、祭料を賜ふ。○六、古社寺保存内規を定め、府縣の社寺修補費金を内務省に屬す。○七、車駕、山田に到る、明日天皇伊勢神宮に詣せらる。○一七、刑法治罪法を定む。○二〇、車駕、神戸に抵る、使を湊川神社に遣し、楠木正成に正一位を贈る。○二三、神戸より軍艦にて横濱御著、即日還幸。

八三 熊本縣民、懷良親王を祭祀せんことを請ふ、是日之を聽し、八代宮と稱し、官幣中社に列す。

一〇八 小笠原嶋を東京府に屬す。

一二〇 種田誠一等に東京市街馬車鐵道敷設を許す。

一四 警視廳を東京に再置す。○是月、陸軍部内に憲兵を置く。

二二三 神道教導總裁副總裁を置き、熾仁親王を總裁となす。

三五 布哇國皇帝來朝參内。○八、天皇、布哇國皇帝

- と日比谷に幸し、練兵を觀給ふ。
- 七 農商務省を置き、内務大藏二省の事務を分屬す。○是月、越後洪水、信濃川決潰す。
- 六五 東京大學に總理を置く。
- 七三 車駕、山形秋田二縣及び北海道に巡幸、是日東京を發せらる。
- 八一 池田章政、三井八郎右衛門等、鐵道會社を設立し、東京青森間に鐵道を敷設し遂に京都に達せんとす、是日之を許す。
- 九四 車駕、室蘭に到る、全道土人に金を賜ふ。○二一、車駕、秋田縣院内驛に抵り鑛山の諸工場を覽らる。
- 一〇二 車駕還幸。○一二、詔して明治二十三年を國會開設の期と定む。○參議大隈重信、閣僚と議會はず諭旨免官せらる。○二一、太政官中に參事院を置き法制、會計、軍事、内務、司法六部を廢止す。○二九、自由黨員結黨式を擧げ板垣退助を總理に推す。
- 一一 五箇條の勅諭を軍人に頒布す。○一一、外務卿井上馨に條約改訂の全權を委任す。○二三、神道教導職の祠宇を建設して奉教主神を祀り、葬儀を行ふことを許す。
- 二八 開拓使を廢止し、函館、札幌、根室三縣を置く。○二七、參議伊藤博文の參事院議長を罷め、憲法及び制度研究の爲め歐洲に差遣す。
- 三〇 九州の有志、九州改進黨を組織す。○日蓮宗不

- 受不施講門派の別派獨立を許す。○一六、立憲改進黨結黨式を擧げ、大隈重信を推して總理となす。○一八、福地源一郎、丸山作樂等、立憲帝政黨を組織す。○二〇、上野公園博物館成る、車駕親臨開館式を行ふ。
- 四六 本曆并に略本曆を神宮司廳に於て頒布することとし、十六年より實施せしむ。
- 五三 富籤賣買を禁ず。○二五、長崎縣島原に東洋社會黨興る、治安妨害の廉を以て直ちに禁止す。
- 六六 法相宗興福寺法隆寺を獨立せしめ、眞言宗の管轄を停む。○二七、日本銀行條例を布告す。
- 七二 農商務卿西郷從道、共同運輸會社を設立し、其費を補給せられんことを請ふ。是日之を聽し金百三十萬圓を官給す。○二三、朝鮮兵、我が公使館を襲ひ邦人七名を殺す。○三〇、朝鮮の變報到る、急に軍艦金剛、日進、天城を派遣し、邦人を保護せしめ、又外務卿井上馨をして下關に赴き、事を處せしむ。
- 八三 朝鮮駐劄辦理公使花房義質、訓令を奉じて朝鮮に赴く。○三〇、花房義質、朝鮮全權大臣李裕元と濟物浦に會見し、彼我修好條規續約の調印、凶徒の處分、損害賠償金等を定む。
- 一〇九 朝鮮國特命全權公使朴泳孝、副使金晚植參内、京城暴動の事を謝す。○二四、是より先、内國繪畫共進會を上野に開く、是日天皇親臨あらせらる。

- 二二 三野村利介、大倉喜八郎等の電燈會社創立を許す。
- 三六 丁抹大北部電信會社の請を許し、日本、清國、露國の海底線を増設し、又日本、朝鮮間に電線を設く、仍て丁抹公使フオン、ウエツクルリンと結ぶ所の條約を廢す。○二七、經度の起算を改め、東京舊本丸天守臺を經線零度と定む。
- 二六 大阪立憲政黨解散。
- 三二 陸軍大學開校。○一九、米國馬關事件償金を還付す。
- 七一 始めて官報を發行す。○二〇、岩倉具視薨す。○二五、日本朝鮮貿易規則に調印。
- 八四 參議伊藤博文、歐洲より歸國す。
- 九四 立憲帝政黨解散。○是月、帝國教育會成る。
- 一〇三 醫術開業試驗規則并に醫師免許規則を定む。
- 二二 憲政取調所を參事院内に置く。
- 三六 徵兵令を改正し、現役、豫備役、後備役の制を定む。
- 一七 官吏恩給令を定む。
- 三一 地租條例を定む。○一七、憲法制度取調局を置き、參議伊藤博文をして其長官を兼ねしむ。○一九、故一品閑院宮典仁親王に慶光天皇と太上天皇號御追贈あらせらる。○二六、東京に高等商業學校設置。
- 四七 皇居御營築起工式。
- 五六 奈良正倉院寶庫を宮内省に移管す。

- 七七 華族令を定め、爵を分ちて公、侯、伯、子、男の五級となす。
- 八二 神佛教導職を廢し、教師及び寺院住職任免退選を各管長に委任す。
- 九三 自由黨員富永正安等、政府の施設に平ならず、茨城縣下加波山に據りて亂を作す、尋で東京鎮臺兵、之を鎮定す。
- 一〇九 自由黨解散。
- 三三 韓國開國黨洪英植、朴永孝、金玉均等、宮廷を改革し政治を一新せんとして成らず、國王逃れて清軍に投じ、暴徒我公使館を襲ふ。○二四、外務卿井上馨を特派全權大使となし、韓國に派遣し、漢城事變に就きて交渉せしむ、清國亦大使を京城に派す。
- 一八 日本韓國の講和條約成る。
- 四八 特命全權大使伊藤博文、天津に於て清國全權大臣李鴻章と會し、條約を締結す、之を天津條約と稱す。○專賣特許條例制定。
- 五八 九州改進黨解散。○二九、普通治罪法、海軍治罪法、交渉事件處分法を定む。
- 七六 山口、岡山、廣島三縣御巡幸の途に就かせらる。○二九、新聞紙條例改正。
- 八二 還幸。
- 九三 日本郵船株式會社成る。
- 九三 東京瓦斯株式會社開業。○是月、電信爲替及び小爲替制度施行。

- 二二三 是より先、舊自由黨員大井憲太郎、小林樟雄等、韓國事大黨を殺さんことを謀る。是日縛に就く。
- 二三四 太政官を廢して新に内閣の制を定め、外務、内務、大藏、陸軍、海軍、司法、文部、農商務、逓信の九省を置き、伊藤博文を内閣總理大臣に任ず。○二三、内閣に法制局を置く。
- 一九 是歲 日本赤十字社病院創立。
- 一 修史館を廢し、内閣に臨時修史局を置く。○二六、北海道函館、札幌、根室三縣を廢し、北海道廳を置く。○二八、東京鎮臺を第一師團、仙臺鎮臺を第二師團、名古屋鎮臺を第三師團、大阪鎮臺を第四師團、廣島鎮臺を第五師團、熊本鎮臺を第六師團と定む。○二九、我邦人布哇國へ隨意渡航の條約成る。
- 三 帝國大學令公布、帝國大學を設置し、東京大學及び工部大學校の事業を繼續す。
- 四 改進黨大會を東京に開く。○二六、海軍條例公布。○二九、華族世襲財産法公布。○是月、中學校令公布、東京大學豫備門を第一高等中學校と改む。
- 五 第一回條約改正會議を外務省に開く、佛、澳、英、伊、白、米、獨、蘭、西、荷、露、瑞、十二公使參集、外務大臣井上馨、同次官青木周藏を我全權委員と爲す。
- 六 瑞西國外十一國間締結赤十字條約加入。

- 七三 英國グリニッチ天文臺子午儀中心經過子午線を經度本初子午線となすを以て、東經百三十五度の子午線時を本邦一般の標準時と定む。
- 八六 條約改正準備の爲め外務省中に法律取調所を置く。
- 一三 東京電燈會社初めて電氣燈に點火す。○二五、孝明天皇式年祭を行はれんが爲め、兩陛下京都に行幸啓あらせらる。
- 二四 天皇皇后還幸啓あらせらる。
- 三四 海防整備の勅語を下す、尋で總理大臣伊藤博文各地方長官を招きて之を宣示し各地富豪に獻金を慫慂せしむ。
- 五六 敍位條例公布。○二一、學位令公布。
- 七六 橫濱正金銀行條例公布。○二九、條約改正を無期限に中止すべき旨各國全權委員に通告す。
- 八六 陸軍大學校條例公布。
- 三六 保安條例を公布し、星亨、中島信行等五百七十餘名に東京退去を命ず。
- 一六 日本運雜通商に關する宣言書を批准公布す。
- 四五 市制及び町村制公布。○二八、樞密院を置き最高顧問府となす。○三〇、内閣總理大臣伊藤博文を樞密院議長に、農商務大臣黒田清隆を内閣總理大臣に任ず。
- 五七 加藤弘之等二十五名に始めて博士號を授く。○一二、參謀本部條例を廢止し參軍官制を定む。○是月、鎮臺制を改め、近衛師團を置く。

- 七 後藤藤象二郎、大同團結の爲め諸國遊説の途に上る。
- 一〇七 皇居を宮城と改稱す。○三〇、内閣臨時修史局を廢し、帝國大學に臨時編年史編纂掛を置く。
- 二〇 日本墨西哥通商條約調印。○是月、鳥尾小彌太保守中正派を組織す、公然政黨組織の嚆矢とす。
- 三 宮城新に成る、天皇皇后と俱に赤坂離宮より移御あらせらる。
- 二二 大日本帝國憲法及び皇室典範、議院法、衆議院議員選舉法、貴族院令等公布、是日憲法發布式を行はせらる。○大赦令を頒布し、故西郷隆盛の賊名を除き、正三位を贈る。○文部大臣森有禮、山口縣人西野文太郎に刺さる。○一二、天皇皇后、市民の請願を聽し、上野公園に行幸啓あり、歸途華族會館に臨ませ給ふ。
- 四 長谷場純孝等、同志會を組織す。
- 八八 日露改正條約調印。○是月、韓國咸鏡道監司道乘式、防穀令を發し穀物の輸出を禁ず。
- 九三 天皇旗、皇后旗、皇太子旗、親王旗御治定。
- 一〇二 鐵道東海道線全通。○一八、條約改正の商議中止、福岡縣人來島恒喜、外務大臣大隈重信を霞ヶ關に要撃して之を傷く。
- 三 明宮嘉仁親王を皇太子と爲す。
- 一一 新井章吾等、再興自由結黨式を擧ぐ。
- 二二 金鷄勳章創設。

- 三三 東京高等師範學校中女子部を分離し東京女子高等師範學校と爲す。
- 四二 民法中財産篇、財産取得篇、債權擔保篇、證據篇及び民事訴訟法公布。○二六、商法公布。○是月、韓國防穀令解除。
- 五 愛國黨組織、大會を開く。○一七、府縣制及び郡制を公布し地方自治權漸く確立す。
- 六二 帝國大學に農科大學を設置す。
- 八四 愛國、再興自由兩黨解散。○二五、愛國、自由、大同、九州同志の委員立憲自由憲を組織し、結黨式を擧ぐ。
- 九六 鐵道局を鐵道廳と改め、内務大臣の管轄に屬す。
- 一〇七 刑事訴訟法及び民法人事篇等公布。○二〇、元老院廢止。○三〇、教育勅語を賜ふ。
- 二九 第一回帝國議會開院式舉行、車駕親臨、勅語を賜ふ。
- 三三 國民自由黨結黨式を擧ぐ。○二六、東京橫濱電話交換局を開く。
- 三三 立憲自由黨大會を大阪に開き、板垣退助を總理に推し、自由黨と改稱す。○三一、臨時編年史編纂掛地誌編纂掛を合併し史誌編纂掛と改め尋で之を廢す。
- 五二 津田三藏、露國皇太子ニコラスを大津に傷く。○一二、露國皇太子御慰問の爲め京都に行幸。○二〇、神戸に行幸、露國皇太子ニコラスの乘

- 船に臨御して之が歸國を送らる。〇二二、還幸。
- 二〇六 濃尾地方大震、死者七千二百餘に及ぶ。
- 二〇七 西郷從道、品川彌二郎、樞密顧問官を辭し、同志と共に國民協會を組織す。
- 二〇八 衆議院、内閣彈劾上奏案を可決す。〇一〇、製鐵費に關する詔勅を賜ふ。〇一五、衆議院、條約改正上奏案を可決す。
- 二〇九 大阪神戸兩電話交換局開設。〇法典調査會規則公布、尋で内閣總理大臣伊藤博文を總裁と爲す。
- 二一〇 集會及び政社法、出版法、版權法等公布。
- 二一一 韓國駐劄日本公使大石正己、韓國政府に交渉し防穀令賠償金十一萬圓を出さしむ。
- 二一二 東京米穀取引所營業開始。
- 二一三 天皇皇后御成婚滿二十五年御祝儀御舉行。
- 二一四 同盟俱樂部同志會合同し立憲革新黨を組織す。
- 二一五 是より先、朝鮮東學黨起る、是日大島圭介を韓國に遣す。〇混成旅團渡韓開始。〇五、大本營を設く。〇七、日本駐劄清國公使汪鳳藻、韓王の請に應じ出兵の事由を我に知照す。〇一〇、大島圭介京城に入る。〇二〇、東京地方大震。
- 二一一 二三、高等學校令公布。〇三〇、韓王、己れを罪するの詔を發し、重臣をして大島圭介と共に革政の事宜を議せしむ。
- 二一七 日英通商航海條約調印。〇一八、韓國、帝國旅團の撤退を要求す。〇二〇、大島圭介、屬邦保護の名を以て派遣せられたる清兵を逐ひ、自主獨立の實を明にせんことを韓王に勸告す。〇二三、日本聯合艦隊佐世保出發。〇二四、韓王父君大院君、起ちて閔臣の更迭を行ひ、翌日韓國の自主獨立に矛盾せる清韓諸條約の廢棄を清國領事唐紹儀に告げ、牙山駐屯清兵の撤退を日本公使大島圭介に委す。〇我が聯合艦隊第一遊撃隊、清國海軍と豐島沖に交戦し敵艦操江を捕獲し、高陞號を撃沈す。〇二九、我軍成歡及び牙山に大勝す。
- 二一八 清國に對する宣戰の詔勅下る。〇清國駐劄日本公使小村壽太郎、北京を引揚ぐ。〇五、第五師團長野津道貫、兵を率ゐて宇品を發し、翌日釜山に上陸し、道を分ちて京城に入る。〇六、大本營を宮中に移す。〇二六、日本韓國攻守同盟條約調印。
- 二一九 第一軍司令官山縣有朋、仁川に上陸す、翌日京城に入る。〇一三、大本營を廣島第五師團司令部に移す。〇一五、車駕、廣島大本營に到る。〇一六、我が軍平壤を陥る。〇一七、黄海大海戰、我が軍大勝利、制海權を獲得す。〇二五、陸軍大臣大山巖を第二軍司令官に補し、尋で海軍大臣西郷從道をして陸軍大臣を兼ねしむ。
- 二二〇 第七回臨時帝國議會を廣島大本營に召集す。〇一七、第一軍義州を占領す。〇二四、第二軍花

- 〇二六、第一軍九連城を占領。
- 〇三一、立見混成旅團鳳凰城を占領。〇民政廳を安東縣に設置し、當年の租税を免す。〇韓國駐劄日本公使大島圭介歸朝。
- 二 大迫支隊大孤山を占領。〇六、第二軍金州城を陥る。〇七、第二軍大連攻略。〇二二、第二軍、聯合艦隊と力を戮せて旅順を攻撃し、遂に之を陥る。〇日米通商航海條約調印。〇清國、講和談判開始を提議す、條件の不備なるを以て之を卻く。
- 三 一日伊通商航海條約調印。〇二、析木城陥落す。〇九、第一軍司令官山縣有朋を罷め野津道貫を之に替ふ。〇一三、第三師團海城を陥る。〇混成第一旅團蓋平を陥る。〇一四、第二軍中第二師團、第六師團大連著港、尋で山東半島上陸開始。〇二〇、榮城縣を占領。〇二二、第二軍司令官大山巖、榮城縣到着、威海衛進撃の部署を定む。〇三〇、我聯合艦隊威海衛砲臺攻撃。〇三一、清國大使張蔭桓、邵友濂廣島に來り和を請ふ、伊藤博文、陸奥宗光を特命全權大臣に任じ翌日に會見せしむ、清國提出の國書不備なるを以て之を卻く。
- 二 一 我軍威海衛軍港を占領。〇五、我が水雷隊、威海衛東口に敵艦隊を襲撃し、定遠を沈没せしむ。〇六、我が水雷艇隊日島、劉公島の敵艦を襲撃し、來遠、威遠、靖遠等を撃沈す。〇一一、清國北洋艦隊提督丁汝昌自殺す。〇一四、清國北洋艦隊降服す。〇二四、第一軍司令官海城に前進、太平山を占領す。〇二五、第二軍司令官威海衛を撤去す。
- 三 一 第一軍鞍山站を占領、尋で牛莊城を陥る。〇六、第一師團營口を陥る。〇九、第一軍、第二軍の一部と田庄臺を陥る。〇一五、平安神宮に桓武天皇御靈位奉安。〇京都市民、奠都一千百年祭舉行。〇内閣總理大臣伊藤博文、外務大臣陸奥宗光を全權辦理大臣に任ず。〇一六、參謀總長小松宮彰仁親王を征討大總督と爲す。〇一九、皇后、廣島へ行啓、是日東京御發輿あらせらる。〇一九、清國全權辦理大臣李鴻章、下關に來る。〇二〇、講和談判開始。〇二三、我が艦隊澎湖島砲臺攻撃。〇二四、小山豊太郎、李鴻章を狙撃す。〇二六、混成支隊澎湖島を占領。〇三〇、日本清國休戰條約調印。
- 四 一 帝國大學文科大學に史料編纂掛を置く。〇一、占領地總督部を金州に開設す。〇一三、征討大總督小松宮彰仁親王、宇品を發す。〇一七、日清講和條約成立、清國我に金州半島、澎湖島を割讓し償金二億兩を出す、之を下關條約と稱す。〇二二、講和詔勅下る。〇二三、露、佛、獨の三國我講和條約に干渉す。〇二七、大本營京都に移轉、車駕、廣島を發し、京都に行幸。
- 五 一〇 遼東還付に關する詔勅下る。〇海軍大將樺山

資紀を臺灣總督に任ず。○二二、征討大總督小松宮彰仁親王凱旋、京都大本營に到る。○二五、臺灣島民、唐景崧を大統領に、劉永福を軍務總統に推す。○二九、大本營東京に移轉。○近衛師團臺灣上陸開始。○三〇、天皇東京還幸。○近衛師團三貂嶺占領。○三一、皇后、東京還啓。

六二 臺灣總督樺山資紀、清國全權委員李經方と三貂灣沖に會し、臺灣及び澎湖島の授受を完了す。○三、近衛師團基隆占領。○六、唐景崧、獨逸汽船に乗じ廈門に向ふ。○八、日露通商航海條約調印。○一一、近衛師團臺北城占領。○一四、臺灣事務局官制を公布し、内閣總理大臣伊藤博文を臺灣事務局總裁となす。

八六 臺灣總督府條例を定む。○一四、近衛師團苗栗占領。○一七、特命全權公使三浦梧樓を韓國に駐劄せしむ。○二〇、日本秘露通商航海條約調印。○二二、臺灣總督樺山資紀、劉永福に勸降書を與ふ。○二七、近衛師團彰化占領。

一〇八 韓王父君大院君、改革を決行す。○韓王妃嚴氏殺さる。○我軍艦二隻朝鮮に向ふ。○一〇、混成第四旅團布袋口上陸開始。○一一、第二師團枋寮上陸開始。○劉永福の請和書を卻く。○一六、第二師團、鳳山城占領。○一八、韓國駐劄日本公使三浦梧樓に歸朝を命じ、尋で之を免す。○一九、日本丁抹通商航海條約調印。○二〇、劉

永福、獨逸商船に潜伏して廈門に通る。○二二、第二師團臺南府占領。○二六、臺灣略平定す。○二八、近衛師團長北白川宮能久親王、臺灣に於て薨去。

二一 第二師團恒春城占領。○五、日本伯刺西再通商航海條約調印。○六、臺灣總督樺山資紀、南征軍を解く。○八、遼東還付條約調印。

二三 遼東半島還付完了す。

三一 沖繩縣に徴兵令を一部施行す。

三二 山縣有朋、特命全權大使として、露國皇帝戴冠式に參列のため出發す。○三一、拓殖務省官制公布。

四一 大本營閉鎖。○四、日本、獨逸通商航海條約及び領事職務條約調印。○二七、民法第一編、第二編、第三編制定、其施行日より明治二十三年制定の民法財産編、財産取得編、債權擔保編、證據編廢止を公布す。

五二 日本、瑞典、諾威、通商航海條約及び別約調印。

六九 特命全權大使山縣有朋、露國外務大臣アレキセイ・ポリーシウキツチ・ロバノフ・ロストウスキと莫斯科に於て日露協商條約議定書を締結し韓國を共同保護の下に置く。○一五、三陸地方海嘯。○二二、日本白耳義通商航海條約及び戰時兵器并軍需賣買協定書に調印す。

八四 日佛通商航海條約調印。

九三 松方正義、大隈重信等、内閣を組織す。

一〇 日本瑞西居住通商條約調印。

一一 日本瑞西修交通商條約調印。○二六、日本葡萄牙通商航海條約調印。

二六 新自由黨結黨式。

三三 改正新聞紙條令公布、茲に新聞紙の發行停止撤去せらる。○金貨本位の貨幣法を公布し貨幣の形式を定む。

四一 墨西哥及び布哇日本公使館開館。○八、布哇移民上陸を拒絶せられ、是日神戸に歸還す。○二七、帝國圖書館官制を公布す。

五一 京都帝國博物館開館。○四、北海道及び各府縣に地方視學を設置す。○一四、布哇移民に付き交渉を開始す。○二八、暹羅日本公使館開館。

六一 古社寺保存法公布。○二二、帝國大學を東京帝國大學と改稱し東京京都兩帝國大學官制を公布す。

八七 沖繩縣及び東京府管下小笠原島に徴兵令施行の件を公布す。○三〇、伯刺西爾リオデヂャネイロ日本公使館開館。

九二 拓殖務省を廢す。○二五、日本智利修好通商航海條約調印。

一〇七 大阪築港起工式。○二二、臺灣總督府官制公布。○是月、日本美術院創立。

一三 日本澳太利通商航海條約調印。

三三 一 一三 伊藤博文、内閣を組織す。○一九、元帥府設置。○二二、教育總監部條令公布。○二八、私立學校設置及び廢止の規則を定む。

二 日本亞爾然丁修好通商航海條約調印。○八、陸軍參謀條例公布。○二五、日本暹羅修好通商航海條約調印。

四一 壹圓銀貨幣通用禁止。○二五、日本露西亞韓國の主權確認に關する新協商調印。

五三 皇大神宮炎上。

六二 萬國郵便條約調印。○二二、進歩自由兩黨合同し憲政黨を組織す。○三〇、大隈重信、板垣退助、内閣を組織す。

七八 開港港則を定め横濱、神戸、新潟、夷港、大阪、長崎、函館の港界を定む。○一一、内外人結婚許可條規公布。○布哇政府、日本に賠償金を支拂ひ移民事件落著す。

九二 日本韓國京釜鐵道布設條約調印。

一〇九 憲政黨中の舊自由黨派分離して別に憲政黨を組織す。

一二 憲政黨中の舊進歩黨派憲政本黨を組織す。○八、山縣有朋内閣を組織す。

一五 白耳義ブラツセル日本公使館開館。○一〇、學位令を改正し新に農學、藥學、林學、獸醫學の四學位を加ふ。○二五、日佛追加條約調印。○二六、日獨追加條約調印。

三三 二七 中學校令、高等女學校令、實業學校令公布。

- 六一 日本希臘修好通商航海條約調印。○四、國民協會解散。○五、國民協會の國家主義者等、帝國黨を組織す。
- 七二 萬國平和會議條約に調印す。
- 八三 私立學校令公布。○二四、帝室制度調査局を設置し伊藤博文を總裁に任ず。
- 一〇六 日本智利追加修好通商航海條約調印。
- 一〇八 日本コングレ独立國修好居住に關する宣言書に調印す。
- 三二八 日本西班牙特別通商條約調印。
- 四二五 皇室婚嫁令を制定せらる。
- 五二〇 皇太子嘉仁親王、公爵九條道孝第四女節子と御成婚の大禮を舉行せらる。○二一、是より先、清國義和團暴動起る、是日、北京に在る各國公使團義和團鎮撫を清國朝廷に要求す。○二九、義和團暴動に依り北京日本公使館等の保護の爲め軍艦三笠を太沽に派遣す。
- 六二七 日英米佛等聯合軍太沽占領。○清國軍隊、天津外國居留地を砲撃す。○二一、清國皇帝、列國と開戦の上諭を布告す。○一四、聯合軍天津を陥る。
- 七六 第五師團に命じて清國に出動せしむ。
- 八二四 日本及び列國聯合軍北京に入る。○二〇、改正小學校令公布。
- 九二二 近衛篤磨、國民同盟會を組織し清國の保全を唱導す。○一五、伊藤博文、政友會を組織し其總裁となる。

- 一〇九 伊藤博文、内閣を組織す。○二六、清國義和團事件に關する媾和會議を北京に開く。
- 四三〇 日本女子大學開校。○二九、迪宮裕仁親王御誕生。
- 五二〇 社會民主黨を組織せんとする者あり是日之を禁ず。
- 六二 桂太郎、内閣を組織す。
- 九二 義和團事件に關する清國謝罪使入京す。○七、清國全權委員、日英米等十箇國全權委員と義和團事件媾和議定書に調印す。
- 一〇一 舞鶴鎮守府開廳。
- 一三三 日英攻守同盟條約調印。
- 三二五 商業會議所法公布。
- 四八 露西亞、滿洲を還附し三期に分ちて軍隊を滿洲より撤退する事を清國に約す。○一九、英國皇帝戴冠式に小松宮彰仁親王を派遣し給ふ。
- 八一 露西亞ウアジミロウキツチ太公入京。
- 一〇二 露西亞第一期滿洲撤兵を行ふ。
- 三二一 帝國版圖内國勢調査を十箇年毎に施行の件を公布す。
- 三二七 專門學校令公布。○小學校令改正、尋で國定教科書制度を布く。
- 四一 京都帝國大學福岡醫科大學を開設す。○八、露西亞第二期滿洲撤兵を履行せず。
- 六二 露西亞陸軍大臣クロバトキン入京。

三七

- 八二 滿洲問題に就き、露西亞と協商せんとし駐露公使栗野慎一郎をして協商議案を露西亞政府に提出せしむ。
- 一〇三 露西亞、日本の滿洲問題協商提議に應じ對案を致す。○八、日本清國追加通商航海條約調印。○露西亞第三期の滿洲撤兵を亦履行せず。○三一、チチハル駐屯の露西亞軍隊南下す。
- 一七 巴拿馬共和國の獨立を承認す。
- 二六 日露國交斷絶。○九、聯合艦隊旅順港を襲撃す、○瓜生艦隊露艦ワリヤグ號コレーツ號を仁川港に撃沈す。○一〇、露西亞に對する宣戰の詔勅下る。○一一、駐露日本公使、露西亞を退去す、駐日露西亞公使も亦日本を退去す。○大本營を宮中に設く。○二四、海軍中佐有馬良橘等、第一回旅順港口の閉塞を行ふ。
- 三六 上村艦隊、浦鹽斯德を砲撃す。○二七、第二回旅順港口閉塞舉行、海軍少佐廣瀬武夫戦死す。
- 四二 聯合艦隊第七次旅順港襲撃を行ふ、露西亞艦隊司令長官マカロフ斃る。
- 五三 第三回旅順港口閉塞舉行。○陸軍大將黒木爲禎の率ゐる第一軍九連城を占領す。○陸軍大將奥保章の率ゐる第二軍遼東半島に上陸す。○六、第二軍鳳凰城占領。○聯合艦隊、遼東半島を封鎖す。○二八、第二軍大連占領。
- 六四 陸軍中將乃木希典の率ゐる第三軍鹽大澳に上陸す。○一五、第二軍得利寺に露軍を破る。○

- 一六、陸軍輸送船常陸丸、露西亞浦潮艦隊に撃沈せらる。○二〇、滿洲軍總司令部を設置し元帥大山巖を總司令官に、陸軍大將兒玉源太郎を總參謀長に、元帥山縣有朋を參謀總長に、陸軍少將岡外史を參謀次長に任ず。○第三軍劍山占領。
- 七六 滿洲軍總司令官大山巖等出發す。○九、第二軍蓋平占領。○二五、第二軍營口大石橋占領。
- 八三 第二軍海城並に牛莊占領。○一〇、聯合艦隊、露國旅順艦隊を黃海に破る。○一四、上村艦隊、露國浦潮艦隊を蔚山沖に破る。○一九、第三軍第一回旅順總攻撃開始。○二九、日本印度通商條約調印。
- 九四 第一第二軍及び陸軍大將野津道貫の率ゐる第四軍、遼陽を占領す。○一九、第三軍第二回旅順總攻撃開始。○二五、獨逸皇族カール親王來朝。○是月、愛國婦人會創立。
- 一〇九 第一第二第四軍、露軍を沙河に破る。○二六、第三軍第三回旅順總攻撃開始。
- 一二六 第三軍第四回旅順總攻撃開始。
- 一三六 第三軍二〇三高地占領。○一七、露國旅順艦隊全滅す。○二八、第三軍二龍山占領、尋で松樹山を占領す。
- 一 旅順陥落。○七、遼東半島の封鎖を解く。○一三、潜水艦隊創設。
- 二六 旅順鎮守府を設く。

- 三〇 奉天に露軍を撃破す。
- 三一 有栖川宮威仁親王を獨逸皇儲成婚式に派遣し給ふ。
- 三二 聯合艦隊、露國バルチック艦隊を日本海に撃破す。
- 三三 米國大統領購和勸告書を日露兩國に致す。
- 三四 第十三師團を樺太に派遣す、是日陸開始。
- 三五 購和全權委員小林壽太郎等、米國へ出發す。〇二四、樺太占領。
- 三六 日露購和全權委員始めて米國ボーツマウスに會見す。〇一二、日英同盟擴張協約調印。〇二八、樺太民政本署設置。
- 三七 日露休戰議定書に調印す。〇五、日露購和條約調印。〇六、購和反對國民大會を東京日比谷に開催す、化して暴動となる。〇一二、下關釜山間聯絡運輸開通す。
- 三八 平和克復の詔勅を下し給ふ。〇購和全權委員小村壽太郎等歸朝。
- 三九 韓國一進會、日本の保護に服すべき事を宣言す。〇一七、天皇、皇太神宮に平和克復を奉告し給ふ。〇一七、日本韓國協約調印成り韓國の外交事項は日本政府の監督を受ける事となる。
- 四〇 英國倫敦日本公使館を大使館となす。〇七、滿洲軍總司令官大山巖等凱旋す。〇二一、韓國統監府及び理事廳官制公布、統監府を京城に置

- 一七 西園寺公望、内閣を組織す。米國華盛頓及び獨逸柏林各日本公使館を大使館となす。〇二九、佛蘭西巴里日本公使館を大使館となす。〇三一、日本加奈陀修好通商航海條約調印。
- 一八 英國皇族アーサー・オブ・コンノート入京、明日參内し英國皇帝贈進のガーター勳章を捧呈す。
- 一九 韓國統監伊藤博文、京城に入る。〇二八、韓國統監府閉廳。〇三一、鐵道國有法及び京釜鐵道買收法公布。
- 二〇 韓國政府鎮海灣を軍港となす。
- 二一 露西亞より樺太北緯五十度以南を受領す。
- 二二 關東都督府官制公布。
- 二三 〇米國桑港に於ける日本學童排斥せらる。
- 二四 足尾銅山坑夫賃金値上運動を以て騷擾す。〇二六、伊太利羅馬及び埃太利維也納各日本公使館を大使館となす。
- 二五 東京に南滿洲鐵道株式會社設立及び大連に同支店設立の件公布す。〇一五、樺太廳官制公布。
- 二六 日本清國奉天新民屯線並に長春吉林線に關する鐵道協約に調印す。〇二八、北海道管内炭山坑夫賃金値上を以て騷擾す。
- 二七 華族令公布。〇一四、和蘭海牙に於て萬國平和

- 條約に調印す。〇三〇、日本清國大連に清國海關設置協約に調印す。
- 四一 別子銅山坑夫暴動す。〇一〇、日佛協約並に宣言書に調印す。〇一五、日本、露西亞、東清及び南滿洲鐵道連絡に關する協約に調印す。
- 四二 韓國李相高等、韓國皇帝の密使と稱し和蘭海牙の萬國平和會議に至る。〇韓國皇帝讓位。〇二四、日本韓國第三次協約に調印し韓國の内政事項は日本政府の監督を受ける事となる。〇二八、日露通商航海條約同附屬議定書並に漁業協約に關する關係文書に調印す。
- 四三 樺太日露境界劃定書公布。〇一八、陸軍管轄區域を改正し十二箇師團を十九箇師團と爲す。
- 四四 皇太子嘉仁親王、韓國行啓の途に上らる。〇一八、和蘭海牙に於て萬國平和會議議定書に調印す。〇二五、始めて文部省美術展覽會を開く。〇二八、陸軍三年兵制を改め二年兵制となす。
- 四五 韓國統監伊藤博文、韓國皇太子傳に任ぜらる。
- 四六 韓國皇太子、遊學の爲め來朝せらる。
- 四七 米國に於て日本人排斥問題起る。
- 四八 臺灣縱貫鐵道完成。
- 四九 露西亞に於ける日本公使館を大使館となす。〇五、日米仲裁裁判條約調印。〇一一、米國北ダコタ州に於て日本人排斥せらる。〇二五、日本墨西哥通商航海條約調印。

- 七一 千葉縣銚子に無線電信を開始す。〇一四、桂太郎、内閣を組織す。
- 七八 日本、露西亞、樺太の日露境界劃定書及び境界劃定事業承認に關する外交文書を交換す。
- 七九 馬券發賣を禁ず。〇一三、戊申詔書を煥發せらる。
- 八〇 日清兩國電信協定調印。〇一三、日本外十四箇國修正ベルム條約調印。〇二八、神道天理教の獨立を許可す。
- 八一 鐵道院官制を公布し鐵道廳を廢す。
- 八二 攝政令公布。〇二二、韓國謝恩使宮内府大臣閣丙爽入京。
- 八三 伏見宮貞愛親王、清國光緒帝大葬に參列の爲め出發せらる。
- 八四 新聞紙法公布。
- 八五 韓國統監府鐵道廳官制公布。
- 八六 韓國の司法及び警察事務を委託せらる。
- 八七 近江美濃大地震。
- 八八 日本清國滿洲及び間島に關する協約に調印す。
- 八九 伊藤博文、哈爾濱に於て韓人安重根に狙撃せられ、是日薨す。
- 九〇 韓國一進會、韓國皇帝に韓國を日本に併合せられん事を上奏す。
- 九一 伊藤博文遭難韓國謝罪使來朝。〇二一、米國の滿洲中立提議に不同意を回答す。
- 九二 國民黨結黨式を擧ぐ。

- 四一五 第六潜水艇、廣島灣に沈没し艇長佐久間勉等之に死す。○二一、輕便鐵道法公布。
- 四一六 英國倫敦に日英博覽會を開會す。
- 六一 大逆事件發覺し、無政府黨員幸徳秋水等縛に就く。○二二、拓殖局設置。
- 七一 旅順港を開放す。
- 八三 日本韓國併合條約調印。○二九、韓國を朝鮮と改稱す。
- 九三 朝鮮總督府官制公布。
- 一〇七 寺内正毅を朝鮮總督に任ず。○一八、農商務省工場法案發表。○二九、朝鮮貴族觀光團入京。
- 一二 帝國在郷軍人會發會式を東京に舉ぐ。○一五、帝國農會の設立を許可す。
- 一三三 東北及び九州兩帝國大學官制公布。○二四、皇室財産令公布。○二七、朝鮮鎮海に第五海軍區軍港を設く。○二八、南極探險隊白瀬蘆等出發す。
- 四 三 日英通商航海條約調印。○新設飛行場埼玉縣所澤に於て陸軍飛行演習を開始す。
- 五一 中央線全通。○一〇、維新史料編纂局官制公布。

大正

- 一〇一 文藝院委員會官制公布。○一九、日本瑞典通商航海條約調印。○三〇、恩賜財團濟生會設立す。
- 六九 南北兩朝正閏問題喧し、是日南朝を吉野朝と稱せしむ。○一六、日本諾威通商航海條約調印。○日本露西亞工業所有權相互保護條約調印。○二四、日獨通商航海條約調印。
- 七 日本加奈陀修交通商條約を廢す。
- 八 日佛通商關係暫定協約調印。
- 二一 朝鮮人姓名改稱の件を定む。○二、日清國境列車直通運輸協約調印。
- 二 日本丁抹通商航海條約並に特別相互關稅條約に調印。○一六、日露協會成立。
- 三六 朝鮮關稅令公布。
- 三五 山陰線全通。
- 七五 英國倫敦に於て國際無線電信條約調印。○六、日本和蘭通商航海條約調印。○九、米價暴騰し細民甚だ困窮す。○二〇、樺太縱貫鐵道全通。○三〇、天皇崩御。○皇太子嘉仁親王踐祚。
- 八三 臨時帝國議會開會。○二七、大行天皇に明治天皇の諡號を上る。
- 九四 祝祭日改定。○一三、明治天皇大葬儀を東京青山に舉行し、尋で山城伏見桃山に奉葬す。○乃木希典夫妻自盡。○二六、恩赦令大赦令公布。
- 一〇六 日本澳太利洪牙利通商航海條約調印。

- 四二五 日本伊太利通商航海條約調印。
- 二二〇 山本權兵衛、内閣を組織す。
- 四二二 オツタワ日本總領事、加奈陀渡航の日本労働者の制限及び取締を宣言す。○二九、米國カリフォルニア州會議は米國市民たるを得ざる外國人の土地所有權禁止法案を可決す。
- 五九 駐米特命全權公使珍田捨巳、カリフォルニア州土地法案に抗議す。○一九、米國カリフォルニア州知事、土地法案に署名す。
- 六三 中華民國正使孫寶琦等來朝。
- 七二三 公文に清國を支那國と改稱す。
- 九一 支那北軍、日本人を慘殺す。○一二、東洋移民會社募集の伯刺西爾行移民千八百名出發。○一六、支那政府日本人慘殺事件に對する日本の要求を承諾す。
- 一〇一 故木戸孝允の勳功表彰勳文銅碑を京都靈山に建設す。○五、滿蒙五鐵道敷設權獲得。○六、支那共和國を承認す。
- 一一六 日本宗教大會を東京に開く。
- 二二 臺灣革命陰謀發覺し、是日主謀者六名を死刑に處す。○二三、加藤高明を總理とする新政黨結黨式を行ふ。
- 三一〇 海軍收賄問題起り國論沸騰す、ロイテル通信員アンドレー・ブーレーを收監す。
- 三三 衆議院、内閣彈劾上奏案提出。○三〇、清浦奎吾、内閣組織の大命を拜す。

- 四一 東郷平八郎を東宮御學問所總裁に任ず。○七、清浦奎吾、組閣の大命を拜辭す。○一一、皇太后崩御。○一六、大隈重信、内閣を組織す。
- 六八 臺灣討蕃隊總攻撃。
- 八三 獨逸に對する宣戰の詔勅下る。○二七、日澳國交斷絶。○第二艦隊司令長官加藤定吉、膠州灣封鎖を宣告す。
- 九二 海軍陸戰隊山東上陸。○陸軍山東龍口に上陸開始。○八、名古屋電車賃値下運動遂に暴動化す、軍隊を出動して鎮む。○二一、俘虜情報局を設く。○二三、英國青島攻撃參加軍勢山灣附近に上陸す。
- 一〇六 第一艦隊獨逸領マーシャル群島ヤルト島占領。○二〇、海軍重砲隊青島攻撃開始。○三一、陸軍中將神尾光臣の率ある青島攻圍軍青島總攻撃を開始す。
- 二一〇 膠州灣封鎖解除。○一四、青島陥落。○二七、青島守備司令官を置く。○二九、青島政廳開廳。
- 三一 宮内省に臨時編修局を設置し明治天皇紀を編修す。○四、第二艦隊司令長官加藤定吉凱旋。
- 二 山東省撤兵に關する日支交渉開始。
- 五 明治神宮を官幣大社に列す。○二五、山東撤兵に關する日支新條約に調印。
- 六三 無線電信法公布。
- 一〇 即位大禮を行はせらる。
- 一二 内閣總理大臣大隈重信狙撃さる。

- 二 伊太利羅馬法皇特派節ベトリ僧正來朝。
- 三 八 海軍航空隊令制定。○二五、明治神宮新始。
- 七 三 日露新協約調印。○一〇、簡易生命保險法公布。
- 八 三 工場法施行令を定む。
- 一〇 憲政會發會式を行ふ。○九、寺内正毅内閣成立。
- 二 三 迪宮裕仁親王の立太子の禮を行ふ。○一六、船橋無線電信局布哇及び米國桑港間無線電信開始、落石無線電信局露領勘察加間無線電信開始。
- 六 五 二 日米協會成る。
- 六 二 日本驅逐艦隊、獨逸潛航艇を地中海に攻撃す。
- 七 三 拓殖局官制を定む。
- 九 一 物價調節令實施。
- 七 三 市町村義務教育費國庫負擔法公布。
- 五 四 臨時國勢調査局官制公布。
- 八 八 米價暴騰し富山縣下に暴動起る、尋で關西各都市も亦暴動化す。○一二、西伯利亞出兵、是日司令官大谷喜久藏等出發す。
- 九 二 九 原敬、内閣を組織す。
- 一〇 一 國勢調査を行ふ。○二三、英國皇帝に元帥杖及び親書捧呈の爲め東伏見宮依仁親王派遣せられ、是日出發せらる。
- 二 二 六 皇室典範増補。
- 三 二 日英米佛伊五箇國支那南北妥協勸告の覺書を發表す。○五、大學令高等學校令公布。
- 八 二 三 西園寺公望、牧野伸顯等を佛國巴里に於ける講和會議全權委員に任命す。
- 四 三 關東廳官制公布。
- 六 四 日英米佛伊五箇國再び支那南北妥協を勸告す。○二八、是より先、日英米の諸國獨逸奧太利と講和會議を佛蘭西巴里に開く、是日講和條約に調印し國際聯盟規約及び國際労働規約をも締結す。
- 九 六 帝國美術院規定公布。
- 一〇 三 帝國飛行協會東京大阪間郵便飛行開始。
- 三 三 露領沿海州ニコラエフスクに於て露西亞バルチザンの爲め領事石田虎松等日本人虐殺さる。
- 四 三 沿海州守備の爲め出兵す、是日派遣隊北樺太アレキサンドロフスキー港に上陸。
- 五 二 土耳其と講和條約締結す。○二五、鐵道省官制及び國勢院官制公布。
- 六 三 沿海州派遣隊ニコラエフスク占領。○一五、ゼノアに國際海員労働會議開會。
- 七 二 平和克復奉告祭。
- 三 三 皇太子裕仁親王、歐洲巡遊の爲め出發し給ふ。
- 五 七 皇太子裕仁親王、英國に著御、尋で歐洲各國を巡遊し給ふ。
- 九 三 皇太子裕仁親王、歐洲より還啓せらる。
- 一〇 六 德川家達、加藤友三郎等を米國華盛頓に於ける世界平和會議全權委員に任ず、是日家達等出發。
- 二 四 内閣總理大臣原敬、東京驛に暗殺せらる。○

- 一 二 米國華盛頓に世界平和會議を開く。○一三、高橋是清を内閣總理大臣に任ず。○二五、皇太子裕仁親王攝政にならせらる。
- 二 二 六 日英米佛伊五箇國、米國華盛頓に於て海軍軍備制限條約に調印す。○一一、華盛頓に於て南洋舊獨逸領ヤップ島並に赤道以北の諸島日本委任統治の件及びヤップ島米國海底電線出入權、無線電信施設權等の條約に調印す。
- 三 二 六 日支山東撤兵條約調印。○三一、南洋廳官制公布。
- 六 二 加藤友三郎、内閣を組織す。○二五、淳宮雍仁親王に秩父宮の稱號を賜ふ。
- 九 一 國民黨解黨。
- 一〇 二 五 シベリヤ派遣軍全部歸還。
- 二 一 一 國勢院を廢す。○三〇、日支山東還附協約調印。
- 三 三 四 海軍區改正公布。
- 四 一 郡制を廢す。○一四、石井ランシング條約廢棄に關する公文書を交換す。○攝政宮裕仁親王臺灣行啓。○一七、陪審法公布。
- 五 七 小作制度調査會官制公布。
- 九 一 關東地方大地震、東京、横濱大火。○二、山本權兵衛、内閣を組織す。○震災地に戒嚴令を布く。○一二、帝都復興の詔書を煥發せらる。○二七、帝都復興院設置。
- 一〇 一 横濱復興會成る。
- 二 二 〇 國民精神作興の詔書下る。
- 三 二 七 攝政宮裕仁親王帝國議會開院式行啓の途虎門事件起る。
- 三 一 七 清浦奎吾、内閣を組織す。○一六、政友會分裂。○二六、皇太子裕仁親王、久通宮良子女王成婚式を行はせらる。○二九、政友會の脱黨者等、政友本黨を組織す。
- 二 二 四 恩賜慶福會成り、閑院宮載仁親王を總裁に奉戴す。○一九、日露間の郵便を停止す。○二五、帝都復興院を廢し帝都復興局官制を公布す。
- 五 一 七 樺太に徵兵令を布く。○三〇、中正俱樂部組織せらる。
- 六 二 加藤高明、内閣を組織す。
- 七 一 一 メートル法實施。○二四、小作調停法公布。
- 九 六 第五回國際聯盟總會軍備縮少決議案可決。
- 一〇 二 〇 内務省全國労働調査を行ふ。
- 一 三 二 日本露西亞勞農政府通商條約に調印し日露國交恢復す。
- 三 一 東京放送局開設。○六、福岡縣八幡に無産者民憲黨を組織す、尋で各地に無産者の地方的政黨續出す。○二七、陸軍軍備縮少に伴ひ四箇團團を廢す。○三〇、農商務省を農林商工二省に分ち、各官制を公布す。
- 四 四 北樺太派遣隊を撤す。○二〇、東京大阪間、大阪福岡間、郵便飛行開始。○二二、治安維持法公布。

今上

- 二〇 御成婚二十五年祝典を舉行せらる。○二五、但馬激震。○二四、秩父宮雅仁親王、英國留學の爲め出發せらる。
- 六一 支那上海に於て日英米佛の帝國主義反對暴動起る。○四、軍艦龍田を上海に遣す。
- 七〇 北京駐在日英米佛公使團上海事件會議を開く。
- 八九 攝政宮裕仁親王、禪太に行啓せらる。○一〇、全國無産政黨組織委員會を大阪に開く。○一八、労働組合法案を發表す。
- 二〇 一 國勢調査及び失業統計調査を行ふ。
- 二一 農民労働黨、東京に結黨式を舉ぐ、即日解散さる。○一四、日本露西亞労働政府北樺太の石油利権契約に調印す。○一七、北支那動亂に依り南滿洲鐵道守備の爲め出兵す。
- 一三〇 若槻禮次郎、内閣を組織す。
- 三六 労働農民黨、大阪に結黨式を舉行す。
- 七 一 全國に青年訓練所を設く。
- 一〇 三 労働總同盟大會及び日本労働組合大阪評議會を大阪に開く。○一七、日本農民黨、東京に結黨式を舉行す。○二一、長慶天皇を第九十八代の皇統に列せらる。○二五、労働農民黨成立。
- 三 一 社會民衆黨組織。○九、日本労働農民黨組織。○二五、天皇崩御。○皇太子裕仁親王踐祚。

- 二 一 一七 英國留學中の秩父宮歸朝せらる。○二〇、先帝御遺詔は大正天皇、御陵名は多摩陵と御決定。○二一、日支通商條約改訂交渉開始。
- 二七 大正天皇大葬儀。
- 三一 全日本農民組合發會式。○六、日本農民總同盟創立。○七、北丹後地方強震。
- 四二 日露森林契約正式調印。○三、漢口暴徒我が陸軍隊と衝突す。○一〇、露支外交斷絶。○一七、樞府臺灣銀行救済案を否決す。○二〇、田中義一、内閣を組織す。○二二、全國に三週間モラトリアム施行。○二九、大日本女子青年團創立さる。
- 六一 立憲民政黨發會式。○二〇、三國軍縮會議ジュネーヴに開かる。
- 七三 支那各地の日貨排斥運動悪化する。○小笠原島へ行幸、是日東京御發聲。
- 八三 軍縮會議決裂。○奄美大島へ行幸。○一〇、還幸。
- 三三 地下鐵道東京上野淺草間營業開始。
- 三一 三 日露漁業條約調印。○二六、加奈陀と公使交換のこと決定す。
- 二〇 普通選挙最初の衆議院議員選挙。
- 三二 日本共産黨大檢舉。
- 四 五 日獨通商條約批准交換。○一〇、労働農民黨外三團體結社禁止。
- 五 三 濟南に日支兵衝突交戦す。○九、在支邦人保護

昭和元

- の爲に第三師團に動員令下る(濟南事件)。○一八、滿洲治安に關し帝國政府支那南北兩軍に覺書を交付す。
- 六四 張作霖、滿洲に於て爆彈に襲はれ横死す。
- 一〇 一 陪審法實施。
- 一一 〇 即位大禮を行はせらる。
- 一二 〇 無産中間五黨合同して日本大衆黨と名く。
- 三二 六 濟南事件協定成り正式調印せらる。
- 四 一 神戸商業大學、東京大阪兩工業大學、東京廣島兩文理科大學開校。
- 三三 英國皇帝陛下の御名代グロスタール公殿下來朝、是日聖上陛下にガーター勳章を奉呈す。○四、山東派遣軍引揚命令發せらる。○一二、法制審議會官制公布。○二八、八丈島へ行幸、是日東京御發聲。○三〇、大島に行幸。
- 六四 大阪市に行幸。○九、還幸。○一〇、拓務省新設。○二一、日本航空輸送會社の東京大連線郵便機飛ぶ。
- 七二 濱口雄幸、内閣を組織す。○一五、日本航空輸送會社の旅客飛行開始。○二四、不戰條約宣布式を米國に行ふ。
- 二〇 〇 國際労働會議、本日よりジュネーヴに開かる。
- 二一 一 誕生の勞農黨、芝協調會館に結黨式を舉ぐ。○二一、明年一月十一日を以て金解禁の旨大藏省令を以て公布せらる。○三〇、英國倫敦にて開會の海軍軍縮會議全權委員若槻禮次郎、財部廳

- 二 三 露支紛争解決し、兩國代表新議定書に調印す、三十一日東支鐵道原狀に復歸す。
- 五 一 二 金解禁の大藏省令實施。○倫敦海軍軍縮會議開會。
- 三六 日本埃及間暫定通商條約成立。○二四、復興の帝都を御巡幸あらせらる。○二六、帝都復興祭式典に親臨、勅語を賜ふ。
- 四二 倫敦軍縮會議、主力補助艦の日英米三國協定成立す。○二一、高松宮同妃兩殿下、御渡歐の途に上らせらる。○二二、一九三〇年倫敦海軍條約調印式舉行。
- 三六 靜岡縣へ行幸、六月三日還幸。
- 六六 高松宮同妃兩殿下、英國に御安著、皇帝デヨージ五世にガーター勳章御贈進の御謝意を傳達せらる。
- 七〇 日本大衆黨、全國民衆黨、無産政黨統一全國協議會の中間三派合同大會を東京に開會す。
- 八六 日澳通商航海條約の正式調印を維也納にて行ふ。
- 一〇 一 第二回國勢調査施行。○二、倫敦條約御批准終る。○二七、臺灣露社の蕃人叛亂を起す。
- 二 三 青年團代表等を御親閱あらせらる。○高松宮、西班牙御著、皇帝に大勳位菊花章頸飾を御贈進あらせらる。○一四、濱口首相、東京驛にて佐野屋留雄に狙撃せらる。○二六、伊豆地方に大

地震。

三八 國勢調査概要発表、内地總人口六千四百四十萬人。○一〇、全國失業者概數公表三十二萬二千人。○日本、パナマ通商條約成立。○一八、南京、漢口兩事件賠償交渉成立。

六

六一 倫敦海軍條約公布。
六二 若槻禮次郎、民政黨總裁となる。○一四、若槻禮次郎、内閣を組織す。

五

五一 大阪帝國大學開學式。○名古屋醫科大學開學式。○四、日露漁業問題解決。○一一、航空研究所開所式。

六

六三 著作物保護に關するベルヌ條約秘密院本會議にて可決。○一一、高松宮同妃兩殿下、歐米御巡遊より御歸朝。○二七、陸軍第十六師團南鮮移駐に決す。○二八、大日本生産黨結黨式。○二九、國勢調査結果発表、内地總人口六千四百四十五萬五人。○三〇、無産三黨合同成立、黨名を全國勞農大衆黨と稱す。

七

七二 滿洲萬寶山にて支那暴民と朝鮮農民との間に衝突あり。○五、平壤の鮮人、萬寶山事件の報復として支那人虐殺事件起る。○一二、朝鮮事件の報復として上海市各團體、對日經濟絶交を決議す。

八

八一 參謀本部特派步兵大尉中村震太郎等、六月下旬蒙古地方旅行中、支那官兵に虐殺せられしこと發表せらる。○二一、支那武漢の水害に對し、天皇

皇皇后兩陛下より在留邦人に一萬圓御下賜、天皇陛下より民國罹災民に御内帑金十萬圓御贈與の御沙汰あり。

九

九二 支那正規兵、我が滿鐵線を爆破す、滿洲事變勃發す。○一九、日支兵衝突、我軍北大營及び奉天城内を占領、長春、南嶺等各地に奮戦して勝つ。

二〇

二〇、日本軍、吉林に入る。○二二、關東軍司令部、滿洲事變發生の原因經過を發表す。○國際聯盟理事會、日支紛争解決勸告案を決議し兩國へ通告す。

二

二一 國立公園法實施。○八、我が飛行機、錦州兵營を爆撃す。○一三、日支紛争緊急國際聯盟理事會開會。○二一、太平洋會議を上海にて開く。

二四

二四、國際聯盟理事會の撤兵に關する決議案に對し、我が芳澤代表拒絶す。○二六、日支直接交渉の基本的原則に關する帝國政府の聲明書發表。

二八

二八 馬占山軍の挑戦により、我軍總攻撃を行ひ、大勝す。

三

三〇 國際聯盟理事會公開會議は決定的に我國の主張を認めて閉會す。○一三、政友會總裁犬養毅、内閣を組織す。○金條出再禁止の大藏省令公布實施。○一七、兌換停止緊急勸令公布。○一八、滿洲事變に際し、迫害を受けたる朝鮮人に對し、御救恤金二萬圓御下賜。○二二、我軍、兵匪を撃退し、通江口及び法庫門に入城す。○二

七

七一 國際聯盟支那調査委員決定。○七、米國政府、滿洲問題に關し重大なる決意を日支兩國に通告す。○八、觀兵式還御の鹵簿に手投彈を投ぜる者あり、直ちに逮捕さる、犬養内閣恐懼して辭表を捧呈す。○九、優待を拜受し、内閣留任に決す。○二二、外務、陸軍首腦部の對滿政策審議會開會、滿蒙建設大綱を協議す。○二八、金兌換停止に關する緊急勸令公布。○上海事件突發、日支兵衝突す。○二九、上海の我陸戰隊、我が警備區全部を完全に占據す。○國際聯盟理事會、上海事件調査の國際委員會組織の件を可決す。

二

二一 英米兩國政府、我が政府に對し、上海事件に關し、正式に強硬なる抗議を提出す。○二、我軍上海總攻撃開始。○英米佛三國共同にて、我國に上海事件の和平解決案を提示す。○國際聯盟主催軍縮會議をジュネーヴに開會す。○國際聯盟緊急理事會開會、上海事件に就き協議す。○三、

三

國際聯盟派遣の支那調査委員一行巴里を出發す。○四、我軍上海第二次總攻撃開始。○英米佛三國共同調停案に對し、我が政府回答を發す。

五

五、我軍ハルビン入城。○九、前藏相井上準之助、兇漢に狙撃せられ絶命す。○國際聯盟の上海事件第二次報告發表。○一六、滿蒙新國家建設會議を開會。○一七、滿蒙新國家獨立宣言發表。○滿蒙新國家元首に前清國宣統帝を推戴する事に決す。○二〇、上海の支那軍に對して總攻撃を開始す。○二三、滿蒙新國家の國號を滿洲國と定む。○二九、國際聯盟の支那調査委員一行來朝。

三

三 滿洲國政府、建國宣言を發表す。○三、我軍吳淞砲臺占據。○四、國際聯盟總會、日支停戦に關する勸告決議案を可決。○五、三井合名會社理事長團琢磨、兇漢に狙撃せられて絶命す。

九

九、滿洲國執政に前清國宣統帝溥儀氏就任、建國式を舉行す。○一〇、滿洲國成立を列國に通告す。○一一、來朝中の國際聯盟支那調査委員一行、神戸を出發し上海に向ふ。○一二、滿洲國、日英米等十七ヶ國に對し、正式に國交開始を提議す。

一

一 滿洲國政府、領域内の郵政權接收手續を完了し、郵政獨立す。○二九、上海の天長節祝賀會場に於いて、朝鮮人尹奉吉、手榴彈を投じ、白川、野村、植田諸將、重光公使等負傷す。

- 五 五日支停戦交渉の協定成立し、調印式を行ふ。○一五、大養首相狙撃せられ薨去す。○一六、高橋蔵相、臨時兼任内閣総理大臣に任命せらる。○二六、齋藤實、内閣を組織す。
- 六 三 滿洲國、大連海關接收を通告す。○二七、滿洲國、全滿の海關接收を中外に宣布す。
- 七 三 國際聯盟派遣の支那調査委員一行再び來朝。○一二、内田外相、國際聯盟支那調査團と會見し滿洲國承認問題につき、帝國政府は隨時自主的に處理する旨宣明す。○一七、國際聯盟支那調査委員一行、神戸より青島に向ふ。
- 八 八 陸軍大將武藤信義、關東軍司令官並に特命全權大使、關東長官に親補せらる。○安達謙藏等の組織せる國策研究俱樂部を國民同盟と稱す。
- 九 五 日滿議定書調印、滿洲國を承認す。
- 一〇 一 東京市、隣接五郡八十二箇町村を合併す。○二、滿洲國調査委員報告書外務省より發表。○國立公園十二箇處を正式決定す。○一一、國際聯盟帝國代表として衆議院議員松岡洋右を任命す。○一九、滿洲國答禮使謝介石來朝、是日參内す。○三〇、滿洲國駐劄特派全權部及び關東軍司令部を新京に移す。
- 二 三〇 特命全權大使武藤信義、滿洲國駐劄仰付けらる。
- 三 三 安達謙藏、國民同盟初代總裁に擧げらる。

○ 歷 朝 一 覽

代數	天	皇	御父	御母	皇居	踐祚即位	御在位	崩御	御壽后	妃	御陵
一	神武	神日本磐余彥尊	彥波瀲武鸕草彥不合尊	玉依姫命	宮 畝傍橿原	西辛正、朔即位	六	六、三、二	一三七	皇后媛蹈輔五十鈴媛命	大畝傍山東北和陵
二	綏靖	神滂名川耳尊	神武	皇后媛蹈輔五十鈴媛命	宮 葛城高丘	辰庚正、八即位	三三	三三、五、一〇	八四	皇后五十鈴依媛命	大桃花鳥田丘和上陵
三	安寧	磯城津彥玉手看尊	綏靖	依媛命	宮 片鹽浮穴	壬子七、三即位	三八	三八、三、六	七	皇后滂名底仲媛命	大畝傍山西南和御陰井上陵
四	懿德	大日本彥耜友尊	安寧	仲媛命	輕曲峽宮	卯辛二、四即位	三四	三四、九、八	七	皇后天豐津媛命	大畝傍山西南和沙路上陵
五	昭	觀松彥香殖稻尊	懿德	皇后天豐津媛命	宮 披上池心	寅丙正、九即位	八三	八三、八、五	二四	皇后世襲足媛命	大披上博多山和上陵
六	安	日本足彥國押人尊	孝昭	皇后世襲足媛命	宮 室秋津島	丑己正、七即位	一〇三	一〇三、正、九	一三七	皇后押媛命	大玉手丘上陵
七	靈	大日本根子彥太瓊尊	孝安	皇后押媛命	宮 黑田廬戸	未辛正、三即位	七	七、二、八	一三六	皇后細媛命	大片丘馬坂陵
八	孝元	大日本根子彥國率尊	孝靈	皇后細媛命	輕境原宮	亥丁正、四即位	七	七、九、二	二六	皇后鬱色謎命	大劍池島上陵

代數	天	皇	御父	御母	皇居	踐祚即位	御在位	崩御壽	后妃	御陵
九開化	日本根子彦大	孝元	皇后豐色謎	春日率川	宮	癸二、三即位	六〇、四、九	二二	皇后伊香色謎	大春日率川坂
一〇崇神	御間城入彦五十瓊殖尊	開化	皇后伊香色謎	磯城瑞籬	宮	甲正、三即位	六六、三、五	二九	皇后御間城姬	大山上邊道勾岡
一一垂仁	活目入彦五十狹茅尊 活目尊	崇神	皇后御間城	磯向珠城	宮	壬正、二即位	九九、七、四	二四	皇后狹穗姬命 日葉酢媛命	大菅原伏見東
一二景行	大足彥忍代別尊 大足彥尊	垂仁	皇后日葉酢媛命	磯向日代	宮	辛七、二即位	六〇、二、七	二四	皇后播磨稻日 大郎媛命 八坂入媛命	大山上邊道上陵
一三成務	稚足彥尊	景行	皇后八坂入媛命	志賀高穴 穗宮	宮	辛正、五即位	六〇、六、二	一〇	皇妃弟財郎女	大狹城盾列池
一四仲哀	足仲彥尊	日本武尊	兩道入媛命	角鹿筒飯 穴門豐浦 香稚宮	宮	壬正、二即位	九、九、二、六	三	皇后氣長足姬命 (神功皇后)	河惠我長野西
一五應神	譽田別尊	仲哀	神功皇后	輕島豐明 宮	宮	庚正、朔即位	四四、二、二五	二二	皇后仲姬命	河惠我淡伏岡
一六仁德	大鸕鷀尊	應神	皇后仲姬命	難波高津 宮	宮	癸正、三即位	八七、一、一六	二〇	皇后磐之媛命 八田皇女	和百舌鳥耳原
一七履中	大兄去來穗別尊 去來穗別尊	仁德	皇后磐之媛命	磐余稚櫻 宮	宮	庚二、朔即位	六六、三、一五	七	皇后草香幡媛 皇妃黑媛	和百舌鳥耳原
一八反正	瑞籬別尊 多遲比瑞籬別尊	仁德	皇后磐之媛命	丹比柴籬 宮	宮	丙正、二即位	六六、正、三	六	皇夫人津野媛	和百舌鳥耳原

代數	天	皇	御父	御母	皇居	踐祚即位	御在位	崩御壽	后妃	御陵
一九允恭	雄朝津間稚子宿禰尊	仁德	皇后磐之媛命	遠飛鳥宮	宮	壬三、即位	四三、正、二四	八〇	皇后忍坂大中 姬命	河惠我長野北
二〇安康	穴穗尊	允恭	皇后忍坂大 中姬命	石上穴穗 宮	宮	己癸三、四即位	三三、八、九	五六	皇后中帶姬	大菅原伏見西
二一雄略	大泊瀨幼武尊 大泊瀨	允恭	皇后忍坂大 中姬命	初瀨朝倉 宮	宮	丙二、三即位	三三、三、八、七	六三	皇后草香幡 姬皇女	河丹比高鷲原
二二清寧	白髮尊 白髮武廣 尊 國推稚日本根子	雄略	葛城韓媛	磐余豐栗 宮	宮	庚正、一五即位	五五、正、一六	四二		河內坂門原
二三顯宗	弘計尊 來目稚子 袁祁石集別尊	市邊押磐 皇子	莫媛	飛鳥八鈞 宮	宮	乙正、朔即位	三三、四、三五	三六	皇后難波小野 女王	大傍丘磐坏丘
二四仁賢	億計尊 大脚鳥郎	市邊押磐 皇子	莫媛	石上廣高 宮	宮	辰正、五即位	二二、八、八	五五	皇后春日大 皇女	河埴生坂本陵
二五武烈	小泊瀨稚鷦鷯尊	仁賢	皇后春日大 皇女	泊瀨列城 宮	宮	寅三、即位	八、八、三、八	一八		大傍丘磐坏丘
二六繼體	男大迹尊 彦太尊	彥主人王	振媛	筒城宮 弟國宮 磐余玉穗 宮	宮	丁二、四即位	二五、二、七	四三	皇后手白香皇 女	攝三鳥藍野陵
二七安閑	勾大兄 勾大兄 廣國押武 金日尊	繼體	日子媛	勾金橋宮 檜隈廬入 野宮	宮	辛二、七即位	二二、三、一七	七〇	皇后春日山田 皇女	河古市高屋丘
二八宣化	檜隈高田 武小廣國押盾尊	繼體	日子媛	磯城鳥金 刺宮	宮	乙三、即位	四四、二、一〇	七三	皇后楠仲皇女	大身狹桃花鳥
二九欽明	天國排開廣庭尊	繼體	皇后手白香 皇女	磯城鳥金 刺宮	宮	己三、五即位	三三、四、一五	六三	皇后石姬皇女	大檜隈坂合陵

代數	天皇	御父	御母	皇居	踐祚即位	御在	崩御	御壽	后妃	御陵
三〇	敏達 譯語田尊 淳中倉太珠敷尊	欽明	皇后石姬皇女	譯語田幸玉宮	壬辰四、三即位	一四	一四、八、一五	四	皇后廣媛 額田部皇女	河內磯長中尾陵
三一	用明 大兄 橘豐日尊	欽明	皇太夫人蘇我堅鹽媛	磐余池邊雙槻宮	乙巳九、五即位	二	二、四、九	四	皇后穴穗部間人皇女	河內磯長原內陵
三二	磯城 泊瀨部 長谷部若雀尊	欽明	蘇我小姉君	倉椅柴垣宮	未丁八、二即位	五	五、一、三	七	皇妃大伴小手子	大倉梯岡上陵
三三	推古 額田部 豐御食炊屋姬尊	欽明	皇太夫人蘇我堅鹽媛	小墾田宮	壬子三、八即位	三六	三六、三、七	七		河磯長山田陵
三四	舒明 田村 息長足日廣額尊	押坂彥人 大兄皇子	糠手姬皇女	飛鳥岡本宮 百濟宮	己丑正、四即位	一三	一三、一〇、九	九	皇后寶皇女 (皇極天皇)	大押坂內陵
三五	皇極 寶天豐財重日足 姬尊	茅渟王	吉備姬王	飛鳥板蓋宮	壬寅正、五即位	三	(齊明條) (ヲ見ヨ)	(同上)		
三六	孝德 經皇祖母尊 天萬豐日尊	茅渟王	吉備姬王	難波長柄磯宮	乙巳六、四即位	一〇	白雉 五、一〇、一〇	五	皇后間人皇女	河大坂磯長陵
三七	齊明 (皇極重祚)			飛鳥川原宮 接飛鳥岡本宮	乙卯正、三即位	七	七、七、三四	六		大越智岡上陵
三八	天智 葛城 中大兄 天命開別尊	舒明	皇極天皇	大津宮	辛酉七、臨朝稱制 辰戌正、三即位	一〇	一〇、一三、三	五	皇后倭姬王	山科陵

三九	弘文 伊賀 大友	天智	伊賀采女宅子娘	大津宮	辛未三、五即位 八月	二五	壬申 七、三	二五	皇妃十市皇女	近長等山前陵
四〇	天武 大海人 天渟中原瀛真人	舒明	皇極天皇	飛鳥淨見原宮	癸酉二、七即位	一五	朱鳥 元、九、九	六	皇后持統天皇	大檜隈大內陵
四一	持統 鸕野讚良皇女 高天原廣野姬尊	天智	蘇我遺智娘	飛鳥淨見原宮 藤原宮	(朱鳥元、九、九、 臨朝稱制) 寅庚正、朔即位	一〇	大寶 二、三、三	五		大檜隈大內陵
四二	文武 珂瑠(輕) 天之眞宗豐祖父	草壁皇子 (岡宮天)	元明天皇	藤原宮	丁酉八、朔即位	二	慶雲 四、六、一五	二五	夫人藤宮子娘	大檜隈安古岡上陵
四三	元明 安閑 日本根子天津御代豐國成姬尊	天智	蘇我姪娘	藤原宮	慶雲 四、六、一五 同年七、一七即位	七	養老 五、二、七	六		大奈保山東陵
四四	元正 永高 日本根子高瑞淨足姬尊	草壁皇子 (岡宮天)	元明天皇	平城宮	靈龜 元、九、二即位	九	天平 二〇、四、二	六		大奈保山西陵
四五	聖武 首天 豐櫻彥尊 勝寶感神聖武皇	文武	夫人藤宮子娘	平城宮	神龜 元、三、四即位	三五	天平勝寶 八、五、二	五	皇后藤安宿媛	大佐保山南陵
四六	孝謙 阿倍 高野姬尊 寶字稱德孝謙皇	聖武	皇后藤安宿媛	平城宮	天平勝寶 元、七、二即位	一〇	(稱德條) (ヲ見ヨ)	(同上)		
四七	淳仁 大炊	舍人親王 (崇道盡) 敬皇帝	大夫人當麻山背	平城宮	天平寶字 二、八、朔即位	六	天平神護 元、一〇、三	三	妃栗田諸姉	淡路路陵
四八	稱德 (孝謙重祚)			平城宮	天平寶字 八、一〇、九重祚	五	寶龜 元、八、四	五		大高野陵

代數	天皇	御父	御母	皇居	踐祚即位	御在位	崩御	御壽	后妃	御陵
四九	光仁	白壁 天宗高 紹天皇	贈皇太后 紀 橡姬	平城宮	寶龜 元八、四踐祚 同日、朝即位	天應 元二、三	天應 元二、三	三	皇后井上 內親 夫人高野 新笠	大田原 東陵
五〇	桓武	山部 日本根 子皇統 彌	贈皇太后 高 野新笠	平城宮 平安宮	天應 元四、三即位	大同 元三、七	大同 元三、七	七	皇后藤 乙牟 漏夫人 藤旅子	山柏原 陵
五一	平城	安殿 良帝 日本根 子天推 國	皇后藤 乙牟	大同 元三、七踐祚 同年五、八即位	大同 元三、七踐祚 同年五、八即位	天長 元七、七	天長 元七、七	五	皇后藤 帶子	大楊梅 陵
五二	嵯峨	神野	皇后藤 乙牟	大同 元三、七踐祚 同日、朝即位	大同 元三、七踐祚 同日、朝即位	承和 元九、七、五	承和 元九、七、五	五	皇后橘 嘉智子 (櫻林皇后)	山嵯峨 山上陵
五三	淳和	大伴 日本根 子西院 帝	贈皇太后 藤 旅子	弘仁 元四、六踐祚 同日、七即位	弘仁 元四、六踐祚 同日、七即位	承和 元七、五、八	承和 元七、五、八	五	皇后正 子內親 妃高志 內親王	山大原 野西嶺 上陵
五四	仁明	正良 日本根 子深草 帝	皇太后 橘嘉 智子	天長 元三、六踐祚 同年三、六即位	天長 元三、六踐祚 同年三、六即位	嘉祥 元三、三	嘉祥 元三、三	四	皇后藤 順子 女御藤 澤子	山深草 陵
五五	文德	道康 田邑帝	皇太后 藤順	嘉祥 元三、三踐祚 同年四、七即位	嘉祥 元三、三踐祚 同年四、七即位	天安 元二、八、七	天安 元二、八、七	三	女御藤 明子	山田邑 陵
五六	清和	惟仁 水尾帝	皇太后 藤明	天安 元二、八、七踐祚 同年二、七即位	天安 元二、八、七踐祚 同年二、七即位	元慶 元四、三、四	元慶 元四、三、四	三	女御藤 高子 女御藤 多美子	山水尾 山陵
五七	陽成	貞明	皇太后 藤高	貞觀 元一、三、九踐祚 元正、三即位	貞觀 元一、三、九踐祚 元正、三即位	天曆 元三、九、二九	天曆 元三、九、二九	八	姉子女 王	山神樂 岡東陵

代數	天皇	御父	御母	皇居	踐祚即位	御在位	崩御	御壽	后妃	御陵
五八	光孝	時康 小松帝	贈皇太后 藤 澤子	元慶 元八、二、四踐祚 同日、三即位	元慶 元八、二、四踐祚 同日、三即位	仁和 元三、八、二六	仁和 元三、八、二六	三	女御班 子女王	山後田 邑陵
五九	宇多	定省 空理 金剛覺 亭子院	皇太后 班子 女王	仁和 元三、八、二六踐祚 同年一、二、七即位	仁和 元三、八、二六踐祚 同年一、二、七即位	承平 元七、七、九	承平 元七、七、九	五	中宮藤 溫子 女御藤 胤子	山大內 山陵
六〇	醍醐	維城 金剛寶 後山科 帝	贈皇太后 藤 胤子	寬平 元九、七、三踐祚 同日、三即位	寬平 元九、七、三踐祚 同日、三即位	延長 元八、九、二九	延長 元八、九、二九	四	皇后藤 穩子 妃爲子 內親王	山後山 科陵
六一	朱雀	寬明 佛陀壽	皇太后 藤穩	延長 元八、九、三踐祚 同年一、二、二即位	延長 元八、九、三踐祚 同年一、二、二即位	天曆 元六、八、一五	天曆 元六、八、一五	六	女御照 子女王 女御藤 慶子	山醍醐 陵
六二	村上	成明 覺貞	皇太后 藤穩	天慶 元九、四、二〇踐祚 同日、二八即位	天慶 元九、四、二〇踐祚 同日、二八即位	康保 元四、五、二五	康保 元四、五、二五	四	皇后藤 安子 女御藤 芳子女 王 更衣源 計子	山村上 陵
六三	冷泉	憲平	皇后藤 安子	康保 元四、五、二五踐祚 同年一、〇、一即位	康保 元四、五、二五踐祚 同年一、〇、一即位	寬弘 元八、一〇、二四	寬弘 元八、一〇、二四	六	皇后昌 子內親 女御藤 懷子 女御藤 超子	山櫻本 陵
六四	圓融	守平 金剛法	皇后藤 安子	安和 元二、八、一三踐祚 同年九、三即位	安和 元二、八、一三踐祚 同年九、三即位	正曆 元二、二、三	正曆 元二、二、三	三	皇后藤 嬪子 女御藤 道子	山後村 上陵
六五	花山	師貞 入覺	贈皇太后 藤 懷子	永觀 元二、八、二七踐祚 同年一、〇、一〇即位	永觀 元二、八、二七踐祚 同年一、〇、一〇即位	寬弘 元五、二、八	寬弘 元五、二、八	四	女御藤 祇子	山紙屋 川上陵
六六	一條	懷仁 特進覺	東三條 院藤 詮子	寬和 元二、六、二三踐祚 同年七、三即位	寬和 元二、六、二三踐祚 同年七、三即位	寬弘 元八、六、三	寬弘 元八、六、三	三	皇后藤 定子 中宮藤 彰子	山圓融 寺北陵

代數	天皇	御父	御母	皇居	踐祚即位	御在位	崩御	御壽	后妃	御陵
六七三	條居貞	冷泉	贈皇太后藤超子	寬弘八年六月三踐祚 同年十月六即位	五元寬仁 元五、九	三	中宮藤妍子 皇后藤媛子	城北山陵		
六八後一條	敦成	一條	上東門院藤彰子	長和元年正月二十九踐祚 同年三月七即位	二〇長元 九、四、七	二九	中宮藤成子	城山善提樹院陵		
六九後朱雀	敦良	一條	上東門院藤彰子	長元九年四月十七踐祚 同年七月十即位	九寬德 二、正、一八	三七	中宮藤生子 女御藤延子	城山圓乘寺陵		
七〇後冷泉	親仁	後朱雀	贈皇太后藤嬉子	寬德二年正月十六踐祚 同年四月八即位	三治曆 四、四、一九	四	中宮藤寬子 女御藤歡子	城山圓教寺陵		
七一後三條	尊仁 金剛行	後朱雀	陽明門院禎子內親王	治曆四年四月九踐祚 同年七月二即位	四延久 五、五、七	四〇	中宮藤賢子 女御藤基子	城山圓宗寺陵		
七二白河	貞仁 融觀 六	後三條	贈皇太后藤茂子	延久四年三月八踐祚 同月二十九即位	二大治 四、七、七	七	中宮藤賢子 女御藤道子	城山成善提院陵		
七三堀河	善仁	白河	贈皇太后藤藤賢子	應德二年二月二十六踐祚 同年三月九即位	三嘉承 二、七、九	二九	中宮篤子內親 女御藤茨子	城山後圓教寺陵		
七四鳥羽	宗仁 空覺	堀河	贈皇太后藤茨子	嘉承二年七月九踐祚 同年三月初即位	一六保元 元、七、二	四	中宮藤聖子 皇后藤得子	城山安樂壽院陵		

七五崇德	顯仁 讀岐院	鳥羽	特賢門院藤璋子	保安四年正月二十八踐祚 同年二月九即位	一八長寬 二、八、二六	四	中宮藤聖子	城山白峯陵
七六近衛	體仁	鳥羽	美福門院藤得子	永治元年二月七踐祚 同月二十七即位	一四久壽 二、七、三三	二七	皇后藤多子 中宮藤呈子	城山安樂壽院南
七七後白河	雅仁 行真	鳥羽	特賢門院藤璋子	久壽二年七月二十四踐祚 同年十月二十六即位	三建久 三、三、三三	六	皇后藤平滋子 女御藤源子 女御藤源子	城山法住寺陵 (法華堂)
七八二條	守仁	後白河	贈皇太后源懿子	保元三年八月二踐祚 同年十二月二即位	七永萬 元、七、二八	三	中宮藤育子	城山香隆寺陵
七九六條	順仁	二條	伊伎氏	永萬元年六月二十五踐祚 同年七月七即位	三安元 二、七、二七	三	中宮藤呈子	城山清閑寺陵
八〇高倉	憲仁	後白河	建春門院平滋子	仁安三年三月十九踐祚 同年三月三十即位	三養和 元、正、一四	二	中宮平德子	城山後清閑寺陵 (法華堂)
八一安徳	言仁	高倉	建禮門院平德子	治承四年二月三踐祚 同年四月三即位	五壽永 四、三、二四	八	中宮宜秋門院藤任子 承明門院源在子 承明門院藤重子	城山大原陵 (隱岐海士村陵)
八二後鳥羽	尊成 良然 顯德院	高倉	七條院藤殖子	壽永二年八月三踐祚 元曆元七月二十八即位	一五延應 元、二、三三	六	中宮宜秋門院藤任子 承明門院源在子 承明門院藤重子	城山大原陵 (隱岐海士村陵)
八三土御門	爲仁 土佐院	後鳥羽	承明門院源在子	建久九年正月二踐祚 同年三月三即位	三寬喜 三、一〇、一一	七	中宮陰明門院藤麗子	城山金原陵 (阿波池谷村陵)

代數	天	皇	御父	御母	皇居	踐祚即位	御在位	崩御	御壽后	妃	御陵
九七	後村上	義良 憲良	後醍醐	新待賢門院 藤原子	吉野行宮 賀名生行宮 住吉行宮 天野行宮	延元 四年八月五日踐祚 同年十月五日即位	正平 三年三月二日	正平 六年六月四日又六日	女御嘉喜門院 藤原氏	河檜尾陵	
光	北朝 明	豐仁 眞常惠	後伏見	廣義門院 藤原子	元弘 元年八月五日踐祚 同三年三月三日即位	天授 六年六月四日又六日	正平 六年六月四日又六日	壽子內親王	丹波山國陵		
九八	長慶	寬成 覺理	後村上		住吉行宮	正平 三年三月二日	應永 元年八月朔	中宮某氏			
九八	後龜山	照成 金剛心 大覺寺殿	後村上	嘉喜門院 藤原子	吉野行宮	弘和 三年三月三日踐祚	應永 三年三月三日	女御某氏	山崎小倉陵		
北朝 後光嚴	彌仁 光融	光嚴	陽祿門院 藤原子		正平 七年八月七日踐祚 同八年二月七日即位	文中 三年三月三日	文中 三年三月三日	典侍崇賢門院 藤原子	山深草北陵 (法華堂)		
北朝 後醍醐	益仁 勝圓心	光嚴	陽祿門院 藤原子		同 三年三月三日	應永 三年三月三日	文中 三年三月三日	女御藤原氏	山深草北陵 (法華堂)		
北朝 後圓融	緒仁 光淨	後光嚴	崇賢門院 藤原子		建德 三年三月三日踐祚 文中 三年三月三日即位	文中 三年三月三日	文中 三年三月三日	通陽門院 藤原子	山深草北陵 (法華堂)		

一〇〇	後小松	幹仁 素行智	後圓融	通陽門院 藤原子		弘和 二年四月二日踐祚 同年二月六日即位	永享 五年十月二日	光範門院 藤原子	山深草北陵
一〇一	稱光	實仁 躬仁 大實壽	後小松	光範門院 藤原子		應永 元年八月二日踐祚 同二年二月九日即位	正長 元年七月二日	紀伊局	山深草北陵
一〇二	後花園	彥仁 圓滿智 後文德院	後小松 (御猶子) 後崇光 (後皇子)	源幸子 養母光範門院 藤原子		正長 元年七月二日踐祚 元享 二年二月九日即位	文明 三年三月二日	嘉樂門院 藤原子	波丹後山國陵
一〇三	後土御門	成仁 正等親	後花園	嘉樂門院 藤原信子		寬正 元年七月九日踐祚 同二年二月九日即位	明應 六年九月九日	大典侍源朝子 藤原子	山深草北陵
一〇四	後柏原	勝仁	後土御門	贈皇太后朝 子		明應 六年九月九日踐祚 大永 元年三月三日即位	大永 六年六月四日	大典侍豐樂門院 藤原子	山深草北陵
一〇五	後奈良	知仁	後柏原	豐樂門院 藤原子		大永 元年三月三日踐祚 天文 元年二月六日即位	弘治 三年三月九日	吉德門院 藤原子	山深草北陵
一〇六	正親町	方仁	後奈良	吉德門院 贈皇太后榮子		弘治 三年三月九日踐祚 永祿 三年三月二日即位	文祿 二年三月五日	典侍藤房子	山深草北陵

代數	天皇	皇	御父	御母	皇居	踐祚即位	御在位	崩御	御壽后	妃	御陵
一〇七	後陽成	和仁 周仁	正親町 御猶子 皇孫 陽光院	新上東門院 藤晴子		天正 一四、二、七踐祚 同月、二五即位	元和 三、八、二六		女御 中和門院 藤前子		城山 深草北陵
一〇八	後水尾	政仁 圓淨	後陽成	中和門院 藤前子		慶長 一六、三、二七踐祚 同年、四、二二即位	延寶 八、八、一九		中宮東福門院 源和子 壬生院藤光 逢春門院藤隆 子 新廣義門院藤國子		城山 月輪陵
一〇九	明正	興子	後水尾	東福門院 源和子		寬永 六、二、一八踐祚 同、七、九、二即位	元祿 九、二、一〇				城山 月輪陵
一一〇	後光明	紹仁	後水尾	壬生院藤光 子 院源和子		寬永 一〇、〇、三踐祚 同、二、二二即位	承應 三、九、一〇		大典侍源秀子		城山 月輪陵
一一一	後西良仁		後水尾	逢春門院 藤隆子 院源和子		承應 三、二、一八踐祚 明曆 二、正、三即位	貞享 三、二、三		女御明子女王		城山 月輪陵
一一二	靈元	識仁 素淨	後光明 御猶子 皇孫 後水尾	新廣義門院 藤國子 院源和子		寬文 三、正、二六踐祚 同年、四、二七即位	享保 一、七、八、六		中宮新上西門院 藤房子 典侍敬法門院 藤宗子		城山 月輪陵
一一三	東山朝仁		靈元	院源和子 院藤新上西		貞享 四、三、二踐祚 同年、四、二六即位	寶永 六、二、二七		中宮承秋門院 幸子女王 典侍新崇賢門院 藤賀子		城山 月輪陵

代數	天皇	皇	御父	御母	皇居	踐祚即位	御在位	崩御	御壽后	妃	御陵
一一四	中御門	慶仁	東山	新崇賢門院 藤賀子 院幸子女王		寶永 六、六、三踐祚 七、二、二即位	元文 二、四、二		女御新中和門院 藤尙子		城山 月輪陵
一一五	櫻町	昭仁	中御門	新中和門院 尙子		享保 三、〇、三踐祚 同年、二、三即位	寬延 三、四、三		女御青綺門院 藤尙子 典侍開明門院 藤定子		城山 月輪陵
一一六	桃園	遐仁	櫻町	開明門院 定子 院皇太后藤舍子		延享 四、五、二踐祚 同年、九、三即位	寶曆 一、二、七、二		中宮恭禮門院 藤富子		城山 月輪陵
一一七	後櫻町	智子	櫻町	青綺門院 皇太后藤舍子		寶曆 一、二、七踐祚 同、三、二七即位	文化 二、〇、三				城山 月輪陵
一一八	後桃園	英仁	桃園	恭禮門院 藤富子		明和 七、二、一四踐祚 同、八、四、二六即位	安永 八、二、九		女御盛化門院 藤稚子		城山 月輪陵
一一九	光格	兼仁 師仁	後桃園 御猶子 皇孫 慶光院	橋替代子 養母盛化門院 皇太后藤稚子		安永 八、二、二五踐祚 同、九、三、四即位	天保 一、二、二、九		中宮新清和院 欣子 典侍東親王 藤子		城山 後月輪陵
一二〇	仁孝	惠仁 寬宮	光格	東宮極院 藤新清和 院養母新清和 院欣子內親		文化 一、四、三踐祚 同年、九、三即位	弘化 三、正、二六		女御新皇嘉門院 藤新朝平門院 院藤新朝平門院 典侍新賢門院 藤雅子		城山 後月輪陵

代數	天	皇	御父	御母	皇居	踐祚即位	御在位	崩御	御壽后	妃	御陵
一一一	孝	明統仁	熙宮	仁孝	新待賢門院 藤雅子 養母新朝平 門院皇太后 藤祇子	弘化 三、二、三踐祚 同、九、三即位	三 慶應 三、三、三	三、三、三	云女御九條夙子	山後月輪東山 城陵	山後月輪東山 城陵
一二二	明	治睦仁	祐宮	孝明	中山慶子	慶應 三、正、九踐祚 明治 元、八、七即位	四 明治 四、五、七、三〇	六	皇后一條美子	山伏見桃山陵	山伏見桃山陵
一二三	大	正嘉仁	明宮	明治	柳原愛子	大正 元、七、三〇踐祚 同、一、一〇即位	二 大正 一、五、三、三	四	皇后九條節子	武多摩陵	武多摩陵
一二四	今	上裕仁	迪宮	大正	皇太后九條 節子	昭和 元、三、三踐祚 同、一、一〇即位			皇后良子女王		

○女院一覽

女院號	御名	御父	御母	年院號宣月	崩御年月	の院號資格前
安嘉門院	邦子內親王	後高倉院	藤原陳子	元仁元、八	弘安六、九	後堀河准母
安喜門院	藤原有子	三條公房	藤原修子	安貞元、二	弘安九、二	後堀河皇后
郁芳門院	媯子內親王	白河天皇	藤原賢子	寬治七、正	永長元、八	堀河准母
今出河門院	藤原嬉子	西園寺公相	師朝女三條局	文永五、三	文保二、四	龜山中宮
殿富門院	亮子內親王	後白河天皇	藤原成子	文治三、六	建保四、四	安德、後鳥羽准母
陰明門院	藤原麗子	大炊御門賴實	藤原隆子	承元四、三	寬元元、九	土御門中宮
永安門院	穰子內親王	順德天皇	坊門信清女	建長三、二	弘安二、二	准三宮
永嘉門院	瑞子女王	宗尊親王	堀河具教女	乾元元、正	元德元、八	准三宮
永福門院	藤原鐙子	西園寺實兼	中院顯子	永仁六、八	興國三、五	伏見中宮
永陽門院	久子內親王	後深草天皇	藤原愷子	永仁二、二	正平元、四	准三宮
延政門院	悅子內親王	後嵯峨天皇	藤原公子	弘安七、二	元弘二、二	准三宮
延明門院	延子內親王	伏見天皇	藤原季子	正和四、二		准三宮
大宮	藤原姞子	西園寺實氏	四條貞子	寶治二、六	正應五、九	後嵯峨中宮
正親町院	覺子內親王	土御門天皇	源通子	寬元元、六	弘安八、八	准三宮
嘉喜門院	(藤原勝子)	(坊門經忠)				後村上女御
嘉陽門院	禮子內親王	後鳥羽天皇	坊門信清女	建保二、六	文永二〇、八	准三宮

女院號	御名	御父	御母	院號宣月	崩御年月	院號資格
高陽門院	藤原泰子	藤原忠實	源師子	保延五、七	久壽二、三	鳥羽皇后
嘉樂門院	藤原信子	藤原孝長		文明三、七	長享二、四	後花園後宮
開明門院	藤原定子	姉小路實武		寶曆三、二	寬政元、九	櫻町後宮
徽安門院	壽子內親王	花園天皇	藤原實子	延元二、二	正平三、四	光嚴妃
宜秋門院	藤原任子	九條兼實	藤原兼子	正治二、六	曆仁元、三	後高倉院妃
北白河院	藤原陳子	持明院基家	平頼盛女	貞應元、七	曆仁元、一〇	後高倉院妃
北山院	藤原康子	日野資康		應永四、三	應永六、二	後小松准母
吉德門院	藤原榮子	萬里小路賢房			大永二、一〇	後奈良後宮
京極門院	藤原信子	洞院實雄	藤原榮子	文永九、八	文永九、八	龜山皇后
恭禮門院	藤原富子	一條兼香	飛鳥井雅豐女	明和八、七	寬政七、二	桃園女御
九條門院	藤原呈子	藤原忠通	藤原顯隆女	仁安三、三	安元二、九	近衛中宮
敬法門院	藤原宗子	松木宗條	河崎秀子	正德元、三	享保七、八	靈元後宮
月華門院	綜子內親王	後嵯峨天皇	藤原結子	弘長三、七	文永六、三	准三宮
建春門院	平滋子	平時信	藤原祐子	嘉應元、四	安元二、七	後白河女御
建禮門院	平德子	平清盛	平時子	養和元、二	建保元、三	高倉中宮
顯親門院	藤原季子	洞院實雄	實茂能直女但馬局	嘉曆元、二	延元元、二	伏見後宮
玄輝門院	藤原信子	洞院實雄	四條殿子	正應元、三	元德元、八	後深草後宮
五條門院	惲子內親王	後嵯峨天皇	藤原季時女刑部卿局	正應二、三	永仁二、二	准三宮
後京極院	(禮成門院ヲ見ヨ)					

女院號	御名	御父	御母	院號宣月	崩御年月	院號資格
光範門院	藤原資子	日野資國	藤原宗子	應永三、七	永享三、九	後小松後宮
皇嘉門院	藤原聖子	藤原忠通	藤原兼子	久安六、二	養和元、三	崇徳中宮
廣華門院	藤原寧子	西園寺公衡	藤原兼子	延慶二、正	正平三、閏七	後伏見女御
西華門院	源基子	堀河具守	平親繼女	延慶元、三	正平一〇、八	後宇多後宮
朔平門院	璿子內親王	伏見天皇	藤原季子	延慶二、六	延慶三、一〇	准三宮
式乾門院	利子內親王	後高倉院	藤原陳子	延應元、二	建長三、正	四條准母
七條門院	藤原殖子	坊門信隆	藤原休子	建久元、四	安貞二、九	高倉後宮
壽成門院	棟子內親王	後二條天皇	平棟俊女勾當内侍	元應二、八		准三宮
春華門院	昇子內親王	後鳥羽天皇	藤原任子	承元三、四	建曆元、二	順徳准母
承秋門院	幸子女王	有栖川幸仁親王	家女房某氏	寶永七、三	享保五、二	東山中宮
承明門院	源在子	久我通親	藤原範子	建仁二、正	正嘉元、七	後鳥羽後宮
昭訓門院	藤原瑛子	西園寺實兼	中院顯子	正安三、三	延元元、六	龜山後宮
昭慶門院	憲子內親王	龜山天皇	藤原雅子	永仁四、八	正中元、三	准三宮
章義門院	譽子內親王	伏見天皇	藤原英子	德治二、六	延元元、一〇	准三宮
章善門院	永子內親王	後深草天皇	藤原房子	延慶二、二	延元三、五	准三宮
章德門院	瑣子內親王	後伏見天皇	藤原守子	延元元、四		准三宮
上西門院	統子內親王	鳥羽天皇	藤原璋子	平治元、二	文治五、七	後白河准母
上東門院	藤原彰子	藤原道長	源倫子	萬壽三、正	承保元、一〇	一條中宮
神仙門院	體子內親王	後堀河天皇	藤原家行女	康元元、二	正安三、二	准三宮
新皇嘉門院	藤原繁子	鷹司政熙	豐岡斐子	文政六、四追贈	文政六、四	仁孝女御
新廣義門院	藤原基子	園基音	谷衛長女	延寶五、七追贈	延寶五、七	後水尾後宮

女院號	御名	御父	御母	院號宣月	崩御年月	院號以格
新朔平門院	藤原祺子	鷹司政照	豐岡斐子	弘化四、二〇	弘化四、二〇	仁孝女御
新上西門院	藤原房子	鷹司教平	冷泉爲滿女	貞享四、三	正德二、四	靈元中宮
新上東門院	藤原晴子	勸修寺晴右	栗屋元子	慶長五、三	元和六、二	陽光院妃
新崇賢門院	藤原賀子	楠笥隆賀	西洞院時成女	寶永七、三退贈	寶永六、三	東山後宮
新清和院	欣子內親王	後桃園天皇	藤原維子	天保三、四正	弘化三、六	光格中宮
新宣陽門院	(憲子內親王)	後村上天皇	(北畠顯子)			
新待賢門院	藤原廉子	阿野公廉		正平六、三	正平四、四	後醍醐後宮
新待賢門院	藤原雅子	正親町實光	四辻千榮子	嘉永三、二	安政三、七	仁孝後宮
新中和門院	藤原尙子	近衛家照	町尻量子	享保五、正退贈	享保五、正	中御門女御
新室町院	珣子內親王	後伏見天皇	西園寺寧子	延元二、正	延元二、五	後醍醐中宮
新陽明門院	藤原位子	近衛基平	少將通能女	建治元、三	永仁四、正	龜山女御
修明門院	藤原重子	高倉範季	平教子	承元元、六	文永元、八	後鳥羽後宮
崇賢門院	藤原仲子	廣橋兼綱		弘和三、四	應永三、五	後光嚴後宮
崇明門院	祺子內親王	後宇多天皇	掄子女王	元弘元、同元 元正、延元三、四復		邦良親王妃
青綺門院	藤原舍子	二條吉忠	前田利子	寬延三、六	寬政二、正	櫻町女御
盛化門院	藤原維子	近衛內前	吉田良俱養女	天明三、二〇	天明三、二〇	後桃園女御
仙華門院	曦子內親王	土御門天皇	源有雅女	建長三、三	弘長二、八	後嵯峨准母
宣光門院	藤原實子	正親町實明	三條公實女	延元三、四	正平五、九	花園後宮
宣仁門院	藤原彦子	九條教實	藤原嘉子	寬元元、二	弘長二、正	四條女御

女院號	御名	御父	御母	院號宣月	崩御年月	院號以格
宣政門院	惟子內親王	後醍醐天皇	藤原禧子	建武二、二	正平七、五	光嚴後宮
宣陽門院	觀子內親王	後白河天皇	高階榮子	建久二、六	建長四、六	准三宮
藤登門院	藤原尊子	九條道家	西園寺掄子	天福元、四	天福元、九	後堀河中宮
待賢門院	藤原璋子	藤原公實	藤原光子	天治元、二	久安元、八	鳥羽中宮
高松院	姝子內親王	鳥羽天皇	藤原得子	應保三、二	安元二、六	二條中宮
鷹司院	藤原長子	近衛家實	藤原季信女	寬喜元、四	建治元、二	後堀河中宮
達智門院	擘子內親王	後宇多天皇	藤原忠子	元應元、二	正平三、二	尊稱皇后
談天門院	藤原忠子	五辻忠繼	平高輔女帥局	文保二、四	元應元、二	後宇多後宮
中和門院	藤原前子	近衛前久		元和六、六	寬永七、七	後陽成女御
長樂門院	藤原忻子	德大寺公孝	三條喜子	延慶三、三	正平七、二	後二條中宮
通陽門院	藤原殿子	三條公忠		應永三、七	應永三、三	後圓融後宮
東一條院	藤原立子	九條良經	藤原能保女	貞應元、三	寶治元、二	順德中宮
東京極院	藤原精子	勸修寺經逸	池田仲庸女	弘化元、二退贈	天保四、三	光格後宮
東三條院	藤原詮子	藤原兼家	藤原時姬	正曆二、九	長保三、四三	圓融女御
東二條院	藤原公子	西園寺實氏	四條貞子	正元元、三	嘉元二、正	後深草中宮
東福門院	源和子	德川秀忠	淺井德子	寬永六、二	延寶六、六	後水尾中宮
二條院	章子內親王	後一條天皇	藤原威子	承保元、六	長治二、九	後冷泉中宮
八條院	璋子內親王	鳥羽天皇	藤原得子	應保元、三	建曆元、六	二條准母
萬秋門院	藤原項子	一條實經	平成使女中納言典侍	元應二、二	延元三、三	後二條後宮
美福門院	藤原得子	藤原長實	源方子	久安五、八	永曆元、二	鳥羽皇后
敷政門院	源幸子	庭田經有	飛鳥井雅冬女	文安五、三	文安五、四	後崇光院妃

女院號	御名	御父	御母	院號宣月	崩御年月	院號以前御資格
豐樂門院	藤原藤子	勳修寺教秀	飛鳥井雅永女	天文四、正	天文四、正	後柏原後宮
逢春門院	藤原隆子	楠筒隆致		貞享二、五退隱	貞享二、五	後水尾後宮
坊門院	範子內親王	高倉天皇	藤原成範女	建永元、九	承元四、四	土御門准母
壬生院	藤原光子	圓基任		承應三、八	明曆二、二	後水尾後宮
室町院	暉子內親王	後堀河天皇	藤原家行女	寬元元、三	正安二、五	准三宮
明義門院	誦子內親王	順德天皇	藤原立子	嘉祿二、三	寬元元、三	准三宮
進義門院	始子內親王	後深草天皇	藤原公子	正應四、八	德治二、七	後宇多准母
陽德門院	媛子內親王	後深草天皇	藤原相子	乾元元、三	正平七、八	准三宮
陽明門院	禎子內親王	三條天皇	藤原妍子	延久元、二	嘉保元、正	後朱雀皇后
陽祿門院	藤原秀子	正親町公秀		正平七、二〇	正平七、二	光嚴後宮
禮成門院	藤原禰子	西園寺實兼	藤原孝子	元弘一、一五	元弘三、一〇	後醍醐中宮
禮成門院	孝子內親王	後光明天皇	小一條局庭田秀子	享保一〇、六	享保一〇、六	准三宮
和德門院	義子內親王	仲恭天皇	法印性慶女	弘長元、三	正應二、三	准三宮

○武家一覽

姓氏	父	母	小及別名	官位	就職	遷職	致年	年齡	別法名及	養
源賴朝	清和源氏左馬頭源義朝(三男)	藤原氏	鬼武者	右兵衛佐、正二位、權大納言、右大將、征夷大將軍	建久三、七、三	正治元、三、三	正治元、三、三	三		平政子
源賴家	賴朝(長男)	從二位平政子	高壽	左衛門督、從二位、征夷大將軍	建久三、七、三	建仁三、八、三	元久元、七、八	三		比企氏(判官藤原)
源實朝	賴朝(二男)	從二位平政子	千壽	征夷大將軍、正二位、右大臣、左大將	建仁三、九、七	正承久元、三、七	正承久元、三、七	三		藤原氏(坊門信)
平政子	桓武平氏北條時政(長女)			從二位	承久元、七、九		嘉祿元、七、二	六	充如實	
藤原賴經	關白九條道家(四男)	准三后藤原掄子	三實	征夷大將軍、正二位、檢非違使別當、權大納言	嘉祿三、一、三	寬元三、四、三	康元元、八、二	元	元行智	竹御所(源賴)
藤原賴嗣	賴經(男)	藤原氏(樋口中納言)		征夷大將軍、從三位、左中將	寬元三、四、三	建長三、二、三	康元元、九、三	六		平氏(權皮賴時女)
宗尊親王	後嵯峨帝(第一皇子)	准后平棟子		一品、征夷大將軍	建長三、四、一	文永三、七、二	文永二、八、一	三	三覺惠	藤原幸子
惟康親王	宗尊親王(王子)賜源姓	藤原幸子		征夷大將軍、正二位、權中納言、右大將、一品	文永三、七、二	正應三、九、一	嘉祿元、一〇、三	六		

姓氏	父	母	小別名	官位	就職	罷職	歿年	年齡	別法名及號	妻
久明親王	後深草帝(第二皇太子)	從二位藤原房子		一品, 征夷大將軍	正應元 九二	延慶元 八八	嘉曆元 一〇一	五		王氏(惟康親王女)
守邦親王	久明親王(王子)	惟康親王女		二品, 征夷大將軍	延慶元 八〇	元弘三 五三	元弘三 八六	三		
北條時政	桓武平氏四郎大夫時家(男)	仲氏(伊豆掾爲房女)	四郎	從五位下, 遠江守	建仁三 九三	元久二 七二〇	正建保 八六	六	明盛 願成就院	後妻牧氏
北條義時	時政(二男)		江間小四郎	從四位下, 右京權大夫, 陸奥守, 相模守	元久二 七二〇	元仁元 六三	元仁元 六三	三	觀海 東勝院	後妻藤原氏(伊賀守朝光女)
北條時宗	時政(二男)		江間剛太郎	正四位下, 武藏守, 左京權大夫	元仁元 六三	仁治三 九三	仁治三 九三	六	觀阿 常樂寺	三浦氏(矢部權尼平義村女)
北條時賴	時政(二男)		江間剛太郎	正五位下, 武藏守	仁治三 九三	寬元四 九一	寬元四 九一	三	安樂 蓮華寺	宇都宮氏(藤原賴朝女)
北條經時	修理亮時氏(男)	安達氏(松平藤原景盛女)	藤原景盛	正五位下, 相模守	寬元四 九一	康元三 二二	弘長三 二二	三	道崇 了坊, 最學	毛利氏(大江季光女)
北條貞時	時宗(男)	安達氏	幸壽	從四位上, 相模守	弘安七 七四	正安三 八三	應長元 〇六	四	道果 法光寺	安達氏(藤原泰盛女)
北條師時	武藏守宗政(男)	北條氏(右京權大夫政村女)	武藏四郎	相模守, 從四位下	正安三 八三	應長元 九三	應長元 九三	三	崇演 最勝園寺	大寶氏(藤原泰宗女)

姓氏	父	母	小別名	官位	就職	罷職	歿年	年齡	別法名及號	妻
北條高時	貞時(男)	大寶氏	成壽	正五位下, 相模守	正和五 七一〇	嘉曆元 三三	元弘三 五三	三	崇鑑 日輪寺	安達氏(藤原時顯女)
北條守時	赤橋越後守久時(長男)高時養子			相模守, 從四位下	嘉曆元 二四	元弘三 五三			道本 慈光院	
足利藤氏	清和源氏讚岐守貞氏(長男)	從三位藤原清子(上杉賴重女)	又太郎高氏	治部大輔, 領守府將軍, 武藏守, 權大納言, 正二位, 征夷大將軍, 贈從一位左大臣	建武二 八二	延文三 四三	延文三 四三	三	仁山 妙義等持院	赤橋氏(平久時女)
足利義詮	尊氏(長男)	贈從一位平登子	千壽王	征夷大將軍, 正二位, 權大納言, 贈從一位左大臣	延文三 三八		貞治七 七六	六	瑞山 道權寶鏡院	從一位源幸子(滋川義季女)
足利義滿	義詮(長男)	從一位紀良子(石清水善法寺通濟女)	春王	征夷大將軍, 馬寮御監, 院別當, 淨和學兩院別當, 源氏長者, 准三后, 太政大臣, 從一位	應安元 三〇	應永元 三七	應永五 六五	五	天山 道有, 道義, 北山殿	從一位藤原榮子(權大納言時光女), 後妻從二位准后藤原康子(鳥丸實康女)
足利義持	義滿(男)	贈從一位藤原慶子(三實院坊官安藤法眼女)		征夷大將軍, 從一位, 內大臣, 馬寮御監, 兩院別當, 源氏長者, 贈太政大臣	應永元 三七	應永三 三九	正長元 六八	三	顯山 道詮勝定院	從一位藤原榮子(權大納言實康女)
足利義量	義持(男)	從一位藤原榮子		右中將, 征夷大將軍, 參議, 正四位下, 贈從一位左大臣	應永三 三八	應永三 三九	應永三 三九	三	榮山 道基長得院	
足利義教	義滿(四男)	贈從一位藤原慶子	義圓	征夷大將軍, 從一位, 左大臣, 殿上, 院別當, 御監, 兩院別當, 源氏長者, 贈太政大臣	永享元 三五	嘉吉元 六二	嘉吉元 六二	八	善山 道惠普廣院	觀智院(義松重光女), 後妻藤原尹子(藤原公賴女), 側室從一位藤原重子(義松重光女)
足利義勝	義教(長男)	從一位藤原重子		征夷大將軍, 從四位下, 贈從一位左大臣	嘉吉三 七二	嘉吉三 七二	嘉吉三 七二	一〇	榮山 道春慶雲院	

領地	姓	名	領地高	領地	姓	名	領地高	領地	姓	名	領地高	領地	姓	名	領地高	領地	姓	名	領地高	家格	外譜	家三	
日向	伊東	祐慶	老,000	宇土	細川	興壽	三,000	宇土	細川	立之	三,000	宇土	細川	行真	三,000	宇土	細川	行真	三,000	柳間	子	外	陣
延岡	有馬	直純	老,000	延岡	伊東	祐永	三,000	延岡	伊東	祐政	三,000	延岡	伊東	祐政	三,000	延岡	伊東	祐政	三,000	柳間	子	外	陣
高鍋	秋月	種春	三,000	高鍋	秋月	種弘	三,000	高鍋	秋月	種茂	三,000	高鍋	秋月	種茂	三,000	高鍋	秋月	種茂	三,000	柳間	子	外	陣
佐土原	島津	忠興	三,000	佐土原	島津	忠就	三,000	佐土原	島津	忠持	三,000	佐土原	島津	忠寬	三,000	佐土原	島津	忠寬	三,000	柳間	子	外	陣
鹿兒島	島津	家久	三,000	鹿兒島	島津	繼豐	三,000	鹿兒島	島津	齊興	三,000	鹿兒島	島津	茂久	三,000	鹿兒島	島津	茂久	三,000	柳間	子	外	陣
府中	宗	義智	100,000	府中	宗	方隆	100,000	府中	宗	義達	100,000	府中	宗	義達	100,000	府中	宗	義達	100,000	柳間	子	外	陣
松前	松前	邦廣	100,000	松前	松前	邦廣	100,000	松前	松前	邦廣	100,000	松前	松前	邦廣	100,000	松前	松前	邦廣	100,000	柳間	子	外	陣
德川	茂榮		100,000	德川	慶親		100,000	德川	慶親		100,000	德川	慶親		100,000	德川	慶親		100,000	柳間	子	外	陣

○江戸幕府重職一覽

○若年寄

補職年月	轉免年月	人	補職年月	轉免年月	人
寛永五、六、二	寛永七、五、七	堀田加賀守正盛	寛文五、三、三	寛文二、二、四	永井伊賀守尙庸
寛永五、二、二四	寛永九、二、一八	松平伊豆守信綱	延寶七、七、一〇	延寶七、七、一〇	堀田備中守正俊
寛永五、二、二四	寛永二〇、三、二六	阿部豊後守忠秋	延寶七、七、一〇	天和二、三、二五	石川美作守乘政
寛永九、二、二	寛永二五、二、七	酒井備後守忠朝	天和二、三、三	天和二、三、三	堀田對馬守正英
寛永一〇、三、二六	寛永二五、二、七	太田備中守資宗	天和二、三、三	天和二、三、三	堀田對馬守正英
寛永一〇、三、二六	寛永二五、二、七	阿部對馬守重次	天和二、三、三	天和二、三、三	堀田對馬守正英
寛永一〇、三、二六	寛永二五、二、七	三浦志摩守正次	天和二、三、三	天和二、三、三	堀田對馬守正英
寛永一〇、三、二六	寛永二五、二、七	土井遠江守利隆	天和二、三、三	天和二、三、三	堀田對馬守正英
寛永一〇、三、二六	寛永二五、二、七	朽木民部少輔種綱	天和二、三、三	天和二、三、三	堀田對馬守正英
寛永一〇、三、二六	寛永二五、二、七	久世大和守廣之	天和二、三、三	天和二、三、三	堀田對馬守正英
寛文二、二、三	寛文三、八、一五	土屋但馬守數直	元祿二、二、二	元祿二、二、二	三浦壹岐守朋敬
寛文二、二、三	寛文三、三、三	土井能登守利房	元祿二、二、二	元祿二、二、二	山内大膳亮直久
寛文三、八、一六	延寶七、七、一〇		元祿二、二、二	元祿二、二、二	松平安房守信孝

補職年月	轉免年月	人	名	補職年月	轉免年月	人	名
元祿三、七、一〇	元祿七、四、三三	内藤右近大夫	政親	享保一九、九、三五	延享二、五、一	西尾隱岐守	忠尙
元祿七、二、一九	元祿九、三、一八	松平彈正忠正	久	享保二〇、九、五	寶曆二〇、四、一	板倉伊豫守	勝清
元祿七、一〇、一〇	正徳元、二	加藤佐渡守	明英	延享二、九、一	延享五、六、二五	水野壹岐守	忠定
元祿九、三、三八	元祿三、七、三三	米倉丹後守	昌尹	延享二、二、二七	寛延四、七、二二	堀田出羽守	正陳
元祿三、七、三八	寶永元、九、二七	本多紀伊守	正永	延享五、七、一	明和四、一〇、五	小出伊勢守	英智
元祿三、一〇、一	寶永六、九、二六	稻垣對馬守	重富	寛延元、二、二	寛延四、七、二二	小堀和泉守	政岑
元祿二、一〇、六	寶永二、九、三二	井上大和守	正岑	寛延元、二、二	明和五、二、九	松平宮内少輔	忠恆
寶永二、九、二二	正徳三、八、三	久世大和守	重之	寶曆四、三、一	寶曆六、五、三	大岡出雲守	忠光
寶永六、一、一〇	正徳元、六、三	永井伊賀守	直敬	寶曆六、六、二	寶曆二〇、三、三	小堀和泉守	政岑
正徳元、六、二七	享保元、三、三二	鳥居伊賀守	忠英	寶曆二〇、三、三	寶曆二〇、三、九	鳥居伊賀守	忠孝
正徳元、三、三三	正徳四、九、六	水野和泉守	忠之	寶曆二〇、四、一	安永四、八、三〇	水野壹岐守	忠見
正徳三、八、六	享保三、五、七	大久保山城守	常春	寶曆二、八、二五	天明四、四、八	酒井石見守	忠休
正徳四、九、六	享保二、二、一六	森川出羽守	俊胤	寶曆三、二、九	天明元、九、二八	鳥居伊賀守	忠意
享保二、九、二七	享保二〇、六、二	石川近江守	總茂	明和四、一〇、二六	天明六、七、三四	加納遠江守	久堅
享保八、三、六	享保九、二、二五	松平能登守	乘賢	明和五、二、二五	安永六、四、三二	水野豐後守	忠友
享保二〇、六、二	寛延三、一〇、二	本多伊豫守	忠統	明和八、四、一六	天明元、閏五、二	酒井飛騨守	忠香
享保三、五、七	享保一九、五、三八	太田備中守	資晴	安永四、八、五	天明三、二、八	松平伊賀守	忠順

安永六、四、三二	天明四、五、二〇	米倉丹後守	昌晴	文化二四、七、三四	文政五、九、三	内藤豐後守	信教
天明元、九、一八	寛政元、四、二一	太田備中守	資愛	文政五、七、二八	文政八、四、一八	田沼玄蕃頭	意正
天明三、二、一	天明四、四、二	田沼山城守	意知	文政八、四、三四	天保三、六、二七	增山河内守	正寧
天明四、四、一五	寛政五、八、三四	安藤對馬守	信明	文政八、四、三七	文政三、五、二七	林肥後守	忠英
天明六、一〇、一	天明八、四、二一	松平玄蕃頭	忠福	文政二、一〇、二五	天保三、七、一	本多豐前守	正意
天明七、七、二七	天明八、五、二五	井伊兵部少輔	直朗	文政三、六、二	天保二、三、八	堀大和守	親密
天明八、三、三三	寛政三、九、一八	本多彈正少弼	忠壽	天保三、二、九	天保七、九、四	小笠原相模守	長貴
天明八、六、一八	文化五、四、三〇	京極備前守	高久	天保八、四、二	天保九、八、二	永井肥前守	尙佐
寛政二、六、一〇	天保三、一、二五	堀田攝津守	正教	天保九、八、二〇	天保三、七、一〇	森川紀伊守	俊知
寛政五、八、二五	文化二、二、一九	立花出雲守	種周	天保二、三、二四	天保三、八、七	松平玄蕃守	忠惠
文化元、八、三	文化三、一〇、二	松平能登守	乘保	天保三、四、二八	天保三、三、三	本多豐後守	助賢
文化二、三、一五	文化五、二、一八	青山大膳亮	幸完	天保三、七、一〇	嘉永五、七、四	堀田攝津守	正衡
文化三、一〇、二	文化八、二、二五	植村駿河守	家長	天保三、八、二〇	文久元、七、二五	大岡主膳	正忠固
文化五、二、三〇	文化九、四、四	水野出羽守	忠成	天保三、九、二四	安政五、八、二六	遠藤但馬守	胤統
文化九、三、二五	文政二、九	水野壹岐守	忠留	天保四、二、二五	萬延元、六、二六	本庄伊勢守	道貫
文化九、四、四	文政二、一〇、二一	京極周防守	高備	嘉永四、二、三	安政元、一〇、二	本多越中守	忠徳
	文政五	小笠原近江守	貞温	嘉永五、七、八	安政二、九、三	松平玄蕃頭	忠篤
						森川出羽守	俊民

補職年月	轉免年月	人	名	補職年月	轉免年月	人	名
嘉永六、九、一五	文久三、六、一八	酒井右京亮	忠毗	文久三、四、二八	文久三、七、二八	酒井飛騨守	忠毗
嘉永六、九、一五	安政四、八、一〇	鳥居丹波守	忠舉	文久三、八、二六	元治元、六、一八	松平兵部少輔	乘謨
安政四、八、二八	安政五、七、六	本郷丹後守	泰固	文久三、九、一〇	明治元、一、一〇	立花出雲守	種恭
安政五、八、二	萬延元、一、二五	安藤對馬守	信睦	元治元、六、二五	元治元、九、二四	松平縫殿頭	乘謨
安政五、九、二八	萬延元、二、二五	牧野遠江守	康哉	元治元、七、六	元治元、三、二	本多能登守	忠紀
安政五、九、二八	萬延元、五、二八	稻垣安藝守	太知	元治元、七、一九	慶應元、二、二七	酒井飛騨守	忠毗
萬延元、一、二五	文久二、二	堀出雲守	之敏	元治元、九、二八	慶應元、三、二五	土岐山城守	頼之
萬延元、六、一	文久元、八、二一	諏訪因幡守	忠誠	元治元、一〇、二	慶應三、六、二七	遠山信濃守	友詳
萬延元、二、二五	文久二、三、一五	水野左近將監	忠精	慶應元、四、二	慶應二、一〇、二四	增山對馬守	正修
文久元、七、一五	文久二、四、二五	遠山信濃守	友詳	慶應元、二、一九	慶應二、六、二五	稻葉兵部少輔	正己
文久元、七、一五	文久二、四、二五	加納遠江守	久徵	慶應元、三、一	慶應二、六、二五	松平縫殿頭	乘謨
文久元、九、一四	慶應二、一〇、二四	田沼玄蕃頭	意尊	慶應二、一、七	明治元、二、二四	京極主膳	正高富
文久二、三、一五	元治元、九、二七	稻葉兵部少輔	正己	慶應二、五、二六	慶應三、七、二一	保科彈正	忠正益
文久二、八、二四	文久二、九、二	平岡丹波守	道弘	慶應二、六、三	慶應三、四、二七	本多能登守	忠紀
文久二、四、二九	文久二、九、二	小笠原圖書頭	長行	慶應二、八、八	慶應三、三、一五	松平彈正	忠正實
文久二、一、二一	元治元、六、一八	諏訪因幡守	忠誠	慶應三、一、一九	明治元、二	大關肥後守	裕
文久三、一、三	文久三、七、五	有馬遠江守	道純	慶應三、二、一九	明治元、二、一九	石川若狹守	總管

○大坂城代

慶應三、六、二	慶應三、三、二五	秋月右京亮	種樹	元和元、六、一〇	元和五	松平下總守	清匡
慶應三、六、三四	明治元、二、六	永井肥前守	尙服	元和五、二、二八	寬永三、四、二八	内藤紀伊守	信政
慶應三、七、五	明治元、二、六	松平左衛門尉	近説	寬永三、四、二五	正保四、二、二三	阿部備中守	正次
慶應三、七、五	明治元、二、九	堀内藏頭	直虎	慶安元、九	慶安二、二	稻垣攝津守	重綱
慶應三、二、二五	明治元、二	永井玄蕃頭	尙志	慶安二	慶安三	永井日向守	直清
明治元、一、三三	明治元、二、九	淺野美作守	氏祐	慶安二、一〇、三五	承應元	内藤豊前守	信照
明治元、一、三三	明治元、二、九	平山圖書頭	敬忠	承應元、九、一五	承應三	水野出羽守	忠胤
明治元、一、三三	明治元、二、八	川勝美作守	廣運	承應三、三、三	明曆二	内藤帶刀	忠興
明治元、二、八	明治元、二、八	大久保(備後守)	忠寛	明曆二、九、一五	萬治元	松平丹波守	光重
明治元、二、二	明治元、四、六	服部筑前守	常純	萬治元、九、一五	萬治二	水野出羽守	忠胤
明治元、二、二	明治元、三、二	今川刑部大輔	純欽	萬治二、九、一五	萬治三	内藤帶刀	忠興
明治元、二、二六	明治元、三、二	跡部遠江守	良弼	萬治三、九、一五	萬治四	松平丹波守	光重
明治元、二、二九	明治元、三、二五	河津伊豆守	祐邦	寬文元、九、一五	寬文二	水野出羽守	忠胤
明治元、三、五	明治元、三、二五	向山隼人	正一履	寬文二、三、二九	延寶六、六、一〇	青山因幡守	宗俊
				延寶六、六、一〇	貞享元、四	太田攝津守	資次
				貞享元、四、三	貞享元、七	水野右衛門太夫	忠春

補職年月	轉免年月	人名	補職年月	轉免年月	人名
貞享元、七、一〇	貞享二、九、三三	土屋相模守政直	寶曆二、四、七	寶曆六、五、七	松平右京大夫輝高
貞享二、九、二七	貞享四、一〇、三三	内藤大和守重頼	寶曆六、五、七	寶曆八、一〇、三六	井上河内守正賢
貞享四、一〇、三三	元祿三、三、二六	松平因幡守信興	寶曆八、一〇、三六	寶曆一〇、七	青山因幡守忠朝
元祿四、一、一一	正徳二、五	土岐伊豫守頼股	寶曆一〇、七	寶曆三、三、九	松平周防守康福
正徳二、五、一五	享保三、八	内藤紀伊守弋信	寶曆三、三、九	明和元、六、三	阿部飛騨守正允
享保三、八、四	享保七、五、二	安藤右京亮重行	明和元、六、三	明和六	松平和泉守乘佑
享保七、六、一	享保八、一、二五	松平和泉守乘邑	明和六	安永六、九、一五	久世出雲守廣明
享保八、一、二五	享保三、一〇、七	酒井修理大夫忠普	安永六、九、一五	天明元、五、二	牧野越中守貞長
享保一三、一〇、七	享保一四、一、三三	堀田伊豆守正虎	天明元、五、二	天明二	土岐美濃守定經
享保一四、二、二	享保一五、七、二	松平伊豆守信祝	天明二	天明四、五、二	戸田因幡守忠寛
享保一五、七、一〇	享保一九、六、六	土岐丹波守頼稔	天明四、五、二	天明七	阿部能登守正敏
享保一九、六、六	享保一九、九、一五	稻葉佐渡守正親	天明七	寛政八、八、七	堀田相模守正順
元文五、四、二	延享元、五、一	太田備中守資晴	寛政八、八、七	寛政一〇、三、八	牧野備前守忠精
延享元、五、一	延享二、二、一三	酒井雅樂頭忠知	寛政一〇、三、八	寛政二	松平右京亮輝和
延享二、二、一三	延享四、三	堀田相模守正亮	寛政二	享和二、一〇、九	青山下野守忠裕
延享四、三	寶暦二、四、七	阿部伊勢守正福	享和二、一〇、九	享和四、一、三三	稻葉丹後守正謙
延享四、三		酒井修理大夫忠用	享和四、一、三三	文化三、一〇、二	阿部播磨守正由

補職年月	轉免年月	人名	補職年月	轉免年月	人名
文化三、一〇、二	文化七、六、三五	松平能登守乘保	萬延元、三、二八	文久二、六、三〇	松平伯耆守宗秀
文化七、六、三五	文化二、四、二六	大久保安藝守忠眞	文久二、六、三〇	慶應元、二	松平伊豆守信古
文化二、四、二六	文政五、七、一	松平右京亮輝延	元治元、一	明治元、二、三〇	牧野越中守貞明
文政五、七、一	文政八、五、一〇	松平周防守康任			
文政八、五、一〇	文政九、二、三三	水野左近將監忠邦			
文政九、二、三三	文政二、二、三三	松平伯耆守宗發			
文政二、二、三三	天保二、五、三五	太田攝津守資治	慶長八、二	慶長九	小笠原一庵
天保二、五、三五	天保五、四、二二	松平伊豆守信順	慶長九	慶長一〇	長谷川波右衛門重吉
天保五、四、二二	天保八、五、一六	土井大炊頭利位	慶長一〇	慶長一九、三、三三	長谷川左兵衛藤廣
天保八、五、一六	天保八、七、九	堀田備中守正篤	慶長一九、三、三三		長谷川權六藤正
天保八、七、九	天保九、四、二	間部下總守詮勝	慶長一九、三、三三		水野河内守守信
天保九、四、二	天保二、二、三	井上河内守正春	慶長一九、三、三三		竹中采女正重
天保二、二、三	弘化元、二、二八	青山因幡守忠良	慶長一九、三、三三		曾我又左衛門古祐
弘化元、二、二八	弘化二、三、一八	松平和泉守乘全	慶長一九、三、三三		今村傳四郎正長
弘化二、三、一八	嘉永元、一〇、一八	松平伊賀守忠優	慶長一九、三、三三		榊原左衛門職直
嘉永元、一〇、一八	嘉永三、九、一	内藤紀伊守信親	慶長一九、三、三三		神尾内記元勝
嘉永三、九、一	安政五、二、二六	土屋采女正寅直	慶長一九、三、三三		大河内善兵衛政勝
安政五、二、二六	萬延元、三、二八	松平豊前守信篤	慶長一九、三、三三		拓植平右衛門正時

○長崎奉行

補職年月	轉免年月	人	名	補職年月	轉免年月	人	名
寛永一九、二、一〇	慶安三、一〇、七	馬場三郎左衛門利重	利重	元祿八、二、五	元祿二五、八、二五	丹羽	五左衛門長守
寛永一九、二、一六	寛文五、三、三五	山崎權八郎正信	正信	元祿九、三、三六	元祿二、九、三六	諫訪	兵部頼隆
慶安三、二、一九	寛文五、三、三五	黒川與兵衛正直	正直	元祿二、六、三六	元祿二六、七、三六	大橋	雲八義也
慶安四、一、二八	萬治三、六、五	甲斐庄喜右衛門正述	正述	元祿三、六、三六	元祿二六、二、二五	林	藤五郎忠朗
萬治三、六、二二	寛文二、四、三	妻木彦右衛門頼徳	頼徳	元祿五、一、二	寶永六、九、三九	永井	采女直允
寛文二、五、一	寛文六、二、六	鳥田久太郎忠政	忠政	元祿二五、一〇、二五	寶永八、四、二	別所	孫右衛門常治
寛文五、三、二五	寛文六、二、七	稻生七郎左衛門正倫	正倫	元祿二六、七、二八	寶永二、三、一	石尾	織部氏信
寛文六、三、二五	寛文二、五、三	松平甚三郎隆見	隆見	元祿二六、二、二五	正徳三、三、二	佐久間	安藝守信就
寛文六、三、二五	寛文三、三、二	河野權右衛門通定	通定	寶永三、一、九	正徳四、二、一八	駒木	根長三郎政方
寛文二、五、六	延寶九、四、九	牛込忠左衛門重泰	重泰	寶永七、一、二九	正徳五、二、七	久松	忠次郎定持
寛文二、三、一	延寶八、三、二	岡野孫九郎貞明	貞明	寶永八、四、二	享保二、四、二	大岡	備後守清雄
延寶八、三、二五	元祿六、二、二五	川口源左衛門定恆	定恆	正徳五、二、七	享保二、一、三	石川	三左衛門政郷
延寶九、五、二	貞享三、二、四	宮城監物和甫	和甫	享保二、五、一九	享保三、一、三	日下	部作十郎博貞
貞享三、五、三	元祿七、二、二四	大澤左兵衛基哲	基哲	享保二、一、二五	享保七、八、七	三宅	大丹學康敬
貞享四、二、一九	元祿九、二、二四	山岡十兵衛景助	景助	享保四、六、二八	元文元、九、八	渡邊	外記永倫
貞享四、八、二	元祿二、三、一	宮城主殿和澄	和澄	享保七、八、七	元文元、九、八	細井	因幡守安明
元祿七、一、二		近藤五左衛門用章	用章	享保七、八、七	享保九、二、四	大森	半七郎時長

享保一九、二、八	寛保二、三、八	窪田肥前守忠任	忠任	天明三、四、九	天明四、五、八	土屋	駿河守直
元文元、一〇、二八	寛保三、一、二	萩原源左衛門美雅	美雅	天明四、三、二	天明六、二、四	戸田	主膳代盈
寛保二、三、八	延享三、六、三〇	田村又四郎景歴	景歴	天明四、七、二六	天明五、七、二	土屋	伊豫守正延
寛保三、一、二	延享三、三、二六	松波平右衛門正房	正房	天明五、七、三四	天明七、三、二	松浦	和泉守信程
延享三、五、一	寛延四、二、三	安部主計頭一信	一信	天明六、二、三〇	寛政四、七、一	水野	要人忠通
延享五、六、二〇	寶曆二、二、二五	松浦河内守信正	信正	天明七、三、三	寛政元、六、二	末吉	善左衛門利隆
寛延三、八	寶曆七、六、一	菅沼新三郎定秀	定秀	寛政元、六、二	寛政四、三	永井	伊織直廉
寶曆二、二、二五	寶曆四、四、九	大橋五左衛門親義	親義	寛政四、三、一	寛政九、二、三	平賀	式部少輔貞愛
寶曆四、四、九	寶曆一〇、六、三	坪内權之助定央	定央	寛政五、二、四	寛政七、二、五	高尾	伊賀守信福
寶曆七、六、二五	寶曆三、五、〇	正木大膳康板	康板	寛政七、二、五	寛政九、二、二	中川	勘三郎忠英
寶曆一〇、六、三	寶曆三、五、三	大久保荒之助忠興	忠興	寛政九、三、四	寛政二、二、二六	松平	石見守貴強
寶曆三、六、六	明和七、六、七	石谷備後守清昌	清昌	寛政一〇、五、六	寛政三、一、二八	朝比奈	次左衛門昌始
寶曆三、六、一	明和七、六、二	大岡美濃守忠移	忠移	寛政二、二、三四	文化三、一、一	肥田	十郎兵衛頼常
明和二、一、一六	安永三、二、六	新見加賀守正榮	正榮	享和元、四、三	文化三、八、七	成瀬	因幡守正存
明和七、六、二七	安永二、六、三	夏目和泉守信正	信正	文化三、三、四	文化九、二、二七	曲瀬	和泉守景露
安永二、七、一八	安永四、二、七	幸原善兵衛盛員	盛員	文化四、一、一	文化五、八、二六	松平	伊織康英
安永四、六、四	天明三、三、〇	拓植三藏正定	正定	文化六、三、六	文化一〇、五、九	土屋	紀伊守廉直
安永四、三、三	天明四、三、二	久世平九郎廣民	廣民	文化九、二、七	文化三、七、二四	遠山	左衛門尉景晋

補職年月	轉免年月	人名	補職年月	轉免年月	人名
文化一〇、五、二四	文化三、六、二七	牧野大和守成傑	嘉永元、五、二六	嘉永元、一〇、三	稻葉清次郎正申
文化二、六、一七	文化四、六、三〇	松山惣右衛門直義	嘉永元、一、一	嘉永三、五	大屋遠江守明啓
文化三、七、二四	文化五、四、二八	金澤瀨兵衛千秋	嘉永二、九、二四	嘉永五、五、二五	内藤安房守忠明
文化四、七、三二	文政四、一、二九	筒井佐次右衛門政憲	嘉永三、七、八	嘉永三、二、三九	一色丹後守直休
文化五、四、三八	文政五、六、二四	間宮諸左衛門信興	嘉永三、二、二九	嘉永六、四、二八	牧志摩守義制
文政四、三、二七	文政一〇、六、二四	土方八十郎勝政	嘉永五、五、二五	安政元、五、九	大澤豊後守安宅
文政五、六、二四	文政九、五、二四	高橋越前守重賢	嘉永六、四、二八	安政元、二、二四	水野筑後守忠篤
文政九、六、一七	文政三、五、一〇	本多佐渡守正收	安政元、五、九	安政六、九、一〇	荒尾土佐守成允
文政一〇、六、二四	天保四、五、三〇	大草主膳高好	安政二、五、一	安政四、一、三	川村對馬守修就
文政三、五、二六	天保七、六、七	牧野長門守成文	安政四、一、三	安政四、四、二五	大久保右近將監忠寬
天保四、六、二〇	天保一〇、四、八	久世伊勢守廣正	安政四、四、二五	安政四、二、三	水野筑後守忠篤
天保六、七、二七	天保三、二、二七	戸川播磨守安清	安政四、二、三	文久元、二、二六	岡部駿河守長常
天保一〇、四、八	天保二、四、一五	田口五郎左衛門喜行	文久元、三、三	文久元、五、二	朝比奈甲斐守昌壽
天保三、四、三八	天保四、九、一	柳生伊勢守盛元	文久元、五、二	文久二、八、二六	高橋美作守和貫
天保三、三、二八	弘化二、三、三	伊澤美作守政義	文久二、六、五	文久三、六、二	大久保豊後守忠恕
弘化二、二、三	嘉永二、八、四	井戸大内藏覺弘	文久三、四、二六	慶應二、八、二	服部長門守常純
弘化三、閏五、六	嘉永元、五、二六	平賀三五郎勝足	文久三、六	元治元、九、二	大村丹後守純熙

○御側御用人

文久三、七、三三	文久三、七、三九	杉浦正一郎勝靜	元祿二、三、二	元祿四、二、五	畠山民部大輔基玄
文久三、九、八	文久三、二、二六	京極能登守高朗	元祿六、二、三	元祿六、三、二	酒井左衛門尉忠貞
元治元、一〇、一一	慶應二、六、一五	朝比奈伊賀守昌廣	元祿七、八、三七	寶永六、一、二七	松平右京亮輝貞
慶應元、八、一〇	慶應三、三、二	能勢大隅守頼之	元祿九、一〇、一	元祿一〇、四、一九	松平紀伊守信庸
慶應二、三、七	慶應三、三、二	徳永石見守昌新	寶永元、二、二五	寶永三、一〇、一五	戸田大炊頭忠利
慶應三、八、一五	明治元、一、三四	河津伊豆守祐邦	寶永三、一、九	正徳六、五、二六	間部越前守詮房
			寶永二、九、三	寶永六、一、二七	松平伊賀守忠周
			寶永七、九、三	正徳六、五、二六	本多中務大輔忠良
			享保一〇、二、一八	享保一八、九、一六	石川近江守總茂
			寶曆六、五、二	寶曆一〇、四、二六	大岡出雲守忠光
			寶曆一〇、四、一	明和四、七、一	板倉佐渡守勝清
			明和四、七、一	天明元、九、一八	田沼主殿頭意次
			安永六、四、二七	天明八、四、四	水野出羽守忠友
			天明八、二、二	天明八、四、四	松平伊豆守信明
			天明八、五、一五	寛政二、四、一六	本多彈正少弼忠壽
			寛政二、四、一六	寛政二、二、一六	戸田采女正氏教
			文化九、四、四	文化四、八、三三	水野出羽守忠成
			文政八、四、八	天保五、四、二六	田沼玄蕃頭意正
			天保三、七、一	天保四、三、二	堀大和守親密
延寶八、七、九	元祿八、一〇、一	牧野備後守成貞			
貞享二、七、二	元祿二、三、三	松平伊賀守忠易			
貞享三、一、一一	元祿二、二、二	喜多見若狭守重政			
貞享三、一、一一	貞享三、六、二九	太田攝津守資直			
貞享五、九、二二	元祿元、二、一三	宮原善兵衛重清			
元祿元、一〇、二二	元祿元、二、一三	牧野伊豫守忠廣			
元祿元、二、二二	元祿二、一、二六	南部遠江守直政			
元祿元、二、二二	寶永六、六、三	柳澤出羽守保明			
元祿二、六、四	元祿二、八、三三	金森出雲守頼時			
元祿二、五、二一	元祿三、四、四	相馬彈正少弼昌胤			

○寺社奉行

補職年月	轉免年月	人	名
寬永三、二、九	明曆四、九、三九	安藤右京亮重長	稻葉丹後守正通
寬永三、二、九	萬治二、三、二一	松平出雲守勝隆	秋元攝津守喬朝
寬永三、二、九	寶永一五、四、二四	堀式部少輔直之	坂本右衛門佐重治
寬永一五、一、三八	寶永一七、七、一〇	板倉阿波守重郷	本多淡路守忠英
萬治元、七、四	寬文元、三、八	井上河内守正利	大久保安藝守忠增
萬治元、七、四	寬文七、三、八	加加爪甲斐守直澄	酒井河内守忠舉
寬文元、二、二	寬文二〇、三、八	小笠原山城守長頼	米津出羽守正盛
寬文六、六、一九	延寶六、二、六	戶田伊賀守忠昌	戶田能登守忠眞
寬文二、一、三五	延寶四、四、三	本多長門守忠利	本多紀伊守正永
寬文二、一、三五	延寶四、三、三五	太田攝津守資次	加藤佐渡守明英
延寶四、七、三六	延寶六、三、二五	板倉石見守重種	小笠原佐渡守長重
延寶六、三、三三	延寶八、九、二	酒井山城守忠勝	松浦壹岐守棟
延寶八、八、二	天和元、二、六	阿部美作守正武	永井伊賀守直敬
延寶八、八、二	貞享九、三、二六	水野右衛門大夫忠春	井上大和守正岑
延寶九、二、一六	貞享二、五、三		松平志摩守重頼

元祿三、九、三八	寶永元、一〇、三九	阿部飛騨守正喬	本多伊豫守忠統
元祿三、一〇、一三	元祿一五、六、五	青山播磨守幸督	小出信濃守英貞
元祿五、六、一〇	正德三、五、七	本多彈正少弼忠晴	太田備中守資晴
寶永元、一〇、一	寶永七、九、三二	三宅備前守康雄	井上河内守正之
寶永元、一〇、九	寶永二、九、三二	久世出雲守重之	土岐丹後守頼稔
寶永二、九、三二	正德元、六、三七	鳥居播磨守忠教	西尾隱岐守忠尙
寶永二、九、三二	正德元、六、三七	堀左京亮直利	松平支蕃頭忠曉
寶永六、一、三三	正德三、三、三	安藤右京亮重行	北條遠江守氏朝
寶永七、九、三二	正德四、九、六	森川出羽守俊胤	仙石信濃守政房
正德元、二、三三	享保一〇、八、	松平對馬守近禎	牧野越中守貞通
正德三、三、三八	享保九、四、二	土井山城守利忠	板倉伊豫守勝清
正德四、七、二一	正德五、二、	建部内匠頭政宇	松平紀伊守信岑
正德四、九、六	享保二、九、七	石川近江守總茂	大岡越前守忠相
正德五、二、一九	享保元、五、三〇	井上遠江守正方	本多紀伊守正珍
享保二、一〇、五	享保三、八、四	安藤右京亮重行	山名因幡守豐就
享保三、八、四	享保七、一、三	酒井修理大夫忠音	堀田相模守正亮
享保三、八、四	享保九、二、一五	牧野因幡守英成	松平右近將監武元
享保八、三、三五	享保七、七、二九	黒田豐前守直邦	秋元攝津守涼朝

補職年月	轉免年月	人	名	補職年月	轉免年月	人	名
延享三、三、一	延享五、七、一	小出信濃	守英智	寶曆二、七、三	明和三、八、三	酒井飛騨	守忠香
延享四、三、二	延享四、二、三	酒井修理大夫	忠用	寶曆三、五、三	寶曆三、三、九	鳥居伊賀	守忠孝
延享四、九、一	寬延元、閏一〇、一	松平宮内少輔	忠恆	寶曆三、二、八	明和六、八、二六	土井大炊頭	利里
延享四、二、三	寬延三、二、八	稻葉丹後守	正甫	寶曆四、二、五	安永四、八、三五	松平伊賀	守忠順
寬延元、八、三	寶曆八、二、三	青山因幡守	忠朝	明和元、六、三	天明元、四、一八	土岐美濃	守定經
寬延元、一〇、一	寬延二、七、六	酒井山城守	忠休	明和元、八、二六	安永六、九、一五	牧野越中	守貞長
寬延二、一〇、三	寶曆八、四、一五	本多兵庫頭	忠英	明和二、八、三	明和六、九、三	久世出雲	守廣明
寬延四、一、一五	寶曆二、四、七	松平因幡守	輝高	明和六、一〇、一	安永五、四、	土屋能登	守篤直
寶曆二、四、三	寶曆一〇、三、二	鳥居伊賀守	忠孝	安永四、八、二八	天明元、五、二	太田備後	守資愛
寶曆三、三、二六	寶曆六、五、七	井上河内守	正賢	安永五、六、五	天明二、九、一〇	戸田因幡	守忠寬
寶曆六、五、七	寶曆七、二、三	阿部伊豫守	正右	安永六、九、一五	天明三、七、三	牧野豐前	守惟成
寶曆八、七、七	寶曆九、七、一六	朽木土佐守	玄綱	安永六、九、一五	天明八、四、三	阿部備中	守正倫
寶曆九、一、一五	寶曆一〇、八、一五	松平周防守	康福	天明元、五、二	天明六、二、二	井上河内	守正岑
寶曆九、七、二八	寶曆一四、二、五	毛利讚岐守	匡平	天明元、五、二	天明四、四、一五	安藤對馬	守信明
寶曆一〇、三、三	寶曆二、七、一八	小堀土佐守	政方	天明三、七、三	天明七、四、一	堀田相模	守正順
寶曆一〇、八、一五	明和元、六、二	松平和泉守	乘佑	天明四、四、二六	寬政一〇、二、八	松平右京亮	輝和
寶曆一〇、二、三	寶曆三、五、九	太田攝津守	資俊	天明四、四、二六	天明六、二、二	松平伯耆	守資承

天明六、三、二四	天明八、六、二六	土井大炊頭	利和	文化元、四、一、二八	文化七、六、三五	大久保安藝	守忠眞
天明七、三、二	天明七、二、一六	松平和泉守	乘完	文化三、五、六	文化五、五、一〇	阿部主計	頭正精
天明七、九、五	天明八、六、二六	稻葉丹後守	正謙	文化五、九、二〇	文化五、三、一〇	酒井靱負	佐忠進
天明七、九、五	寬政四、八、二六	牧野備前守	忠精	文化六、一、二	文化一〇、六、九	松平和泉	守乘寬
天明八、四、一五	寬政三、八、一八	松平紀伊守	信道	文化七、六、二八	文化九、四、四	有馬左兵衛	佐譽純
天明八、六、二六	寬政一〇、五、一	板倉左近將監	勝政	文化七、九、二八	文化一四、八、二五	阿部主計	頭正精
寬政元、二、二四	寬政二、四、一六	戸田采女	正氏教	文化一〇、六、二四	文化一四、七、二四	内藤豐前	守信教
寬政三、八、二八	文化元、二、二	脇坂淡路守	安董	文化一〇、三、一	文政五、六、二八	松平右近將監	武厚
寬政四、九、三〇	寬政五、八、三五	立花出雲守	種周	文化三、五、二八	文化三、二、三五	青山大藏少輔	幸孝
寬政五、九、三四	寬政八、二、二九	青山下野守	忠裕	文化三、三、二八	文政元、八、二	松平和泉	守乘寬
寬政八、三、二四	享和元、七、二四	土井大炊頭	利和	文化四、八、二四	文政五、七、八	松平周防守	康任
寬政一〇、五、三〇	享和三、七、二四	松平周防守	康定	文化四、九、一〇	文政八、五、一五	水野和泉	守忠邦
寬政一、一、一一	寬政三、二、一	植村駿河守	家長	文政元、八、二四	文政八、二、三	松平伯耆	守宗發
寬政二、二、一一	文化三、五、二	堀田豐前守	正毅	文政五、七、二	文政八、四、二六	本多豐前	守正意
享和元、七、二七	享和四、一、三三	阿部能登守	正由	文政五、七、二七	文政一、二、三	太田攝津	守資始
享和二、一、三〇	享和二、四、九	青山大膳亮	幸完	文政八、五、六	天保二、五、三	松平伊豆	守信順
享和二、四、二八	文化三、四、二九	松平右京亮	輝延	文政九、二、一	文政一、一〇、三五	堀大和	守親審
享和三、八、九	文化三、一〇、二	水野出羽守	忠成	文政二、二、一	天保五、三、三	土屋相模	守彦直

補職年月	轉免年月	人	名	補職年月	轉免年月	人	名
文政二、一、二、三	文政三、一、〇、三	松平丹波守光年	光年	天保四、二、三	弘化三、一、〇、三〇	青山大和守幸哉	幸哉
文政二、一、〇、三	天保七、二、六	脇坂中務大輔安董	安董	弘化元、二、二、八	弘化二、三、一、五	松平伊賀守忠優	忠優
文政三、一、一、八	天保五、四、三	土井大炊頭利位	利位	弘化二、五、九	嘉永四、三、三	脇坂淡路守守宅	守宅
文政三、一、一、八	天保八、七、六	間部下總守詮勝	詮勝	弘化三、二、二、五	安政四、八、二	本多中務大輔忠民	忠民
天保五、四、三、八	天保九、四、二	井上河内守正春	正春	嘉永元、一、〇、八	嘉永三、九、一	土屋采女正寅直	正寅直
天保五、八、八	天保八、五、六	堀田相模守正篤	正篤	嘉永元、一、〇、一、八	安政五、二、二、六	松平紀伊守信篤	信篤
天保七、二、二、六	天保二、一、一、三	牧野備前守忠精	忠精	嘉永三、九、一	安政三、九、一、八	太田攝津守資功	資功
天保八、五、一、六	天保二、一、一、三	青山因幡守忠良	忠良	嘉永四、二、二、二	安政五、八、二	安藤長門守信隆	信隆
天保八、七、三、〇	天保九、五、二、三	阿部能登守正瞭	正瞭	安政三、九、三、四	萬延元、七、二	松平右京亮輝聰	輝聰
天保九、四、三、〇	天保四、二、三	松平伊賀守忠優	忠優	安政四、八、一	安政六、二、二	板倉周防守勝靜	勝靜
天保九、六、一	天保三、四、二、四	稻葉丹後守正守	正守	安政五、一、〇、九	萬延元、二、三、八	松平伯耆守宗秀	宗秀
天保二、二、一、五	天保四、一、三	戸田因幡守忠温	忠温	安政五、二、二、六	萬延元、二、一、五	水野左近將監忠精	忠精
天保二、五、一、九	天保四、九、一、二	阿部伊勢守正弘	正弘	安政六、二、三	文久二、六、三、〇	松平伊豆守信古	信古
天保三、五、三、九	天保四、一、三	酒井若狹守忠義	忠義	萬延元、七、八	文久元、二、二、六	青山大膳亮幸哉	幸哉
天保四、二、三、四	弘化元、二、三、八	松平和泉守乘全	乘全	萬延元、二、三、八	文久三、二、二、六	牧野越中守貞明	貞明
天保四、一、〇、八	嘉永元、一、〇、一、八	久世大和守廣周	廣周	文久元、二、一	文久二、三、一、五	板倉周防守勝靜	勝靜
天保四、一、一、一	嘉永元、一、〇、一、八	内藤紀伊守信親	信親	文久元、三、八	文久二、一、〇、九	井上河内守正直	正直

補職年月	轉免年月	人	名	補職年月	轉免年月	人	名
文久二、三、二、四	文久二、八、三、四	牧野備前守忠恭	忠恭	寬永九、二、一、七	寬永七	秋山修理亮正重	正重
文久二、六、三、〇	文久三、一、三、三	有馬左兵衛佐道純	道純	寬永九、三、二、七	寬永四	水野河内守守信	守信
文久二、一、〇、九	文久二、二、一、一	諏訪因幡守忠誠	忠誠	慶應三、七、二、五	明治元、二、二、六	戸田土佐守忠友	忠友
文久二、二、一、二	元治元、六、一、八	松平攝津守忠恕	忠恕	慶應三、一、〇、三、九	明治元、二、三、五	内藤志摩守正誠	正誠
文久三、一、一、三	文久三、五、一	土井大隅守利善	利善	慶應三、一、〇、三、九	明治元、二、三、五		
文久三、四、二、八	文久三、八、二、三	松前伊豆守崇廣	崇廣	慶應三、一、〇、三、九	明治元、二、三、五		
文久三、六、二、四	文久三、一〇、一、四	堀大和守親義	親義	慶應三、一、〇、三、九	明治元、二、三、五		
文久三、一〇、一	元治元、七、六	本多能登守忠紀	忠紀	慶應三、一、〇、三、九	明治元、二、三、五		
文久三、一〇、三、三	元治元、二、一、〇	水野出羽守忠誠	忠誠	慶應三、一、〇、三、九	明治元、二、三、五		
元治元、二、七	慶應二、六、一、五	酒井若狹守忠氏	忠氏	慶應三、一、〇、三、九	明治元、二、三、五		
元治元、六、三、三	元治元、六、三、四	阿部越前守正外	正外	慶應三、一、〇、三、九	明治元、二、三、五		
元治元、九、一、〇	明治元、三	土屋采女正寅直	正寅直	慶應三、一、〇、三、九	明治元、二、三、五		
元治元、九、一、〇	元治元、二、一	牧野越中守貞明	貞明	慶應三、一、〇、三、九	明治元、二、三、五		
元治元、二、一	元治元、二、二、七	松平左衛門尉近説	近説	慶應三、一、〇、三、九	明治元、二、三、五		
元治元、二、一、九	慶應二、六、一、五	松平中務大輔親良	親良	慶應三、一、〇、三、九	明治元、二、三、五		
慶應元、一、三、〇	慶應元、四、二	松平周防守康直	康直	慶應三、一、〇、三、九	明治元、二、三、五		
慶應元、四、一、五	慶應二、五、四	松平主水正乘秩	正乘秩	慶應三、一、〇、三、九	明治元、二、三、五		
慶應二、六、一、五	慶應三、六、三、四	永井肥前守尙服	尙服	慶應三、一、〇、三、九	明治元、二、三、五		

○大目付

補職年月	轉免年月	人	名	補職年月	轉免年月	人	名
延寶七、九、三七	天和二、七、三三	彦坂	壹岐守重綱	元祿九、一〇、二五	元祿二、四、七	安藤	九郎左衛門重玄
延寶九、四、六	天和二、五、三五	内藤	新五郎正方	元祿二、三、五、一	元祿二、四、二、六	溝口	修理宣就
天和二、六、三	天和二、一〇、一六	坂本	右衛門佐重活	元祿二、三、二、五	元祿二、四、二、一	庄田	下總守安利
天和二、一〇、二六	貞享三、一、二六	林	藤四郎忠重	元祿二、四、三、一	元祿二、六、一、六	近藤	備中守用章
天和二、一〇、二六	元祿八、八、三三	高木	伊勢守守藏	元祿二、四、三、一	正徳二、三、三〇	折井	淡路守正辰
天和三、二、二	貞享二、七、三三	秋山	十右衛門正房	元祿二、六、二、三	寶永二、二、二五	松前	伊豆守喜廣
貞享二、三、二九	貞享八、八、二一	水野	伊豆守守政	寶永二、一、二一	享保九、二	横田	甚右衛門重松
貞享三、三、三	貞享四、七、二	中山	勘解由直守	正徳二、六、一	享保二、二、二二	中川	淡路守重恭
貞享四、八、二一	貞享四、三、一〇	田中	孫十郎友明	寶永二、二、二八	享保六、六	中川	淡路守重恭
貞享四、三、二五	貞享五、三、七	河野	權右衛門通貞	享保二、一、三二	享保〇、五、七	松平	石見守乘宗
貞享五、四、九	元祿五、三、二五	戸田	美濃守直武	享保六、二、二五	享保三、四、二五	内藤	日向守正岑
元祿五、三、三三	元祿三、三、二二	藤堂	伊豫守良直	享保九、三、七	享保七、七	彦坂	壹岐守治敬
元祿七、四、二四	元祿七、四、二四	前田	安藝守直勝	享保〇、一、二五	享保三、一、二一	北條	安房守氏英
元祿八、三、五	元祿八、六、一〇	小田	切土佐守直利	享保二、五、二八	享保七、八、七	松平	藤九郎正常
元祿八、六、一〇	元祿二、三、二二	神尾	備前守元清	享保三、五、二六	享保七、五、七	奥津	長門守忠閏
元祿八、六、一〇	元祿二、三、二二	嶋田	大和守利由	享保三、一、二一	元文二、六、一	上田	主殿義隣
		仙石	伯耆守久尙	享保四、三、二五	元文三、二	有馬	出羽守純珍

享保二、七、五、七	元文三、二、二五	駒木	根肥後守昌方	寶曆七、一〇、二八	明和六、七	筒井	大和守忠雄
享保二、七、八、七	元文四、九、一	三宅	周防守康敬	寶曆八、二、七	安永四、八	池田	筑後守政倫
元文二、六、一	寬保二、八、八	石野	筑前守範種	寶曆二、四、一	明和八、七	稻垣	出羽守正武
元文三、二、二五	延享元、二、一〇	稻生	下野守正武	明和六、八、二五	明和六、一〇、三〇	依田	豐前守政次
元文三、二、二五	元文五、五、二四	松前	主馬廣隆	明和六、二、八	天明二、二、一〇	正木	志摩守康恆
元文四、九、一	延享元、六、二	松波	筑後守正春	明和七、一、二	安永二、二、五	萩原	主水正忠雄
元文五、六、六	延享三、七、九	朽木	五郎左衛門尙綱	明和七、七、二	安永五、三、二四	小野	日向守一吉
寬保二、八、三八	寬延二、三、二六	河野	豐前守通喬	安永二、三、五	天明七、八、八	松平	對馬守忠卿
延享元、六、二一	寶曆四、五、一	石河	土佐守政朝	安永四、八、三〇	天明八、二、二五	大屋	遠江守正薰
延享元、二、二三	延享四、三、二四	水野	對馬守忠伸	安永五、二、二四	安永八、九	新庄	能登守直富
延享三、七、二一	延享四、九、二五	土屋	平三郎義政	安永七、五、七	安永九、一〇	伊藤	志摩守照方
延享四、二、三三	寶曆六、二	能勢	因幡守頼次	安永九、一〇	天明六、一	久松	筑後守定愷
延享四、二、三三	寬延三、一〇、一八	神尾	伊兵衛守邦	天明二、二、一	天明三、二、二四	安藤	彈正少弼惟要
寬延二、二、一	寶曆七、一〇、二八	伊丹	兵庫頭直賢	天明三、二、二四	天明五、八、二五	河野	信濃守安嗣
寬延三、一〇、一八	寶曆七、五、二二	松下	加兵衛之郷	天明四、三、二二	寬政三、五、二一	牧野	大隅守成賢
寶曆四、六、一	寶曆二、一、一〇	神尾	備前守元數	天明五、九、一〇	天明七、三、一	岩本	内膳守正利
寶曆六、三、一	明和六、二	大井	伊勢守滿英	天明六、二、二八	寬政三、五、二四	山田	肥後守利壽
寶曆七、六、一	寶曆八、一〇、二九	曲淵	豐後守照親	天明七、三、二二	寬政三、四、二四	松浦	和泉守信程

補職年月	轉免年月	人	名	補職年月	轉免年月	人	名
天明七、二、三	天明八、六、三六	戶川山城守	達知	文政三、二、八	文政三、五、三	岩瀬伊豫守	氏記
天明八、二、五	寛政二〇、三、三	桑原伊豫守	盛貞	文政五、六、一四	天保二、二、二四	織田信濃守	信節
寛政三、五、二四	享和三、二、一	安藤越前守	雅德	文政六、九、二四	文政三、九、二九	松浦伊勢守	忠
寛政五、八、八	寛政七、六、八	三枝豐前守	守歳	文政八、八、二六	天保八、七、八	村上大和守	義雄
寛政七、六、八	文化五	池田筑後守	長惠	文政三、九、三	天保六、四、二四	佐野肥後守	庸貞
寛政一〇、八、二四	文化三	井上美濃守	利恭	文政三、一〇、三	天保三、一、三〇	初鹿野河内守	信政
寛政三、四、三六	文化三、八、八	伊藤河内守	忠移	天保三、一、二	天保九、四、四	須田大隅守	盛昭
寛政三、五、六	文化三	神保佐渡守	長光	天保三、七、八	天保三、五、二五	土屋讚岐守	廉直
享和元、三、三六	文化二、三、二七	久田縫殿頭	長秀	天保六、九、九	天保〇、七、八	神尾豐後守	守富
文化三、一、三〇	文政五、六、一四	中川飛騨守	忠英	天保七、九、三〇	天保八、九、一六	榑原主計頭	忠之
文化五、二、八	文政三、九、二四	桑原遠江守	盛論	天保八、七、八	弘化二、一、二七	神尾山城守	元孝
文化五、二、二六	文政六、九、二四	森川越前守	俊尹	天保九、四、三	天保三、一、二二	丹羽五左衛門	長堅
文化七、二、二四	文政三、六、一四	水野若狹守	忠道	天保一〇、九、一〇	天保二、三、八	跡部山城守	良弼
文化九、三、二七	文化三、六、二四	有田播磨守	景露	天保三、五、二五	天保二、三、三〇	岡村丹後守	直恆
文化三、七、三〇	文政元、二、二八	曲淵甲斐守	景露	天保三、二、八	弘化二、五、九	松平豐前守	政周
文化二、一、二二	天保三	石谷周防守	清豐	天保三、二、二八	弘化四、三、一	稻生出羽守	正興
文政元、三、二二	文政八、八、三〇	朝比奈河内守	昌治	天保四、二、二四	弘化二、三、二五	遠山左衛門尉	景元

弘化元、九、七	弘化元、三、二四	渡邊能登守	輝綱	安政五、八、二七	文久元、七、二	平賀駿河守	勝足
弘化元、二、二四	安政元、六、三〇	深谷遠江守	盛房	安政五、一〇、九	萬延元、八、二	久貝因幡守	正典
弘化二、三、三〇	弘化三、三、八	土岐丹波守	頼吉	安政五、一〇、九	文久三、九、一〇	伊澤美作守	政義
弘化二、五、九	安政五、二、三〇	堀伊賀守	利堅	萬延元、九、七	文久二、七、一六	大澤豐後守	兼哲
弘化二、三、一〇	弘化三、九、三〇	酒井安房守	忠誨	萬延元、九、二五	文久二、六、一五	小笠原長門守	長常
弘化三、八、八	安政三、六、一八	柳生播磨守	久包	萬延元、二、一五	文久二、六、一五	山口丹波守	直信
弘化三、二、二九	嘉永六、二、一〇	池田筑後守	長博	文久元、七、二八	文久二、八、二四	駒井山城守	朝温
嘉永五、二、二七	安政二、八、三〇	篠山攝津守	景徳	文久二、五、四	文久二、六、一五	溝口豐岐守	直清
嘉永六、二、一五	安政二、七、二六	井戸石見守	弘道	文久二、五、四	文久二、七、三	大久保越中守	忠寛
安政元、七、二四	安政四、一、三三	筒井肥前守	政憲	文久二、六、三〇	文久三、七、二	岡部駿河守	長常
安政二、八、九	安政五、五、六	土岐丹波守	頼吉	文久二、七、二六	文久二、一〇、一七	淺野伊賀守	氏祐
安政二、八、九	安政三、二、一八	跡部甲斐守	良弼	文久二、八、二四	文久三、八、二三	松平備後守	正之
安政三、九、一五	安政四、三、二八	伊澤美作守	政義	文久二、一〇、一七	文久三、七、一	竹本甲斐守	正雅
安政三、一、一八	安政五、四、七	井戸對馬守	覺弘	文久二、一〇、三〇	元治元、六、一七	酒井但馬守	忠行
安政四、二、二四	萬延元、三、一五	遠山隼人	正則	文久三、六、二二	文久三、七、二八	大久保豊後守	忠恕
安政四、七、二四	安政五、八、六	田村伊豫守	顯影	文久三、七、一五	文久三、八、九	淺野伊賀守	氏祐
安政四、一、二八	安政五、一〇、九	池田播磨守	頼方	文久三、八、七	文久三、九、二八	津田近江守	正路
安政五、六、二一	安政五、一〇、九	山口丹波守	直信	文久三、八、七	元治元、五、一	松平因幡守	康正
						渡邊肥後守	孝綱

補職年月	轉免年月	人名	補職年月	轉免年月	人名
文久三、九、二	元治元、五、三六	土井備中守利用	元治元、九	明治元、二、九	瀧川播磨守具舉
文久三、九、二〇	元治元、五、三六	溝口讚岐守直清	元治元、二、一九	慶應元、二、三三	戸田能登守氏著
文久三、二、八	慶應二、一〇、三四	神保伯耆守長興	元治元、二、一九	元治元、三、二八	松平備中守康正
文久三、三、一	元治元、六、二七	菊地伊豫守隆吉	元治元、二、二八	慶應元、二、二二	駒井甲斐守朝温
元治元、二、九	慶應元、五、六	永井主水正尙志	元治元、二、三	慶應元、三、三	有馬出雲守則篤
元治元、六、三三	元治元、七、三五	一色山城守直温	慶應元、二、三	慶應元、三、五	神保山城守相徳
元治元、六、三四	元治元、六、三九	松平石見守康直	慶應元、二、三	慶應二、一〇	塚原但馬守昌義
元治元、七、六	元治元、七、三二	根岸肥前守衛奮	慶應元、五、二	慶應元、六、七	土岐肥前守頼徳
元治元、七、一〇	元治元、八、三	松平對馬守正之	慶應元、五、二五	慶應元、二、二	神保山城守相徳
元治元、七、三二	元治元、八、二一	駒井山城守朝温	慶應元、六、三七	慶應二、八、五	有馬阿波守則篤
元治元、八、三	慶應元、一〇、一六	大久保紀伊守忠宣	慶應元、九、一七	慶應元、二、二	山口駿河守直毅
元治元、八、二	元治元、二、一九	土井出羽守利用	慶應元、一〇、四	慶應三、二、三〇	永井主水正尙志
元治元、八、二	元治元、一〇、二九	京極越前守高朗	慶應元、一〇、一六	慶應二、六、三	室賀伊豫守正容
元治元、九、一	慶應二、三、三	田澤對馬守政路	慶應元、二、二六	慶應三、六、七	川勝美作守廣運
元治元、九、一	慶應元、一〇、一六	駒井相模守信興	慶應二、五	慶應二、一〇、三四	木下大内記利義
元治元、九、六	慶應三、八、一三	黒川近江守盛泰	慶應二、七	明治元、二、七	堀下野守利孟
元治元、九、二八	元治元、三、三	土屋豊前守正直	慶應二、七、三六	明治元、二、九	戸川伊豆守安愛

○江戸町奉行

慶應二、七、二	慶應二、三、三	駒井山城守朝温	天正二八	寛永八	板倉四郎右衛門勝重
慶應三、一、二六	慶應三、三	松平大隅守信敏	天正二八	寛永七、一、三三	彦坂小刑部
慶應三、一〇、一〇	明治元、正、三	川村大和守一匡	天正二八	寛永五、一、二六	青山常陸介忠成
明治元、一、三三	明治元、二、三	木下大内記利義	慶長六	寛永四、三、八	内藤修理亮清成
明治元、一、三八	明治元、二、一九	駒井相模守信興	慶長九	寛永六	土屋權右衛門由政
明治元、二、一	明治元、二、一九	合原左衛門尉義直	慶長八	寛永八	嶋田治兵衛守利
明治元、二、二二	明治元、二、二二	堀鏡之助	寛永八、一〇、五	寛永七、一、三三	加加爪甚十郎忠隆
明治元、二、二六	明治元、二、二七	織田和泉守信重	寛永八、一〇、五	寛永五、一、二六	堀三左衛門直之
明治元、二、二六	明治元、三、四	石野筑前守則常	寛永八、一〇、五	寛永四、三、八	神尾備前守元勝
明治元、二、二八		本多邦之助	寛永五、五、二六	寛永六、五、一八	酒井因幡守忠知
明治元、二、二九		龜井勇之助技福	寛永五、五、二六	寛永三、二、九	朝倉石見守重
明治元、三、三	明治元、閏四	河田相模守照	寛永六、七、二八	萬治二、一、二八	石谷十藏貞勝
明治元、三、三		梅澤孫太郎守義	慶安三、六、一八	寛文七、二、二六	村越長門守吉勝
明治元、四、三五		妻木中務頼矩	萬治二、二、九	寛文三、一、三三	渡邊半右衛門綱貞
明治元、四、三八		山岡鐵太郎高步	寛文元、四、二	延寶九、三、二七	島田出雲守守政
明治元、閏四、二一		白戸石助隆盛	寛文七、二、二九	延寶八、二、三三	宮城若狭守重成
		岩田織部正通徳	寛文三、一、三三		

補職年月	轉免年月	人	名	補職年月	轉免年月	人	名
延寶八、二、二六	延寶八、八、二二	松平與右衛門	正重	元文四、九、一	元文五、二、三	水野備前守	勝彦
延寶八、八、三〇	元祿三、三、二五	甲斐庄飛騨守	正親	元文五、二、三六	延享三、六、一	嶋長門守	祥正
延寶九、四、六	元祿六、三、二五	北條新藏氏	平	延享元、六、一	寶曆三、四、七	能勢甚四郎	頼一
元祿三、三、三三	元祿一〇、四、三	能勢出雲守	頼相	延享三、七、二二	寬延三、二、三	馬場讚岐守	尙繁
元祿六、三、二五	元祿二、三、一	川口攝津守	宗恆	寬延三、三、二一	寶曆三、二、一	山田伊豆守	利延
元祿一〇、四、二四	元祿六、二、一三	松前伊豆守	喜廣	寶曆三、四、七	明和六、八、二五	依田和泉守	政次
元祿二、二、一	寶永元、一〇、一	保田越前守	宗易	寶曆三、三、二	寶曆五	土屋越前守	正方
元祿二、五、八、五	正徳四、一	丹羽遠江守	長守	明和五、五、二六	天明四、三、二	牧野大隅守	成賢
元祿六、二、二五	寶永二、一、三六	林土佐守	忠朗	明和六、八、二五	天明七、六、一	曲淵甲斐守	景漸
寶永元、一〇、一	享保二、二、二	松野登岐守	助義	天明四、三、二	寬政元、九、七	山村信濃守	良旺
寶永二、一、二六	享保四、一、二六	坪内源五郎	定鑑	天明七、六、一	天明七、九	石河土佐守	正民
正徳四、一、二六	享保八、七、二九	中山出雲守	時春	天明七、九、七	天明八、九、二〇	柳生主膳	正久通
享保二、二、三	元文元、八、二	大岡越前守	忠相	天明八、九、二〇	寬政四、一	初鹿野傳左衛門	信興
享保八、七、三〇	享保六、九、一九	諏訪美濃守	頼篤	寬政元、九、七	寬政七、六、二六	池田筑後守	長惠
享保一六、九、一九	元文三、二、二五	稻生下野守	正長	寬政四、一、一八	文化八、四	小田切土佐守	直年
元文元、八、三	元文四、九、一	松波筑後守	正春	寬政七、六、二六	寬政八、九、一八	坂部能登守	廣吉
元文三、二、二五	延享元、六、一	石河土佐守	政朝	寬政八、九、一八	寬政一〇、一〇、二七	村上大學	義禮

寬政一〇、一、二一	文化三、二、二四	根岸肥前守	鎮衛	安政四、三、二八	安政五、一〇、九	伊澤美作守	政義
文化八、四、二六	文政二、四	永田備後守	正直	安政五、五、三四	文久二、六、五	石谷因幡守	穆清
文化三、二、一	文政三、二、八	岩瀬伊豫守	氏記	安政五、一〇、九	文久元、五、二六	池田播磨守	頼方
文政二、四、一	天保七、九、三〇	榊原主計頭	忠之	文久元、五、二八	文久三、閏八、二五	黒川備中守	盛泰
文政三、三、二七	文政四、一、三三	荒尾但馬守	成章	文久二、六、五	文久二、一〇、二七	小笠原長門守	長常
文政四、一、二九	天保二、一、一八	筒井和泉守	政憲	文久二、一〇、二七	文久二、一、一	小栗豊後守	忠順
天保七、九、三〇	天保二、一、一八	大草能登守	高好	文久三、一〇、二七	文久三、四、二六	淺野備前守	長祚
天保二、三、二	天保四、二、三四	遠山左衛門尉	景元	文久二、二、一	文久三、八、一	井上信濃守	清直
天保三、四、二八	天保三、三、二二	矢部左近將監	定謙	文久三、四、一六	文久三、四、三三	佐々木信濃守	顯發
天保三、二、二八	弘化元、九、六	鳥居 <small>（河守）</small>	忠輝	文久三、四、三三	元治元、三、四	阿部越前守	正外
天保四、二、三四	天保四、一〇、一	阿部遠江守	正藏	文久三、八、二	元治元、六、二九	佐々木信濃守	顯發
天保四、一〇、一〇	嘉永元、二、八	鍋嶋 <small>（内匠頭）</small>	直孝	元治元、三、二四	元治元、七、六	都筑駿河守	峯暉
弘化元、九、二五	弘化二、三、二五	跡部能登守	良弱	元治元、六、二九	元治元、二、二〇	松平石見守	康直
弘化二、三、二五	嘉永五、三、三四	遠山左衛門尉	景元	元治元、六、二九	慶應三、六、二九	池田甲斐守	長顯
嘉永元、二、八	嘉永二、七	牧野駿河守	成綱	元治元、七、六	元治元、二、三二	池田播磨守	頼方
嘉永二、八、四	安政三、二、一八	井戸對馬守	覺弘	元治元、二、三三	慶應元、二、二	有馬出雲守	則篤
嘉永五、三、三〇	安政四、三、二八	池田播磨守	頼方	元治元、二、三三	慶應元、二、二	根岸肥前守	尙繁
安政三、二、一八	安政五、五、三四	跡部甲斐守	良弱	慶應元、二、二	慶應二、八、五	山口駿河守	直毅

補職年月	轉免年月	人 名	補職年月	轉免年月	人 名
慶應二、六、二九	慶應三、二	井上信濃守清直	寬永八、一、二	寬文元、二、二九	曾根源左衛門吉次
慶應二、八	慶應二、一〇、三四	有馬阿波守則篤	寬永九、五、三	寬文元、二、二九	伊丹喜之助康勝
慶應二、一〇、三四	明治元、一、五	駒井相模守信興	慶安四、六、二八	萬治三、二、九	村越治左衛門吉勝
慶應三、七、四	明治元、一、一五	朝比奈甲斐守昌廣	萬治三、五、三〇	寬文二、二、三	岡田豊前守善政
慶應三、二、二七	明治元、二、六	小出大和守秀實	寬文二、三、七	寬文二、八、七	伊丹藏人勝長
明治元、一、一〇	明治元、三、五	黒川近江守盛泰	寬文二、四、三	寬文二、〇、三	妻木彦右衛門頼憲
明治元、二、一七	明治元、三、一〇	石川河内守利政	寬文六、六、三	延寶元、七、五	松浦猪右衛門信貞
明治元、三、五	明治元、三、一〇	松浦越中守	寬文九、六、一〇	延寶八、八、二	杉浦内藏允正照
明治元、三、二五		佐久間鑄五郎信義	寬文二〇、九、二	延寶九、三、三九	徳山五兵衛重政
			寬文二、九、二〇	延寶八、八、三〇	甲斐庄喜左衛門正親
			延寶三、五、二三	延寶八、三、三五	岡部左近吉昌
			延寶八、三、三五	延寶八、三、三五	大岡五郎左衛門重清
			延寶八、一〇、七	貞享四、九、一〇	彦坂源兵衛重治
			天和二、一、六	天和二、〇、二六	高木善左衛門守藏
			貞享二、七、三	貞享二、九	中山主馬信久
			貞享二、一〇、二九	貞享四、九、一〇	松平與左衛門重冬
					仙石清右衛門政勝

○勘定奉行

慶長

寬永九、八、二六
寬永三、一、九
寬永二、二、三五

松平右衛門大夫正綱
伊奈備前守忠次
伊奈半十郎忠治
杉浦内藏允正友
酒井紀伊守忠吉

貞享四、九、一〇	元祿元、二、二	小菅遠江守正武	享保五、八、二八	享保九、二	寛 平太夫正鋪
貞享四、九、一〇	貞享五、八、三三	佐野六右衛門正周	享保八、三、三	享保四、三、三	久松大和守定持
貞享五、七、二七	元祿三、一、三	松平美濃守重良	享保八、一、一九	享保六、九、一九	稻生次郎左衛門正武
元祿元、二、一四	元祿二、四、二七	戸田又兵衛直武	享保四、二、三五	元文元、八、二	松波筑後守正春
元祿二、五、三	元祿三、四、四	稻生伊賀守正照	享保六、一〇、一	元文三、七、五	杉岡彌太郎能連
元祿七、三、一九	元祿二、五、二八	井戸三郎良弘	享保六、一〇、一	元文二、九、一	細田彌三郎時以
元祿九、四、二一	正徳二、九、二一	荻原彦次郎重秀	享保七、五、一	享保九、二、五	松平兵藏政澄
元祿三、一、一一	寶永二、二、一	久貝忠左衛門正方	享保九、二、一	寛延二、六、四	神谷武右衛門久敬
元祿三、四、二三	寶永五、三、二九	戸川備前守安廣	享保九、二、一	元文二、六、一	石野筑前守範種
元祿二、二、二八	正徳四、一、一八	中山出雲守時春	元文元、八、二	寛保二、八、二八	河野豊前守通喬
寶永二、二、一	寶永五、二、二九	石尾阿波守氏信	元文二、六、一	寶曆三、五、六	神尾五郎三郎春英
寶永二、三、三五	正徳六、二、三	大久保大隅守忠香	元文三、七、三	延享元、三、三	水野對馬守忠伸
寶永五、四、一	正徳三、三、三	平岩若狭守親信	元文三、七、三	元文四、一〇、二五	櫻井九右衛門政英
正徳二、一〇、一	享保四、四、一	水野對馬守重格	元文四、一〇、二八	延享三、三、一	木下伊賀守信名
正徳三、三、二八	享保八、三、二八	水野小左衛門信房	寛保三、一、二	延享二、四、四	萩原伯耆守美雅
正徳四、一、二八	享保六、三、二六	伊勢伊勢守貞數	延享元、二、二三	寛延元、三、二七	逸見八之助忠榮
正徳六、二、二	享保八、二、二五	大久保下野守忠位	延享三、四、二八	寶曆三、二、三	松浦河内守信正
享保四、四、二五	享保七、五、七	駒木根肥後守昌方	寛延元、七、二	寶曆七、六、一	曲淵越前守照親

補職年月	轉免年月	人	名	補職年月	轉免年月	人	名
寛延二、一、二	寛延四、八、一五	遠藤六郎右衛門	易續	明和二、三、二五	明和六、三、一七	伊奈半左衛門	忠宥
寛延二、七、六	寶曆元、一、三五	三井下野守	良龍	明和五、六、二六	安永二、二、一五	松平庄九郎	忠卿
寶曆二、一、二一	同 三、九、一六	永井丹波守	尙方	明和八、二、二八	安永四、一〇、二五	川井次郎兵衛	久敬
寶曆二、二、一六	明和二、二、二五	一色周防守	政沈	安永二、二、二五	安永七、七、一六	太田播磨守	正房
寶曆三、三、一	寶曆四、四、三二	松平 <small>〔安藝守〕</small>	忠陸	安永四、一、二四	安永五、九	新見加賀守	正榮
寶曆三、六、二	寶曆六、三、一	大井伊勢守	滿英	安永五、七、八	天明八、二、一五	桑原能登守	盛貞
寶曆四、四、九	寶曆八、一〇、二九	大橋近江守	親義	安永七、七、三〇	天明四、三、二	山村信濃守	良旺
寶曆五、七、三	寶曆七、八、六	中山遠江守	時庸	安永八、四、一五	天明六、二、一五	松本十郎兵衛	秀持
寶曆六、三、一	寶曆九、五、三三	細田丹後守	時俊	天明二、二、二四	天明六、二、一五	赤井越前守	忠島
寶曆六、三、一	寶曆八、一、九	稻生下野守	正英	天明四、三、二	寛政九、六、五	久世丹後守	廣氏
寶曆七、六、一	寶曆八、三	菅沼下野守	定秀	天明六、二、二四	天明八、七、二五	拓植長門守	正定
寶曆八、二、二七	寶曆二、九、七	小幡山城守	景利	天明六、三、一	天明七、二、二	青山但馬守	成存
寶曆九、一〇、四	安永八、四、一五	石谷 <small>〔備後守〕</small>	清昌	天明七、七、一	寛政一〇、二、二	根岸九郎左衛門	鐵衛
寶曆一〇、六、三	寶曆二、二、二六	坪内駿河守	定英	天明八、五、二〇	寛政四、二、八	久保田十左衛門	政邦
寶曆二、九、七	天明二、二、一	安藤彈正少弼	惟要	天明八、九、一〇	文化一四、二、二六	柳生主膳	正久通
寶曆二、九、七	明和五、五、二六	牧野大隅守	成賢	天明八、二、二四	天明九、二、二	曲淵甲斐守	昌漸
寶曆三、六、六	明和八、七、五	小野左太夫	一吉	寛政四、二、八	寛政六、九、一六	佐橋長門守	佳如

寛政六、五、三	寛政九	間宮 <small>〔筑前守〕</small>	信好	文政元、九、三〇	天保三	村垣淡路守	定行
寛政九、二、二	文化三、一、三〇	中川飛騨守	忠英	文政二、九、五	文政二、八、二八	石川左近將監	忠房
寛政九、八、二七	文化三、三、一五	石川左近將監	忠房	文政二、九、二四	文政二	遠山左衛門尉	景普
寛政九、一〇、二	享和二、五、二七	菅沼下野守	定喜	文政三、七、三八	文政六、九、二四	松浦伊勢守	忠
寛政九、二、三	寛政二	松平石見守	豊強	文政六、一、八	天保七、二、九	曾我豊後守	助弼
寛政二、九、一五	文化六、九、三	小笠原三九郎	長行	文政二、九、二〇	天保七、八、一〇	土方出雲守	勝政
享和二、六、三一	文化九、一、二四	松平淡路守	信行	文政二、三、二八	天保三、六、七	内藤隼人	正矩佳
文化三、二、一五	文化七、二、二四	水野若狭守	忠道	天保三、三、一五	天保三、一、一〇	明樂飛騨守	茂村
文化七、二、一四	文化二、三、六、七	肥田豊後守	頼常	天保六、三、三	天保七、九、三〇	大草能登守	高好
文化七、三、一四	文化八、四、二六	永田備後守	正道	天保七、九、三〇	天保九、二、二	矢部駿河守	定謙
文化八、四、二六	文化九、二、一七	有田播磨守	貞勝	天保七、九、三〇	天保八、七、八	神尾備中守	元孝
文化九、二、一九	文化三、七、二四	曲淵甲斐守	景露	天保八、七、三〇	天保三、四、二八	深谷遠江守	盛房
文化九、九、一	文化二	小長谷和泉守	政長	天保九、二、二	天保二、三、二	遠山左衛門尉	景元
文化二、一〇、一八	文化二、三、三	岩瀬加賀守	氏記	天保一、四、八	天保三、二、二七	佐橋長門守	佳富
文化二、六、一七	文政二、四、一	榊原主計頭	忠之	天保一、九、二四	天保四、一〇、九	梶野土佐守	良村
文化三、五、二四	文政二、九、二	服部備後守	貞勝	天保二、四、一五	天保三、五、一六	田口加賀守	喜行
文化三、七、二四	文政二、八、二	土屋 <small>〔伊賀守〕</small>	廉直	天保三、五、三	天保三、四、一五	土岐丹波守	頼旨
文化三、八、四	文政元	古川 <small>〔山城守〕</small>	氏清	天保三、六、二〇	天保三、三、二	松平豊前守	政周

補職年月	轉免年月	人名	補職年月	轉免年月	人名
天保三、二、二七	弘化元、八、三六	戸川播磨守安清	安政四、三、三	安政五、七、八	永井玄蕃頭尙志
天保三、二、九	弘化元、九、一五	跡部能登守良弼	安政五、五、三四	安政六、二、二	佐々木信濃守顯發
天保四、四、三〇	安政二、八、九	石河土佐守政平	安政五、七、二一	安政六、九、一〇	(格)立田主水正正明
天保四、一〇、一〇	弘化元、八、三三	榑原主計頭忠義	安政五、二、三〇	安政六、九、一〇	大澤豊後守兼哲
弘化元、八、三六	弘化二、三、三〇	中坊駿河守廣風	安政六、二、三三	萬延元、三、二五	山口丹波守直信
弘化元、八、三六	安政四、七、二四	松平河内守近直	安政六、三、九	萬延元、九、七	松平式部少輔近詔
弘化元、一〇、三四	嘉永三、七、八	久須美佐渡守祐明	安政六、四、三三	文久二、八、三四	(格)塚越大藏少輔元邦
弘化二、三、三〇	嘉永元、二、八	牧野駿河守成綱	安政六、九、〇	文久二、八、三四	松平出雲守康正
嘉永元、二、八	嘉永五、三、三〇	池田播磨守頼方	安政六、二、二八	萬延元、九、一五	竹内豊前守斯綏
嘉永三、七、八	嘉永三、二、二六	伊奈遠江守忠吉	萬延元、九、一五	文久二、一〇、三四	酒井但馬守忠行
嘉永三、二、二九	嘉永五、七、一〇	一色丹後守直休	萬延元、二、二五	文久二、六、五	小笠原長門守長常
嘉永五、四、二八	安政五、一	本多加賀守安英	文久元、一、三〇	元治元、八、五	竹内下野守保德
嘉永五、九、一〇	安政五、五、六	川路左衛門尉聖謨	文久元、一、三〇	文久元、一〇、一五	一色山城守直温
嘉永六、一〇、八	安政二、八、九	田村伊豫守顯影	文久元、一〇、一五	文久二、三、一八	根岸肥前守衛奮
安政元、二、三四	安政四、二、三	水野筑後守忠徳	文久二、六、五	文久二、閏八、二五	小栗豊後守忠順
安政二、八、九	安政五、五、三四	石谷因幡守穆清	文久二、七、五	文久三、八、一四	川勝丹波守廣運
安政四、七、三四	安政六、三、九	土岐豊前守朝昌	文久三、閏八、二五	文久三、七、一五	津田近江守正路

文久二、一〇、三四	元治元、三、一四	都筑駿河守峯暉	慶應元、六、二七	慶應二、六、一五	小笠原志摩守政民
文久二、三、一	文久三、四、三三	小栗豊後守忠順	慶應元、一〇、六	明治元、一、二八	小栗下總守政寧
文久二、三、一八	文久三、三、二九	一色山城守直温	慶應元、一〇、二六	慶應二、三、三三	井上主水正義斐
文久三、八、一四	元治元、六、三四	松平石見守康直	慶應元、一、二	慶應二、七、二	駒井甲斐守朝温
文久三、一、七	元治元、七、二二	立田主水正直	慶應二、五、一〇	慶應二、一〇、三四	小笠原攝津守廣業
文久三、三、二九	元治元、七、二三	(並)木村敬藏勝教	慶應二、六、二五	明治元、二、二七	都筑駿河守峯暉
元治元、四、八	元治元、五、六	齋藤攝津守三理	慶應二、八、二二	慶應三、五	服部左衛門佐常純
元治元、五、一四	元治元、二、三三	(並)有馬出雲守則篤	慶應二、八、二六	慶應三、三、一	朝比奈甲斐守昌廣
元治元、七、二	元治元、七、二三	鈴木大之進重嶺	慶應二、一〇、一五	慶應三、四、七	淺野美作守氏祐
元治元、七、三二	元治元、三、二二	根岸肥前守衛奮	慶應二、一〇	慶應三、四、七	塚原但馬守昌義
元治元、七、三二	元治元、七、三五	大久保越中守忠寛	慶應二、三、三	慶應三、六、三九	小笠原攝津守廣業
元治元、八、三	慶應元、一〇、一六	松平對馬守正之	慶應二、三、三五	慶應三、一、三三	(並)星野録三郎成美
元治元、八、一二	元治元、三、一八	駒井甲斐守朝温	慶應三、一、二六	慶應三、三、一八	溝口伊勢守勝如
元治元、八、二三	元治元、三、一八	小栗上野介忠順	慶應三、一、二六	明治元、二、三三	(並)木村甲斐守勝教
元治元、二、三三	慶應二、九、二	井上信濃守清直	慶應三、一、二六	明治元、八、一五	(並)河津伊豆守祐邦
元治元、三、一八	慶應元、一〇、一五	松平備中守康正	慶應三、六、五	明治元、二、三	栗本安藝守鯉
元治元、三、二二	慶應元、六、二七	土屋豊前守正直	慶應三、六、三四	同 三、一〇、三三	(並)織田和泉守信重
慶應元、五、四	明治元、閏四、六	小栗上野介忠順	慶應三、七、二七	同 三、一〇、三三	小出大和守秀實

補職年月	轉免年月	人	名
慶應三、八、二七	慶應三、二、二五	(並)羽田十左衛門正見	
慶應三、一〇、三三	明治元、正、三六	(並)小野友五郎	
慶應三、二、二五	明治元、二、二六	(並)岡田安房守忠養	
慶應三、二、二六	明治元、一、二八	(並)佐藤清五郎	
慶應三、二、二九	明治元、二、九	(並)星野豊後守成美	
明治元、一、二二	明治元、二、九	(並)加藤録十郎	
明治元、一、二五	明治元、一、二六	朝比奈甲斐守昌廣	
明治元、一、二五	明治元、二、二六	菊池丹後守隆吉	
明治元、一、二六	明治元、二、九	松平大岡守信敏	
明治元、二、四	明治元、三	松本壽太夫	
明治元、二、二一	明治元、三	平岡和泉守準	
明治元、二、二六	明治元、四、二五	原彌十郎	
明治元、三、三		木村兵庫頭嘉毅	
○安政以來新規役名			
○政事總裁職			
文久二、七、九	文久三、三、二五	松平	春嶽慶永

補職年月	轉免年月	人	名
文久三、一〇、二一	元治元、六、三	松平大和守直克	
○京都守護職			
文久二、四、一	元治元、二、二五	松平肥後守容保	
元治元、二、二五	元治元、四、七	松平大藏大輔慶永	
元治元、四、七	慶應三、二、九	松平肥後守容保	
○海軍總裁			
慶應二、二、二六	明治元、一、三三	稻葉兵部大輔正己	
明治元、一、二四	明治元、四、二〇	矢田堀讀岐守鴻	
○外國總裁			
慶應三、五	明治元、一、三三	小笠原壹岐守長行	
明治元、一、二四	明治元、四	山口駿河守直毅	
明治元、二、六	明治元、二、三九	河津伊豆守祐邦	

○陸軍總裁		
慶應二、二、二六	明治元、一、三三	松平縫殿頭乘謨
明治元、一、二四	明治元、四	勝安房守義邦

○會計總裁		
慶應三、五、二二	明治元、一、三三	松平周防守康直
明治元、一、二四	明治元、二、八	大久保一翁忠寛
明治元、二、八	明治元、四	山口駿河守直毅

○講武所奉行		
萬延元、一、二五	萬延元、八、二二	久貝因幡守正典
萬延元、一、二五	文久元、六、二二	池田甲斐守長顯
萬延元、一、二五	文久二、二、二七	大岡豊後守清謙
萬延元、九、二五	文久二、二、二八	酒井壹岐守忠謙
文久元、七、八	文久二、三、二五	稻葉兵部少輔正己

○海軍奉行		
慶應元、七、八	明治元、一、三三	大岡肥後守忠裕
慶應三、二、二	明治元、一、三三	京極主膳正高富
慶應二、六、二五	慶應二、六、二五	土井備中守利用
慶應二、六、二五	慶應二、六、二五	石川若狹守總管
慶應二、六、二五	慶應二、六、二五	永井肥前守尙服
慶應二、六、二五	慶應二、六、二五	渡邊甲斐守孝綱
慶應二、六、二五	慶應二、六、二五	堀石見守親義
慶應二、六、二五	慶應二、六、二五	久貝因幡守正典
慶應二、六、二五	慶應二、六、二五	遠藤但馬守胤城
慶應二、六、二五	慶應二、六、二五	松平備後守乘原
慶應二、六、二五	慶應二、六、二五	赤松左衛門尉範忠
慶應二、六、二五	慶應二、六、二五	土岐下野守朝昌
慶應二、六、二五	慶應二、六、二五	大久保越中守忠寛
慶應二、六、二五	慶應二、六、二五	石谷因幡守穆清
慶應二、六、二五	慶應二、六、二五	大關肥後守忠裕

補職年月 轉免年月 人名

○軍艦奉行

安政六、二、三四	安政六、八、三七	永井玄蕃頭尙志
安政六、八、三八	安政六、二〇、三六	水野筑後守忠徳
安政六、二、四	文久二、八、三四	井上信濃守清直
安政六、二、八	文久三、九、三五	木村攝津守嘉毅
文久二、四、八、二五	文久三、六	内田主殿頭正徳
文久三、八、二四	文久三、一〇、二一	松平備後守乘原
元治元、五、四	元治元、二、一〇	勝安房守義邦
元治元、五、五	元治元、六、二九	堀伊賀守利孟
元治元、三、二八	慶應元、二、二二	小栗上野介忠順
慶應元、二、二	慶應三、六、二七	木下大内記利義
慶應元、四、一五	慶應二、一、七	石野筑前守則常
慶應二、五、三六	慶應元、七、八	岡部駿河守長常
慶應二、一〇、一五	明治元、一、三八	勝安房守義邦
慶應三、一、一九	慶應三、一、一九	藤澤志摩守次謙
		池田可軒

○陸軍奉行

慶應三、六、三五	明治元、二、一八	木村兵庫頭嘉毅
慶應三、一〇、一四	明治元、二、一九	赤松播磨守純靜
文久二、二、一	文久三、三、二五	大關肥後守忠裕
文久三、五、一	文久三、六、二六	土井大隅守利善
元治元、一〇、一一	慶應二、一〇、八	竹中遠江守重固
慶應元、五、一一	慶應元、五、二五	神保遠江守相徳
慶應元、五、一五	慶應元、二、一	松平縫殿頭乘謨
慶應元、七、二七	慶應二、一〇、八	溝口伊勢守勝如
慶應二、八、四	慶應二、二、三六	稻葉兵部少輔正己
慶應三、一、一九	明治元、一、三三	石川若狹守總管
慶應三、四、七	明治元、一、三三	淺野美作守氏祐
慶應三、一〇、二六	明治元、二、九	竹中丹後守重固
文久三、三、二	文久三、五、一	山口信濃守直毅

○騎兵奉行

慶應三、五、一	慶應三、二、二	(並)戸田肥後守
慶應三、一〇、三三	明治元、二、九	小出播磨守英道
慶應三、一〇、三三	明治元、三、六	(並)向井伊豆守
慶應三、三、二	明治元、二、一九	(並)城和泉守
慶應三、三、二	明治元、二、九	(並)佐久間近江守
慶應三、三、二		(並)牧野土佐守
慶應三、三、二		(並)横田伊豆守
慶應三、三、二		(並)徳山出羽守
明治元、二、二八		大鳥圭介
明治元、二、二八		井上八郎

○步兵奉行

文久三、五、八	文久三、二、八	神保伯耆守長興
文久三、二、三六	元治元、六、三四	京極能登守高朗
慶應二、二、四	慶應二、三、三	山口駿河守直毅
文久二、二、一	文久三、四、三三	小栗豊後守忠順
文久三、五、一	元治元、八、三	溝口伊勢守勝如
文久三、六、三	元治元、一〇、二二	下曾根甲斐守信之
元治元、六、二	元治元、七、三	(並)藤澤志摩守次謙
元治元、七、三三	元治元、九、六	黒川近江守盛泰
元治元、一〇、五	慶應三、九、三〇	小出播磨守英道
慶應元、四、六	慶應三、二、三八	河野伊豫守通伸
慶應元、五、一一	慶應元、六、一九	駒井甲斐守朝温
慶應二、八、五	慶應二、二、四	山口駿河守直毅
慶應二、八、八	明治元、三、一	(並)富永相模守
慶應二、一一、一五	慶應三、一、八	(並)久世下野守廣道
慶應三、一、一九	慶應三、五、六	(並)藤澤志摩守次謙

○撤兵奉行

明治元、一、六	明治元、四	倉橋但馬守
慶應三、四	明治元、一	平山圖書頭敬忠
慶應三、一〇	慶應三、二	塚原但馬守

○外國惣奉行

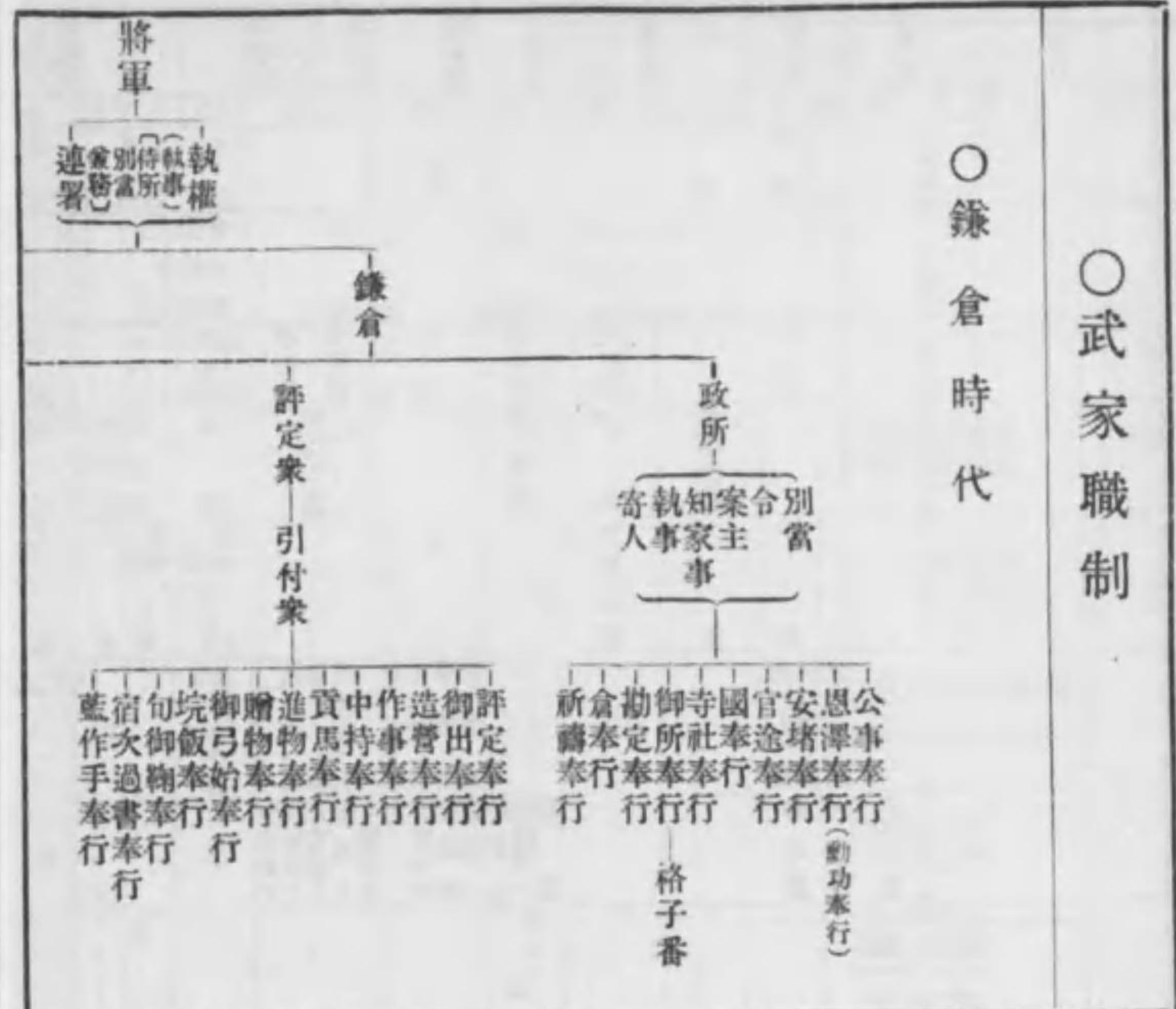
慶應三、四	明治元、一	平山圖書頭敬忠
慶應三、一〇	慶應三、二	塚原但馬守

補職年月	轉免年月	入	名	補職年月	轉免年月	人	名
慶應三、二	明治元、二、九	塚原但馬守昌義	安政六、一〇、三八	文久二、七、三	竹本圖書頭正雅		
慶應三、二	明治元、一	堀内藏頭直虎	安政六、三、二五	萬延元、九、二五	松平石見守康直		
○外國奉行							
安政五、七、八	安政六、八、三八	水野筑後守忠德	萬延元、四、一	文久元、二、二五	鳥居越前守忠善		
安政五、七、八	安政六、二、三四	永井玄蕃頭尙志	萬延元、二、八	文久元、七、二六	小栗豐後守忠順		
安政五、七、八	安政六、二、三四	井上信濃守清直	萬延元、三、一	文久元、三、八	高井丹波守道致		
安政五、七、八	萬延元、一、一〇	堀織部正利照	萬延元、三、一	文久元、一、三三	瀧川播磨守具知		
安政五、七、八	安政五、九、五	岩瀬肥後守忠震	文久元、三、二四	文久元、一、三三	津田近江守正路		
安政五、一〇、九	文久三、六、二五	村垣淡路守範忠	文久元、四、二	文久二、閏八、三五	野野山丹後守兼寛		
安政六、二、三四	萬延元、九、二五	酒井隱岐守忠行	文久元、五、二	文久二、六、二二	桑山左衛門尉元柔		
安政六、二、三四	安政六、八、二八	加藤壹岐守則著	文久元、八、二四	文久三、五、二五	竹内下野守保德		
安政六、七、八	文久二、六、三〇	新見伊勢守正興	文久元、九、二	文久元、一〇、一五	水野筑後守忠德		
安政六、八、三	萬延元、一〇、三	溝口讚岐守直清	文久元、一〇、一〇	文久二、七、三	竹本隼人正正明		
安政六、八、三八	萬延元、七、三三	赤松左衛門尉範忠	文久元、一〇、一五	文久二、三、一八	根岸肥前守衛奮		
安政六、九、一〇	安政六、一、一四	渡邊肥後守孝綱	文久元、一、二六	文久三、七、二二	大久保越中守忠寛		
					一色山城守直温		
					岡部駿河守長常		

文久二、六、七	文久二、一〇、一〇	田澤對馬守正路	元治元、六、二九	元治元、七、二五	佐佐木信濃守顯發
文久二、七、三	元治元、五、三七	菊池伊豫守隆吉	元治元、七、三三	慶應二、一、四	星野備中守千之
文久二、八、三四	文久二、三、一	井上信濃守清直	元治元、八、二三	慶應二、二、一	菊池伊豫守隆吉
文久二、閏八、五	文久三、四、三三	阿部越前守正外	元治元、八、五	元治元、九、一	駒井相模守信興
文久二、閏八、四	文久二、三、六	齋藤攝津守三理	元治元、九、一〇	元治元、一、三三	井上信濃守清直
文久二、一〇、二四	元治元、五、三四	小笠原攝津守廣業	元治元、九、一〇	明治元、閏四、五	江連加賀守堯則
文久二、二、一八	元治元、二、一〇	竹本甲斐守正雅	慶應元	慶應三、二、三〇	永井主水正尙志
文久三、四、一九	文久三、六、三四	澤勘七郎幸長	慶應元、四、三八	慶應二、八、五	山口駿河守直毅
文久三、五、二一	文久三、一〇、四	川路左衛門尉聖謨	慶應元、七、八	慶應元、七、一〇	白石下總守嶋岡
文久三、五、二五	文久三、七、五	淺野伊賀守氏祐	慶應元、九、二三	慶應三、六、二八	朝比奈甲斐守昌廣
文久三、六、三五	慶應元、九、二三	田村肥後守直廉	慶應元、二、一	慶應二、一、一八	栗本安藝守 颯
文久三、八、七	文久三、九、一〇	澤勘七郎幸長	慶應元、二、一九	慶應二、五	木下大内記利義
文久三、九、二	元治元、七、三三	池田筑後守長發	慶應二、一、七	慶應三、一〇、六	石野筑前守則常
文久三、九、二八	元治元、七、三三	河津駿河守祐邦	慶應二、八、二六	慶應三、七、二七	小出大和守秀實
文久三、一、四	慶應三、五、一三	柴田日向守剛中	慶應二、八、二七	明治元、二、六	川勝近江守廣運
文久三、二、一九	元治元、六、三三	竹本隼人正正明	慶應二、八、二九	慶應三、四、二四	平山圖書頭敬忠
元治元、三、四	元治元、九、二八	土屋豊前守正直	慶應二、九、二七	慶應二、一〇、一五	淺野美作守氏祐
元治元、六、一	元治元、六、三三	澤左近將監幸長	慶應二、九、二七	慶應二、三、一五	合原左衛門尉義直

○武家職制

○鎌倉時代



○室町時代

